第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条の規定を準用する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）の改正により戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭費の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

（大蔵・厚生・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百九号（昭四一・七・一）
◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつたことを事由として、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受けていた者で、同日において当該給付に係る不具廃疾の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第五項症までに該当したものをいう。

一　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）第二条第一項第一号に規定する者であつたことにより支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給

二　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給

三　遺族援護法第七条の規定により支給される障害年金

四　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

五　遺族援護法第二条第一項第二号に規定する者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により不具廃疾となつたものに対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条　昭和三十八年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつて日本の国籍を有していた者を除く。）であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一　昭和三十八年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に日本の国籍を失つた者

二　前号の期間内に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つているとき認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取り消しをした者

三　禁錮以上の刑に処せられ、昭和四十一年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く。）

四　当該戦傷病者等が昭和四十一年四月一日前に死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかつたときは、死亡した

出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

2　特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なう。

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第四条　特別給付金の額は、十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別給付金を受ける権利の受継）

第五条　特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかつたときは、死亡した

者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2　前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3　前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

（時効）

第六条　特別給付金を受ける権利は、三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（時効の中断）

第七条　特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（譲渡又は担保の禁止）

第八条　特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第九条　特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

（非課税）

第十条　租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2　特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十一条　第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3　前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4　第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（権限の委任）

第十二条　この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

（省令への委任）

第十三条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

（特別給付金の支給の特例）

2　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十四号）による遺族援護法第二条及び第四条第四項の規定の改正並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）による遺族援護法第二条第一項及び第四条第二項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかつたことによる同法第七条に規定する障害年金を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。

（国債の発行の日）

3　第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十一年五月十六日とする。

（厚生省設置法の一部改正）

4　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十三号の四の次に次の一号を加える。

六十三の五　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法を施行すること。

（法務・大蔵、厚生・郵政・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十号（昭四一・七・一）

◎流通業務市街地の整備に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　流通業務施設の整備に関する基本方針（第三条）
第三章　流通業務地区及び流通業務団地（第四条―第八条）
第四章　流通業務団地造成事業
第一節　流通業務団地造成事業の施行（第九条・第十条）
第二節　測量、調査及び事業用地の取得等（第十一条―第二十四条）
第三節　事業計画及び処分計画（第二十五条―第二十九条）
第四節　造成施設等の処分等（第三十条―第三十九条）
第五章　雑則（第四十条―第四十八条）
第六章　罰則（第四十九条―第五十三条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている大都市における流通業務市街地の整備に関し必要な事項を定めることにより、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図り、もつて都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「流通業務施設」とは、第五条第一項第一号から第五号までに掲げる施設をいう。

2　この法律において「流通業務団地造成事業」とは、第七条第一項の流通業務団地について、この法律で定めるところに従つて行なわれる同項第二号に規定する流通業務施設の全部又は一部の敷地の造成、造成された敷地の処分並びにそれらの敷地とあわせて整備されるべき公共施設及び公益的施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

3　この法律において「施行者」とは、流通業務団地造成事業を施行する者をいう。

4　この法律において「施行地区」とは、流通業務団地造成事業を施行する土地の区域をいう。

5　この法律において「公共施設」とは、道路、自動車駐車場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6　この法律において「公益的施設」とは、官公庁施設、医療施設その他の施設で、流通業務地区の利便のために必要なものをいう。

7　この法律において「造成施設等」とは、流通業務団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

8　この法律において「造成敷地等」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその敷地以外のものをいう。

9　この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をいう。

第二章　流通業務施設の整備に関する基本方針

第三条　経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣は、協議により、都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている東京都、大阪市その他政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。以下この条及び次条において同じ。）について、それぞれ、流通業務施設の整備に関する基本方針（以下この条及び次条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該大都市の都心の区域及びその他の区域における流通業務施設の機能及び立地に関する基本的事項

二　流通業務地区の数、位置、規模及び機能に関する基本的事項

三　流通業務地区内の流通業務施設の種類、規模及び機能に関する基本的事項

3　基本方針は、次の各号に掲げる事項を勘案して定めるものとする。

一　物資の流通量の見通し

二　物資の流通に関する技術の向上及び流通機構の改善の見通し

三　自動車の交通量の見通し

四　道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通し

4　基本方針は、首都圏の区域内の大都市に係るものにあつては首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十一条の首都圏整備計画（事業計画を除く。）に、近畿圏の区域内の大都市に係るものにあつては、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第八条第二項の基本整備計画に適合したものでなければならない。

5　基本方針の決定に当たつては、あらかじめ、自治大臣の意見をきくものとする。

第三章　流通業務地区及び流通業務団地

（流通業務地区）

第四条　建設大臣は、前条第一項の大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、当該大都市の区域のうち、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について、都道府県知事の申出に基づき、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画の施設として流通業務地区を指定することができる。

2　流通業務地区の指定は、前条の規定により定められた基本方針に基づいてしなければならない。

3　建設大臣は、流通業務地区を指定しようとするときは、あわせて当該地区が流通業務市街地として整備されるために必要な公共施設に関する都市計画を決定しなければならない。

（流通業務地区内の規制）

第五条　何人も、流通業務地区においては、次の各号の一に該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号の一に該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

一　トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設

二　卸売市場

三　倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場

四　上屋又は荷さばき場

五　道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗

六　金属板、金属線若しくは紙の切断、木材の引割り、製氷又は冷凍の事業の用に供する工場

七　前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫

八　自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場

九　前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの

2　公共施設又は建設省令で定める公益的施設の建設及び改築並びに流通業務地区の指定の際すでに着手していた建設及び改築については、前項の規定は、適用しない。

3　流通業務地区については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条及び第五十条の規定は、適用しない。

（違反施設に対する措置）

第六条　都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転、除却もしくは改築又は用途の変更（以下この条及び第四十九条において「施設の移転等」という。）をすべきことを命ずることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定により施設の移転等を命じようとするときは、あらかじめ、その施設の移転等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じなときは、この限りでない。

3　第一項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくてその施設の移転等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、その施設の移転等をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、施設の移転等を行なうべき旨及びその期限までに施設の移転等を行なわないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、施設の移転等を行なう旨を公告しなければならない。

4　前項の規定により施設の移転等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（流通業務団地に関する都市計画）

第七条　建設大臣は、流通業務地区内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法の定める手続によつて、流通業務団地を都市計画として決定するものとする。

一　流通業務地区外の幹線道路、鉄道等の交通施設の利用が容易である位置にあること。

二　当該区域内において整備されるべきトラックターミナル、鉄道の貨物駅又は中央卸売市場及びこれらと密接な関連を有するその他の流通業務施設の敷地が、これらの施設における貨物の集散量及びこれらの施設の配置に応じた適正な規模のものであること。

三　良好な流通業務団地として一体的に整備される自然的条件を備えていること。

四　当該区域内の土地の大部分が建築物の敷地として利用されていないこと。

2　前項の都市計画においては、同項第二号の流通業務施設の敷地の位置及び規模並びに公共施設及び公益的施設の位置及び規模を決定するものとする。

3　第一項の都市計画においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合若しくは延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の高さ又は壁面の位置の制限を定めるものとする。

第八条　前条第一項の都市計画は、次の各号に規定するところに従つて決定しなければならない。

一　道路、自動車駐車場その他の施設に関する都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二　当該区域が、流通業務施設が適正に配置され、かつ、各流通業務施設を連絡する適正な配置及び規模の道路その他の主要な公共施設を備えることにより、流通業務地区の中核として一体的に構成されることとなるように定めること。

第四章　流通業務団地造成事業

第一節　流通業務団地造成事業の施行

（流通業務団地造成事業の施行）

第九条　流通業務団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第十条　都市計画法第五条の規定は、流通業務団地造成事業には適用しない。

2　流通業務団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大臣に流通業務団地造成事業を施行することを申し出てその指定を受けたものが施行する。

第二節　測量、調査及び事業用地の取得等

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第十一条　流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第十二条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下この条、次条及び第四十九条において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下この条、次条及び第四十九条において「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第二項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、流通業務団地造成事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第十三条　第十一条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2　前条の規定により障害物を伐除しようとする者又

は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第十四条　流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、第十一条第一項又は第十二条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第十五条　流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第十六条　流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、流通業務団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第十七条　都市計画事業として決定された流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、流通業務団地造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、流通業務団地造成事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、流通業務団地造成事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5　都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6　第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（事業の施行について周知させるための措置）

第十八条　第十条第二項の指定があつたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物（次条及び第五十二条において「土地建物等」という。）の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する流通業務団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

（土地建物等の先買い）

第十九条　前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2　前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3　第一項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

（土地の買取請求）

第二十条　都市計画事業として決定された流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地で、第二十三条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているものの所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつている場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2　前項の規定により買い取るべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4　前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第百三十三条の規定の例による。

（流通業務団地造成事業のための土地等の収用）

第二十一条　施行者は、流通業務団地造成事業のため必要がある場合においては、流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2　前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

（材料置場等の施設の設置のための土地等の使用）

第二十二条　施行者は、流通業務団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

（土地収用法の適用等）

第二十三条　第二十一条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に関しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2　都市計画法第十九条から第二十二条まで（同条第三号を除く。）の規定は、第二十一条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「流通業務市街地の整備に関する法律第十七条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

5　土地収用法第八十七条の規定は、第二十一条第二項の規定による収用の請求について準用する。

（生活再建のための措置）

第二十四条　施行者は、流通業務団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情のゆるす限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるように努めるものとする。

第三節　事業計画及び処分計画

（事業計画及び処分計画）

第二十五条　施行者は、事業計画及び処分計画を定めなければならない。

2　事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計及び資金計画を定めなければならない。

3　処分計画においては、造成施設等の処分方法及び処分価額に関する事項並びに処分後の造成敷地等の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

4　この法律に規定するもののほか、事業計画及び処分計画の設定の技術的基準その他事業計画及び処分計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（処分計画の認可等）

第二十六条　施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2　施行者は、事業計画を定めた場合においては、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。これを変更した場合（建設省令で定める軽微な変更をした場合を除く。）においても、同様とする。

（処分計画の基準）

第二十七条　処分計画においては、造成敷地等の処分価額は、類地等の時価を基準とし、かつ、当該造成敷地等の取得及び造成又は整備に要する費用（公共施設及び公益的施設の敷地の造成及びそれらの施設の整備に要する費用のうち当該造成敷地等である敷地に配分されるべき費用を含む。）並びに当該造成敷地等の位置、品位及び用途を勘案して決定するように定めなければならない。

第二十八条　処分計画においては、処分後の造成施設等のうち都市計画が決定されているものについてはその都市計画に適合するように、その他のものについては当該流通業務団地にふさわしい規模及び用途の施設が建設されるように定めなければならない。

（事業計画及び処分計画に関する協議）

第二十九条　施行者は、事業計画又は処分計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画若しくは処分計画又はその変更に関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

第四節　造成施設等の処分等

（工事完了の公告）

第三十条　施行者は施行地区（施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（事業計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めたときは、遅滞なく、当該施行地区について工事が完了した旨を公告しなければならない。

（流通業務団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理）

第三十一条　流通業務団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、前条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、

又は処分計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2　施行者は、前条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3　施行者は、前条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4　公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画において定められた設計に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第三十二条　流通業務団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十条第二項の公告の日の翌日において施行者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2　流通業務団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分計画で特別の定めをしたものを除き、第三十条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するものとする。

（造成施設等の処分）

第三十三条　施行者は、造成施設等をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2　地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成施設等の処分については、当該地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

（造成敷地等の譲受人の公募）

第三十四条　施行者は、造成敷地等について、政令で特別の定めをするものを除き、建設省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

（造成敷地等の譲受人の資格）

第三十五条　公募による造成敷地等の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

一　造成敷地等である敷地においてみずから流通業務施設を経営しようとする者であること。

二　流通業務施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

三　譲渡の対価の支払能力がある者であること。

（造成敷地等の譲受人の選考）

第三十六条　施行者は、造成敷地等の譲受人を公募する場合には、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して、その譲受人を決定するものとする。

一　流通業務施設の敷地を当該流通業務団地造成事業に必要な土地として提供した者

二　当該流通業務地区の存する第三条第一項の大都市の都心の区域として施行者が定める区域内にある流通業務施設の敷地に代えて流通業務施設の敷地を取得しようとする者

三　当該流通業務地区の存する第三条第一項の大都市の都心の区域として施行者が定める区域内に流通業務施設を有する者で、造成敷地等である敷地にその流通業務施設と同一の業種に属する流通業

務施設を新設しようとするもの（前号に該当する者を除く。）

四　その他の者

（流通業務施設の建設義務）

第三十七条　施行者から流通業務施設を建設すべき敷地を譲り受けた者（その承継人を含むものとし、国、地方公共団体その他政令で定める者を除く。）は、施行者が定めた期間内に、建設省令で定めるところにより流通業務施設の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者の承認を受け、当該計画に従つて流通業務施設を建設しなければならない。

2　施行者は、前項の規定に違反して、その定めた期間内に同項の規定による承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて流通業務施設を建設しなかつた者に対して、当該敷地の譲渡契約を解除することができる。

（造成敷地等に関する権利の処分の制限）

第三十八条　第三十条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する所有権、地上権、賃権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一　当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他政令で定める者である場合

二　相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

三　滞納処分、強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

四　土地収用法その他の法律により収用され、又は使用される場合

五　その他政令で定める場合

2　前項に規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものでないかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成敷地等の利用の規制の趣旨に従つて当該造成敷地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3　第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成敷地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（図書の備置き等）

第三十九条　施行者は、第三十条第二項の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、建設省令で定めるところにより、当該造成施設等の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2　前項の図書の送付を受けた市町村長は、第三十条第二項の公告をした日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3　都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、第三十条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、流通業務団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、流通業務団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4　何人も、前項の規定により設けられた標識を都道

府県知事の承認を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第五章　雑則

（費用の負担）

第四十条　流通業務団地造成事業に要する費用は、施行者の負担とする。

（書類の送付に代わる公告）

第四十一条　施行者は、流通業務団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2　前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

（資金の調達についての配慮等）

第四十二条　国は、流通業務団地造成事業に必要な資金の調達について配慮するものとする。

2　国は、造成敷地等である敷地を譲り受けて流通業務施設を建設しようとする者又は流通業務団地に関する都市計画に従い流通業務施設を建設しようとする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

3　農林大臣又は都道府県知事は、流通業務団地の区域内の農地又は採草放牧地を流通業務団地造成事業又は流通業務団地に関する都市計画に適合した流通業務施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による許可を求められた場合においては、流通業務団地造成事業の施行又は流通業務施設の建設が促進されるよう配慮するものとする。

（技術的援助の請求）

第四十三条　都道府県及び日本住宅公団は建設大臣に対して、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対して、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ流通業務団地造成事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（施行者等に対する監督）

第四十四条　建設大臣は、施行者が定めた事業計画又はこの法律、この法律に基づく命令若しくは流通業務団地造成事業に関する都市計画に従い流通業務施設を建設しようとする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

2　建設大臣は、造法又は不当な第三十八条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成敷地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

（関連公共施設の整備）

第四十五条　国及び地方公共団体は、流通業務団地造成事業の施行に関連して必要となる公共施設の整備に努めるものとする。

（関係行政機関との調整）

第四十六条　建設大臣は、第四条第一項の規定により流通業務地区を指定しようとするとき、又は第七条第一項の規定により流通業務団地を都市計画として決定しようとするときは、あらかじめ、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣に協議するものとする。

2　建設大臣は、第二十六条第一項の規定により処分計画を認可しようとするときは、あらかじめ、当該処分計画に係る造成敷地等である敷地の上に建設されることとなる流通業務施設の設置又は経営について他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関の長に協議しなければならない。

（大都市の特例）

第四十七条　この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（都道府県が施行する流通業務団地造成事業に係る事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（政令への委任）

第四十八条　この法律に特に定めるもののほか、この法律により公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第四十九条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項の規定による命令に違反して、施設の移転等をしなかつた者

二　第十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

三　第十二条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

四　第十七条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

五　第三十七条第一項の規定に違反して、施行者が定めた期間内に、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて流通業務施設を建設しなかつた者

六　第三十八条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設を権利者に引き渡した者

七　第三十八条第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の施設を建設すべきことを内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途以外の施設を建設したもの

第五十条　第五条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十一条　第十五条第二項又は第三十九条第四項の規定に違反して、第十五条第一項又は第三十九条第三項の規定により設けられた標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十九条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二　第十九条第一条の届出について、虚偽の届出をした者

三　第十九条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四　第三十八条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

第五十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第四十九条又は第五十条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（都市計画法の一部改正）

2　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

都市計画区域内において流通業務市街地の整備に関する法律に依る流通業務地区の指定、変更又は廃止を為すときは、都市計画の施設としてこれを為すべし

第十一条ノ二中「若ハ広場」を「、広場若ハ流通業務団地」に改める。

（公有水面埋立法の一部改正）

3　公有水面埋立法（大正十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」を「、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律又ハ流通業務市街地の整備に関する法律」に改める。

第二十六条中「又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十九条」を「、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十九条又ハ流通業務市街地の整備に関する法律第三十二条」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号の十一を第五号の十二とし、第五号の十を第五号の十一とし、第五号の九の次に次の一号を加える。

五の十　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改め、「新住宅市街地開発事業」の下に「、流通業務団地造成事業」を加える。

（日本住宅公団法の一部改正）

5　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業を施行すること。

（租税特別措置法の一部改正）

6　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）」の下に「、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）」を加える。

第四条の二第二項中「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改め、「新住宅市街地開発事業」の下に「、流通業務団地造成事業」を加える。

（日本住宅公団法の一部改正）

5　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業を施行すること。

（租税特別措置法の一部改正）

6　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）」の下に「、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）」を加える。

第四条の二第二項中「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改め、「新住宅市街地開発事業」の下に「、流通業務団地造成事業」を加える。

（住宅地造成事業に関する法律の一部改正）

7　住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「地すべり防止区域」の下に「、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項の流通業務地区」を加える。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百十一号（昭四一・七・一）

◎執行官法

（職務）

第一条　執行官は、次の事務を取り扱う。

一　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、競売法（明治三十一年法律第十五号）その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務

二　民事訴訟法の規定による強制執行、競売法の規定による競売その他私法上の権利を実現し又は保全するための手続を構成する物の保管、管理、換価その他の行為に係る事務で、裁判において執行官が取り扱うべきものとされたもの

（事務の処理）

第二条　執行官は、申立てによりその事務を取り扱う。ただし、裁判所が、その係属する事件の手続の一部として、直接に執行官に取り扱わせる事務については、この限りでない。

2　執行官の事務の分配は、所属の地方裁判所が定める。ただし、前条第二号の事務のうち裁判において特定の執行官が取り扱うべきものとされた事務は、その執行官が取り扱う。

（除斥）

第三条　執行官は、次の各号に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一　執行官又はその配偶者が、当事者（刑事事件及び少年の保護事件における被害者を含む。以下同じ。）であるとき、又は当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二　執行官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき。

三　執行官が当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四　執行官がその取り扱うべき事務について当事者の代理人であるとき。

（職務執行区域）

第四条　執行官は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、所属の地方裁判所の管轄区域内においてその職務を行なう。

（不服の申立て）

第五条　申立てにより取り扱う事務についてした執行官の処分（手数料及び費用の額の計算を含む。）に対

する不服の申立てについては、民事訴訟法又は競売法に特別の定めがあるものを除くほか、民事訴訟法第五百四十四条第一項に規定する異議の例による。

（金銭の保管）

第六条　執行官が職務の執行として差し押え、又は交付を受けた金銭は、これを受け取るべき者に直ちに交付し、又は供託するものを除き、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官の所属の地方裁判所が保管する。

（手数料及び費用）

第七条　執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、及び職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける。

（手数料を受ける場合）

第八条　執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。

一　文書の送達（執行行為に属するものを除く。）

二　差押え又は仮差押え（民事訴訟法第五百八十六条第二項の規定による照査手続において行なわれるものを除く。）

三　民事訴訟法第五百八十六条第二項の規定による照査手続に係る事務

四　換価のために有体動産の引渡しを受けること。

五　競売又はその他の方法による換価の実施（民事訴訟法第五百八十三条に規定する事務を含む。）

六　特定の動産又は代替物の一定の数量を債務者から取り上げて債権者に引き渡すこと。

七　不動産又は人の居住する船舶について債務者の占有を解いて債権者にその占有を得させること。

八　差押え又は仮差押えをした物を債務者その他の者に保管させた場合におけるその状況の点検

九　差押え又は仮差押えをした物を執行処分の取消しとして債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡すこと。

十　商法（明治三十二年法律第四十八号）、破産法（大正十一年法律第七十一号）又は会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去

十一　拒絶証書の作成

十二　債務者が抵当証券の所持人に対して支払をしない旨の証明

十三　民事訴訟法第六百四十三条第三項の規定による不動産の取調べ

十四　前各号の事務以外の第一条第一号に掲げる事務

十五　民事訴訟法第七百三十三条第一項の規定による決定に基づく執行

十六　仮処分その他の保全処分の執行で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

十七　前二号の事務以外の第一条第二号に掲げる事務で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

2　執行官は、前項各号の事務の実施に着手する前であつても、次の各号に掲げる場合においては、当該事務に係る手数料を受ける。

一　送達を行なうべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて送達を実施することができなかつたとき。

二　前項第二号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務について、競売の日時及び場所の公告その他最高裁判所の規則で定める当該事務の実施に必要な準備行為をした後において、民事訴訟法第五百五十条に規定する事由又は申立ての取下げその他当事者に存する事由により、その実施を取りやめたとき。

（手数料の額）

第九条　前条第一項第一号から第十六号までの事務に係る手数料の額は、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般賃金事情その他一切の事情を考慮して、最高裁判所の規則で定める。

2　前条第一項第十七号の事務に係る手数料の額は、裁判において当該事務を執行官が取り扱うべきものとした裁判所が定める。

（費用の種類）

第十条　執行官が支払又は償還を受ける費用は、次のとおりとする。

一　郵便料及び電信電話料

二　公告の費用

三　民事訴訟法第五百三十七条に規定する立会人の日当及び旅費

四　鑑定人の日当、旅費、宿泊料及び報酬

五　技術者及び労務者の手当

六　民事訴訟法第五百八十二条又は第五百八十三条に規定する事務を行なうための費用

七　物の運搬、保管、監守及び保存の費用

八　果実収穫の費用

九　官庁その他の公の団体から証明を受ける費用

十　物の現況を記録するために撮影する写真の費用

十一　民事訴訟法第五百九十三条の規定により執行裁判所に差し出すべき届書の作成の費用

十二　執行官の旅費及び宿泊料

2　前項第三号に規定する日当及び旅費並びに同項第四号に規定する旅費及び宿泊料は、最高裁判所の規則で定める場合に執行官が支給するこれらの費用とする。

3　執行官の旅費及び宿泊料は、執行官がその勤務する裁判所から一キロメートル以上の地においてその職務を行なう場合及び執行官がその職務を行なうために宿泊を要する場合における費用とする。

（費用の額）

第十一条　前条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十二号の費用（鑑定人の報酬を除く。）の額は、最高裁判所の規則で定めるところによる。

2　前項の規定する費用を除くほか、費用の額は、実費の額による。

（支払義務者）

第十二条　執行官の手数料及び職務の執行に要する費用は、執行官が申立てにより取り扱う事務については申立人が、裁判所が直接に執行官に取り扱わせる事務については裁判所が、支払い又は償還する。ただし、法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

（手数料の弁済期）

第十三条　執行官は、各個の事務を完了した後又はこれを続行することを要しないこととなつた後でなければ、その事務についての手数料を受けることができない。ただし、第八条第二項に規定する場合又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（時効）

第十四条　手数料を受け、及び立て替えた費用の償還を受ける権利は、裁判所が支払い又は償還する場合を除き、五年間行なわないときは、時効により消滅する。

（予納）

第十五条　執行官は、申立てにより取り扱う事務については、最高裁判所の規則で定めるところにより、申立人に手数料及び職務の執行に要する費用の概算額を予納させることができる。ただし、申立人が訴

訟上の救助を受けた者であるときは、この限りでない。

2　前項の概算額の予納は、執行官の所属の地方裁判所にするものとする。

3　申立人が第一項の概算額を予納しないときは、執行官は、申立てを却下することができる。

4　申立人は、予納した金額の限度において、手数料及び費用の支払又は償還の義務を免れる。この場合においては、執行官は、予納を受けた裁判所から手数料及び費用の支払又は償還を受ける。

（訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例）

第十六条　訴訟上の救助を受けた者の申立てによる強制執行についての手数料及び職務の執行に要した費用で、債務者から取り立てることができなかつたものがあるときは、執行官の請求により、国庫がこれを支給する。

（執行記録の保管等）

第十七条　執行記録その他執行官が職務上作成する書類は、執行官が保管する。

2　当事者その他の利害関係人は、前項の書類その他執行官が職務上保管する書類の閲覧を求めることができる。

3　前項の規定により書類の閲覧を求めるには、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に手数料を納めなければならない。ただし、当事者が未済の執行記録の閲覧を求める場合は、この限りでない。

（謄本等の作成）

第十八条　当事者その他の利害関係人は、執行記録その他執行官が職務上作成する書類の謄本若しくは抄本又は執行官が取り扱つた事務に関する証明書の交付を求めることができる。

2　前項の規定により書類の交付を求めるには、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に書記料を納めなければならない。

（援助）

第十九条　執行官は、その職務を行なうについて特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。

2　前項の場合においては、各執行官は、それぞれその手数料を受け、及び職務の執行に要する費用につき、各別にその支払又は償還を受けるものとする。

（職務の代行）

第二十条　地方裁判所は、執行官の事故その他の理由により必要があるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、裁判所書記官に執行官の職務の全部又は一部を行なわせることができる。

2　前項の場合においては、執行官の受けるべき手数料、第十条第一項第十一号及び第十二号の費用、第十八条第二項の書記料並びにその他の費用の償還金は、国庫の収入とする。

（国庫補助金）

第二十一条　執行官は、一年間に収入した手数料が政令で定める額に達しないときは、国庫からその不足額の支給を受ける。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（執達吏規則等の廃止）

第二条　執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）及び執達吏手数料規則（明治二十三年法律第五十二号）は、廃止する。

（裁判所法の一部改正）

第三条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し、第一項及び第三項から第五項までの規定中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を削る。

第六十三条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六十五条中「家庭裁判所調査官補」の下に「、執行官」を加える。

（民事訴訟法の一部改正）

第四条　民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第百二十条第一号中「裁判費用」の下に「並執行官ノ手数料及其ノ職務ノ執行ニ要スル費用」を加え、同条第二号中「執行吏及」を削る。

第百二十三条中「執行吏」を「執行官」に改め、「報酬」の下に「又は手数料」を加える。

第百六十二条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第百七十四条を次のように改める。

第百七十四条　削除

第五百三十一条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五百三十三条中「債権者執行力アル正本ヲ所持シテ強制執行ヲ委任シタルトキハ執行吏ハ特別ノ委任ヲ受ケザルトキト雖モ」を「適法ナル強制執行ノ申立アリタルトキハ執行官ハ」に改める。

第五百三十四条を次のように改める。

第五百三十四条　執行官ハ執行力アル正本ヲ所持スルニ非ザレバ債務者及ビ第三者ニ対シ強制執行及ビ前条ニ掲ゲタル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第五百三十五条第一項及び第五百三十六条から第五百三十八条までの規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百三十九条第一項中「夜間及ビ日曜日並ニ一般ノ祝祭日ニハ」を「日曜日其他ノ一般ノ休日又ハ午後七時ヨリ翌日ノ午前七時マデノ間ニ於テハ」に改める。

第五百四十条第一項及び第二項第六号中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百六十二条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第百七十七条中「第百六十七条、」を削る。

第五百四十四条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改める。

執行官ガ強制執行ノ申立ヲ却下シタル場合ニ於ケル異議ニ付テモ亦前項ト同様トス

第五百六十六条第一項及び第三項、第五百七十条第二項及び第三項並びに第五百七十一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百七十二条中「執行吏」を「執行官」に改め、「債権者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セズシテ」を削る。

第五百七十三条、第五百七十四条第二項、第五百七十九条から第五百八十三条まで、第五百八十四条第一項及び第五百八十五条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百八十六条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

既ニ差押ヲ為シタル後更ニ強制執行ノ申立アリタル場合ニ於テハ執行官ハ差押調書ニ基キ物ノ照査ヲ為シ未ダ差押ニ係ラザル物アルトキハ之ヲ差押ヘ差押調書ヲ作リ前ノ差押調書ニ之ヲ添附ス可シ若シ差押フベキ物アラザルトキハ照査調書ヲ作リ前ノ差押調書ニ之ヲ添附ス可シ

第五百八十八条、第五百九十条及び第五百九十一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百九十三条第一項中「其売得金ヲ供託ス可シ」を「執行官ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ヅ可ク其届書ニハ執行手続ニ関スル書類ヲ添附ス可シ」に改め、同条第三項を削る。

第六百三条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百十五条第一項中「債権者ノ委任シタル執行吏」を「執行官」に改める。

第六百二十条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百二十六条中「金額ヲ供託シタル」を「事情ヲ届出デタル」に改める。

第六百三十条第二項及び第三項並びに第六百三十九条第四項中「仍ホ」を削る。

第六百四十三条第一項第三号中「反別若クハ坪数」を「地積」に改め、同項第四号中「建坪」を「床面積」に改め、同条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百五十五条中「鑑定人ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ其評価額ヲ以テ最低競売価額ト為ス」を「適当ト認ムル者ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売価額ヲ定ム可シ」に改める。

第六百五十八条第一項中「、日時及ビ競売ヲ為ス可キ執行吏ノ氏名並ニ住所」を「及ビ日時」に改める。

第六百五十九条第二項、第六百六十二条ノ二第三項、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十六条第一項、第六百六十七条第二項、第六百八十七条第三項、第七百四条第一項及び第二項、第七百十一条第二項、第七百三十条、第七百三十一条第一項及び第三項から第五項まで並びに第七百五十条第四項中「執行吏」を「執行官」に改める。

（競売法の一部改正）

第五条 競売法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「委任」を「申立」に、「区裁判所」を「地方裁判所」に、「執達吏」を「執行官」に改め、同項第二号中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「委任者」を「申立人」に改める。

第二十一条第一項中「委任」を「申立」に、「取消ス」を「取下グル」に改め、同条第二項中「委任者」を「申立人」に改める。

第二十二条第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十五条第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 裁判所ハ適当ト認ムル者ヲシテ競売ニ付スベキ不動産ノ評価ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売価額ヲ定ムベシ

第三十六条及び第四十条第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

（執行吏の身分についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に執行吏に任命されている者は、別に辞令を発せられないときは、執行官に任命され、かつ、現にその者の属する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

（執行吏の取り扱った事務等についての経過措置）

第七条 この法律及びこの法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、競売法その他の法律の規定は、別段の定めがある場合を除き、執行吏がこの法律の施行前に職務を行なうべき命令又は委任を受けた事務についても適用する。ただし、旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によって生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前に旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によって執行吏がした強制執行その他の職務行為は、この法律及びこの法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、競売法その他の法律の規定の相当規定によってした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に当事者その他の関係人が旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によってした執行吏がしたものとみなす。

4 前二項の規定は、この法律の施行前に旧執達吏規則の規定により執行吏の職務を行なう裁判所書記官がした職務行為及びこれに対して当事者その他の関係人がした行為について準用する。

（手数料及び立替金についての経過措置）

第八条 この法律の施行前に完了し又は続行することを要しないこととなった各個の事務及びこの法律の施行前に着手されこの法律の施行の際まだ完了していない各個の事務に係る手数料及び立替金の額については、なお従前の例による。この法律の施行前に第八条第二項各号に掲げる場合に該当した各個の事務に係る手数料及び立替金の額についても、同様とする。

2 この法律の施行前に、執行吏又は旧執達吏規則の規定により執行吏の職務を行なう裁判所書記官が、旧執達吏手数料規則の規定により予納させた手数料及び立替金は、この法律の適用については、これらの法律の相当規定によって執行官がしたものとみなす。

3 この法律の施行前に当事者その他の関係人が旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によってした執行吏に対する委任その他の行為は、この法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によってした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。

4 前二項の規定は、この法律の施行前に旧執達吏規則の規定により執行吏の職務を行なう裁判所書記官又はこの法律の規定により執行官の職務を行なう裁判所書記官が、この法律の相当規定によって予納させたものとみなす。

（告知書等の送付についての暫定措置）

第九条 執行官は、当分の間、第一条に定めるもののほか、私法上の法律関係に関する告知書又は催告書の送付の事務を取り扱うものとする。

2 第八条第二項第一号及び第九条第一項の規定は、前項の事務につき執行官が受ける手数料について準用する。

（金銭の保管等についての暫定措置）

第十条 第六条の規定による金銭の保管及び第十五条の予納金の予納については、当分の間、第六条及び第十五条第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の規則で別段の定めをすることができる。

2 刑事事件及び少年の保護事件における書類の送達については、当分の間、この法律中手数料に関する規定を適用しない。

（臨時の職務の代行についての暫定措置）

第十一条　執行官は、当分の間、所属の地方裁判所の許可を受けて、この法律の施行前に旧執達吏規則第十一条第一号から第三号までのいずれかに該当した者又はこの法律の施行の際に執行吏事務処理規則（昭和二十八年最高裁判所規則第二十三号）第十二条第一項の規定による認定を受けている者に、臨時にその職務を代行させることができる。

2　執行官は、前項の規定により職務を代行させたときは、旧執達吏規則第十七条の例により、その職務を代行した者に報酬を支給しなければならない。

（退職後の給付等についての検討）

第十二条　執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（退職後の年金についての暫定措置）

第十三条　前条の退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、恩給法の例によつて、国務大臣以外の文官が受ける普通恩給又は増加恩給に相当する恩給を受ける。

2　前項の恩給の年額は、第二十一条の政令で定める額を俸給年額とみなして算出する。ただし、前条の退職手当に関する措置が講ぜられた後の退職に係る前項の恩給の年額については、この限りでない。

（恩給についての経過措置）

第十四条　この法律の施行前に給与事由の生じた旧執達吏規則に基づく恩給については、なお従前の例による。

2　前項の規定によつて従前の例によることとされる恩給は、前条の規定により執行官が受ける恩給とみなす。

3　この法律の施行前に執達吏又は執行吏として在職した者が執行官に任命された場合においては、その者が執達吏又は執行官として在職した期間は、前条の規定の適用については、執行官として在職した期間とみなす。

（民事訴訟費用法の一部改正）

第十五条　民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　執行官ノ手数料及ビ其職務ノ執行ニ要スル費用ハ執行官法ノ規定ニ従フ

第十六条第一項中「執達吏手数料規則」を「執行官法」に改める。

（民法の一部改正）

第十六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百七十一条中「及ビ執行吏」を削る。

第百七十二条中「公証人及ビ執行吏」を「及ビ公証人」に改める。

（民法の一部改正に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行前に執行を終えた職務に関して受け取つた報酬についての執行吏の責任の消滅時効については、前条の規定による民法の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に原因たる事件が終了した場合における執行吏の職務に関する債権及びこの法律の施行前に原因たる事件中の各事項が終了した場合におけるその事項に関する債権についても、同様とする。

（商法施行法の一部改正）

第十八条　商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一項中「執達吏」を「執行官」に改める。

（訴訟費用等臨時措置法の一部改正）

第十九条　訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

訴訟費用臨時措置法

第一条中「、刑事訴訟費用、執行吏手数料等」を「及刑事訴訟費用」に改める。

第四条から第六条までを削る。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正）

第二十条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第四号」を「第五号」に改める。

（公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正）

第二十一条　公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を「訴訟費用臨時措置法」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法の一部改正）

第二十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「債権者の委任した執行吏」を「執行官」に改める。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十三条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「又は執行吏を、執行吏又は執行官」に改める。

（商法等の一部改正）

第二十四条　次に掲げる法律の規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

一　商法第三百九十条第二項

二　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第八十三条第三項

三　破産法第百八十六条第一項及び第百八十八条

四　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第二十七条第二項

五　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条の二

六　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第六条第六号

七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第二項

八　裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）第二条

九　会社更生法第四十一条第三項及び第百七十七条第二項、第百七十八条第三項、第百七十九条第二項、第百八十条第二項、第二百十三条、第二百十四条並びに第二百十六条第二項

十　特別処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第三条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条、第七条、第十条第三項、第十一条第三項、第十七条、第二十一条第二項、第二十三条、第二十四条並びに第二十六条第二項

十一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第百九十条

十二　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十三号及び第五十五条第三号

（国民年金法の一部改正）

第二十五条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基く」を「執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定に基づく」に改める。

（通算年金通則法等の一部改正）

第二十六条　次に掲げる法律の規定中「執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）」を「執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定」に改める。

一　通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第四条第二項第二号ホ

二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第二項第十二号

三　特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第二項第十二号

（国民年金法等の一部改正に関する経過措置）

第二十七条　旧執達吏規則に基づく年金たる給付は、国民年金法、通算年金通則法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の適用については、附則第十三条の規定に基づく年金たる給付とみなす。

（読替規定）

第二十八条　他の法律中「執達吏規則」とあるのは「執行官法」と、「執達吏」又は「執行吏」とあるのは「執行官」と読み替える。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・通商産業・運輸・自治大臣署名）

法律第百十二号（昭四一・七・一）

◎計量法の一部を改正する法律

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十条」に、「第三十五条―第四十六条」を「第三十一条―第四十六条」に、

「第四章　検定、比較検査及び基準器検査
　第一節　検定（第八十六条―第九十六条）
　第二節　比較検査（第九十七条―第百五条）
　第三節　基準器検査（第百六条―第百二十二条）」

を

「第四章　検定、型式の承認、比較検査及び基準器検査
　第一節　検定（第八十六条―第九十四条）
　第二節　型式の承認（第九十五条―第九十六条の十）
　第三節　比較検査（第九十七条―第百五条）
　第四節　基準器検査（第百六条―第百二十二条）」

に、「第百五十八条」を「第百五十八条の二」に改める。

第二条中「温度」を「電流、温度、光度」に、「流量」を「角速度、角加速度の大きさ、立体角、流量、質量流量」に、「光度、光束、照度、周波数」を「周波数、電力量、電力、電気量、電圧、起電力、電界の強さ、電気抵抗、静電容量、インダクタンス、磁束、磁束密度、起磁力、磁界の強さ、無効電力、無効電力量、皮相電力、皮相電力量、光束、輝度、照度、放射能、中性子放出率、照射線量」に、「耐火度、力率」に、「生体実効線量」を「エネルギーフルエンス」に、「生体実効線量率、粒子束」を「エネルギー束密度」に、「粒子束密度の時間積分量、放射性物質量、放射性物質表面密度、放射性物質濃度及び放射性物質壊変率」を「粒子フルエンス、放射能面密度及び放射能濃度」に改める。

第三条中「時間、」の下に「電流、」を加え、「左の通り」を「次のとおり」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三項中「基いて」を「基づいて」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　電流の計量単位は、アンペアとする。

アンペアは、真空中に一メートルの間隔で平行に置かれた無限に小さい円形断面積を有する無限に長い二本の直線状導体のそれぞれを流れ、これらの導体の長さ一メートルごとに力の大きさが一〇、〇〇〇、〇〇〇分の二ニュートンの力を及ぼし合う不変の電流として通商産業大臣が現示する。

アンペアは、交流の電流においては、前項のアンペアで表わしたその電流の瞬時値の二乗の一周期平均の平方根が同項のアンペアに等しい電流とする。

第五条中「角度、」の下に「角速度、角加速度の大きさ、立体角、」を、「流量、」の下に「質量流量、」を「濃度、」の下に「周波数、電力量、電力、電気量、電圧、起電力、電界の強さ、電気抵抗、静電容量、インダクタンス、磁束、磁束密度、起磁力、磁界の強さ、無効電力、無効電力量、皮相電力、皮相電力量、」を加え、「照度、周波数」を「輝度、照度、放射能、中性子放出率、照射線量」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、第六号を次のように改める。

六　圧力の計量単位は、ニュートン毎平方メートル、重量キログラム毎平方メートル、水銀柱メートル、水柱メートル及び気圧とする。

ニュートン毎平方メートルは、一平方メートルにつき一ニュートンの圧力をいう。

重量キログラム毎平方メートルは、一平方メートルにつき一重量キログラムの圧力をいう。

水銀柱メートルは、〇・七六分の一〇一、三二五ニュートン毎平方メートルをいう。ただし、気象に関しては、国際気象機関で採決されたものによることができる。

水柱メートルは、九、八〇六・六五ニュートン毎平方メートルをいう。

気圧は、一〇一、三二五ニュートン毎平方メートルをいう。

第五条第七号中「キロワット時」を「ワット秒」に、「キログラムメートル」を「重量キログラムメートル」に、「一、〇〇〇ワット」を「一ワット」に、「三、六〇〇秒の時間」を「一秒間」に改め、同条第八号中「キログラムメートル毎秒」を「重量キログラムメートル毎秒」に、「一キログラムメートル」を「一重量キログラムメートル」に改め、同条第九号中「キロワット時、キログラムメートル及びキロカロリー」を「ワット秒、重量キログラムメートル及びカロリー」に、「キロワット時は、一キロワット時」を「ワット秒は、一ワット秒」に、「キログラムメートルは、一キログラムメートル」を「重量キログラムメートルは、一重量キログラムメートル」に、「キロカロリーは」を「カロリーは」に、「一・〇一三二五〇バール」を「一〇一、三二五ニュートン毎平方メートル」に、「一キログ

ラム」を「〇・〇〇一キログラム」に、「四、一八六・〇五ジュール」を「四・一八六〇五ジュール」に改め、同条第十号中「弧に対する中心角の」を「弧の中心に対するに改め、同条第十九号中「当り」を「当たり」に、「二・〇二三三五〇バール」を「一〇二、三三五ニュートン毎平方メートル」に改め、同号を同条第四十四号とし、同号の前に次の三号を加える。

四十一　放射能の計量単位は、壊変毎秒とする。

壊変毎秒は、放射性核種の壊変数が一秒につき一であるときの放射能をいう。

壊変毎秒は、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

四十二　中性子放出率の計量単位は、中性子毎秒とする。

中性子毎秒は、中性子が一秒につき一個の割合で放出される中性子放出率をいう。

中性子毎秒は、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

四十三　照射線量の計量単位は、レントゲンとする。

レントゲンは、エックス線又はガンマ線の照射により空気一キログラムにつき放出された電離性粒子が、空気中においてそれぞれ一〇、〇〇〇分の二・五八クーロンの電気量を有する正及び負のイオン群を生じさせる照射線量をいう。

レントゲンは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

第五条中第十八号を削り、第十七号を第四十号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十九　輝度の計量単位は、カンデラ毎平方メートルとする。

カンデラ毎平方メートルは、一平方メートルの面積の平面光源が、その平面と垂直な方向において、一様な輝度を有しており、その光度が一カンデラであるときに、その方向における輝度をいう。

第五条第十六号中「単位立体角（一メートルの半径を有する球の球面上の一平方メートルの部分に対する中心立体角をいう。）」を「一ステラジアンの立体角」に改め、同号を同条第三十六号とし、同号の前に次の十八号を加える。

二十　周波数の計量単位は、サイクル毎秒、サイクル又はヘルツとする。

サイクル毎秒、サイクル又はヘルツは、周期的現象が一秒間に一回繰り返される周波数をいう。

二十一　電力量の計量単位は、ワット秒又はジュールとする。

ワット秒は、一ワット秒の仕事に相当する電力量をいう。

ジュールは、一ジュールの仕事に相当する電力量をいう。

二十二　電力の計量単位は、ワットとする。

ワットは、一ワットの工率に相当する電力をいう。

二十三　電気量の計量単位は、クーロンとする。

クーロンは、一アンペアの不変の電流によつて一秒間に運ばれる電気量をいう。

二十四　電圧の計量単位は、ボルトとする。

ボルトは、一アンペアの不変の電流が流れる導体の二点間において消費される電力が一ワットであるときに、その二点間の電圧をいう。

ボルトは、交流の電圧においては、前項のボルトで表わした電圧の瞬時値の二乗の一周期平均の平方根が同項のボルトに等しい電圧をいう。

二十五　起電力の計量単位は、ボルトとする。

ボルトは、一ボルトの電圧に相当する起電力をいう。

二十六　電界の強さの計量単位は、ボルト毎メートルとする。

ボルト毎メートルは、一クーロンの電気量を有する無限に小さい帯電体に働く力の大きさが一ニュートンである真空中における電界の強さをいう。

二十七　電気抵抗の計量単位は、オームとする。

オームは、一アンペアの電流が流れる導体の二点間の電圧が一ボルトであるときに、その二点間の電気抵抗をいう。

オームは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

二十八　静電容量の計量単位は、ファラドとする。

ファラドは、一クーロンの電気量を充電したときに一ボルトの電圧を生ずる二導体間の静電容量をいう。

二十九　インダクタンスの計量単位は、ヘンリーとする。

ヘンリーは、一秒間に一アンペアの割合で一様に変化する電流が流れるときに一ボルトの起電力を生ずる閉回路のインダクタンスをいう。

三十　磁束の計量単位は、ウェーバとする。

ウェーバは、一回巻きの閉回路と鎖交する磁束が一様に減少して一秒後に消滅するときに、その閉回路に一ボルトの起電力を生じさせる磁束をいう。

三十一　磁束密度の計量単位は、テスラ又はウェーバ毎平方メートルとする。

テスラ又はウェーバ毎平方メートルは、磁束の方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ウェーバの磁束密度をいう。

三十二　起磁力の計量単位は、アンペア又はアンペア回数とする。

アンペア又はアンペア回数は、一回巻きの閉回路に一アンペアの不変の電流が流れるときに生ずる起磁力をいう。

三十三　磁界の強さの計量単位は、アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルとする。

アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルは、一様磁界において磁界の方向に沿つて一メートル離れた二点間の起磁力が一アンペアであるときの磁界の強さをいう。

第五条中第十五号を削り、第十四号を第十九号とし、第十三号を第十八号とし、同条第十二号の二中「ストークス」を「平方メートル毎秒」に、「二、〇〇〇キログラム毎立方メートル」を「二キログラム毎立方メートル」に、「ポアズ」を「ニュートン秒毎平

方メートル」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十二号中「ポアズ」を「ニュートン秒毎平方メートル」に、「〇・一ニュートン」を「一ニュートン」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五　質量流量の計量単位は、キログラム毎秒とする。

キログラム毎秒は、一秒につき一キログラムの質量流量をいう。

第五条第十一号中「及びキログラム毎秒」及び「キログラム毎秒は、一秒につき一キログラムの流量をいう。」を削り、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の三号を加える。

十一　角速度の計量単位は、ラジアン毎秒とする。

ラジアン毎秒は、一秒につき一ラジアンの角速度をいう。

十二　角加速度の大きさの計量単位は、ラジアン毎秒毎秒とする。

ラジアン毎秒毎秒は、一秒につき一ラジアン毎秒の角加速度の大きさをいう。

十三　立体角の計量単位は、ステラジアンとする。

ステラジアンは、球の半径の平方に等しい面積の球面上の部分の中心に対する立体角をいう。

第六条を次のように改める。

（補助計量単位）

第六条　第三条及び前条の計量単位の補助計量単位は、次のとおりとする。

一　第三条第一号のメートルの補助計量単位は、ミクロンとする。

ミクロンは、メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

二　第三条第二号のキログラムの補助計量単位は、グラム及びトンとする。

グラムは、キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

トンは、一、〇〇〇キログラムをいう。

三　第三条第三号の秒の補助計量単位は、分及び時とする。

分は、六〇秒をいう。

時は、三、六〇〇秒をいう。

四　第三条第五号のケルビン度の補助計量単位は、度とする。

度は、ケルビン度を表わす数値から二七三・一五を減じた数値で表わされる目盛による。

五　前条第一号の平方メートルの補助計量単位は、アールとする。

アールは、一〇〇平方メートルをいう。

六　前条第二号の立方メートルの補助計量単位は、リットルとする。

リットルは、立方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

七　前条第三号のメートル毎秒の補助計量単位は、メートル毎時とする。

メートル毎時は、一時間につき一メートルの速さをいう。

八　前条第四号のメートル毎秒毎秒の補助計量単位は、ガルとする。

ガルは、メートル毎秒毎秒の一〇〇分の一をいう。

九　前条第五号のニュートンの補助計量単位は、ダインとする。

ダインは、ニュートンの一〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十　前条第五号の重量キログラムの補助計量単位は、重量グラム及び重量トンとする。

重量グラムは、重量キログラムの一、〇〇〇分

の一をいう。

重量トンは、一、〇〇〇重量キログラムをいう。

十一　前条第六号のニュートン毎平方メートルの補助計量単位は、バールとする。

バールは、一〇〇、〇〇〇ニュートン毎平方メートルをいう。

十二　前条第六号の重量キログラム毎平方メートルの補助計量単位は、重量グラム毎平方メートルとする。

重量グラム毎平方メートルは、重量キログラム毎平方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

十三　前条第七号のジュールの補助計量単位は、エルグとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十四　前条第七号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は三、六〇〇ワット秒をいう。

十五　前条第九号のジュールの補助計量単位は、エルグとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十六　前条第九号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒という。

十七　前条第十号の度の補助計量単位は、秒及び分とする。

秒は、度の三、六〇〇分の一をいう。

分は、度の六〇分の一をいう。

十八　前条第十四号の立方メートル毎秒の補助計量単位は、リットル毎秒、リットル毎分、リットル毎時、立方メートル毎分及び立方メートル毎時とする。

リットル毎秒は、一秒につき一リットルの流量をいう。

リットル毎分は、一分につき一リットルの流量をいう。

リットル毎時は、一時間につき一リットルの流量をいう。

立方メートル毎分は、一分につき一立方メートルの流量をいう。

立方メートル毎時は、一時間につき一立方メートルの流量をいう。

十九　前条第十五号のキログラム毎秒の補助計量単位は、グラム毎秒、グラム毎分、グラム毎時、キログラム毎分、キログラム毎時、トン毎秒、トン毎分及びトン毎時とする。

グラム毎秒は、一秒につき一グラムの質量流量をいう。

グラム毎分は、一分につき一グラムの質量流量をいう。

グラム毎時は、一時間につき一グラムの質量流量をいう。

キログラム毎分は、一分につき一キログラムの質量流量をいう。

キログラム毎時は、一時間につき一キログラムの質量流量をいう。

トン毎秒は、一秒につき一トンの質量流量をいう。

トン毎分は、一分につき一トンの質量流量をいう。

トン毎時は、一時間につき一トンの質量流量をいう。

二十　前条第十六号のニュートン秒毎平方メートルの補助計量単位は、ポアズとする。

ポアズは、ニュートン秒毎平方メートルの一〇

分の一をいう。

二十一　前条第十七号の平方メートル毎秒の補助計量単位は、ストークスとする。

ストークスは、平方メートル毎秒の一〇、〇〇〇分の一をいう。

二十二　前条第十八号のキログラム毎立方メートルの補助計量単位は、グラム毎リットル及びグラム毎立方メートルとする。

グラム毎リットルは、一リットルにつき一グラムの密度をいう。

グラム毎立方メートルは、一立法メートルにつき一グラムの密度をいう。

二十三　前条第二十号のサイクル毎秒、サイクル又はヘルツの補助計量単位は、回毎分及び回毎時とする。

回毎分は、周期的現象が一分間に一回繰り返される周波数をいう。

回毎時は、周期的現象が一時間に一回繰り返される周波数をいう。

二十四　前条第二十一号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

二十五　前条第三十号のウェーバの補助計量単位は、マクスウェルとする。

マクスウェルは、ウェーバの一〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

二十六　前条第三十一号のテスラ又はウェーバ毎平方メートルの補助計量単位は、ガンマ及びガウスとする。

ガンマ、テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ガウスは、テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一〇、〇〇〇分の一をいう。

二十七　前条第三十三号のアンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルの補助計量単位は、エルステッドとする。

エルステッドは、アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルを円周率の四倍で除したものの一、〇〇〇倍をいう。

二十八　前条第三十五条のバール秒の補助計量単位は、バール時とする。

バール時は、三、六〇〇バール秒をいう。

二十九　前条第三十七号のボルトアンペア秒の補助計量単位は、ボルトアンペア時とする。

ボルトアンペア時は、三、六〇〇ボルトアンペア秒をいう。

三十　前条第四十一号の壊変毎秒の補助計量単位は、壊変毎分及びキュリーとする。

壊変毎分は、放射性核種の壊変数が一分につき一であるときの放射能をいう。

キュリーは三七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇壊変毎秒をいう。

三十一　前条第四十二号の中性子毎秒の補助計量単位は、中性子毎分とする。

中性子毎分は、中性子が一分につき一個の割合で放出される中性子放出率をいう。

2　前項に規定するもののほか、第三条及び前条の計量単位並びに同項の補助計量単位に一〇の整数乗を乗じたものを表わす補助計量単位は、政令で定める。

第七条中「外」を「ほか」に改め、「、液体又は粒状物の体積の計量」を削り、「速さ」の下に「、圧力」を加え、「、流量」を削る。

第九条中「照射線量」を「力率」に、「生体実効線量」を「エネルギーフルエンス」に、「生体実効線量率、粒子束」を「エネルギー束密度」に、「粒子束密度の時間積分量、放射性物質量、放射性物質表面密度、放射性物質濃度及び放射性物質壊変率」を「粒子フルエンス、放射能面密度及び放射能濃度」に改める。

第十二条中「左に」を「次に」に、「第三条第五号及び第五条第十九号」を「第三条第六号並びに第五条第二十七号及び第四十一号から第四十四号まで」に改め、各号を次のように改める。

一　直尺、巻尺、畳尺、はさみ尺及び回転尺（政令で定めるものを除く。）

二　質量計（政令で定めるものを除く。）

三　温度計（政令で定めるものを除く。）

四　皮革面積計

五　ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク（政令で定めるものを除く。）

六　機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計（政令で定めるものを除く。）

七　アネロイド型圧力計（政令で定めるものを除く。）

八　ボンベ型熱量計及び流水型熱量計（政令で定めるものを除く。）

九　浮ひよう型密度計

十　浮ひよう型濃度計

十一　電力量計

十二　最大需要電力計

十三　無効電力量計

十四　照度計（政令で定めるものを除く。）

十五　照射線量計（政令で定めるものを除く。）

十六　騒音計（政令で定めるものを除く。）

十七　繊度計（政令で定めるものを除く。）

十八　浮ひよう型比重計

第二章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節　製造

（製造の事業の登録）

第十三条　計量器の製造（通商産業省令で定める範囲内の改造以外の改造を含む。以下同じ。）の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。ただし、自己が取引又は証明以外の用途にのみ供する計量器の製造の事業を行なおうとする場合は、この限りでない。

（登録の申請）

第十四条　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、第十二条第十一号から第十三号までに掲げる計量器（以下「電気計器」という。）に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業省令で定めるところにより都道府県知事を経由して通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表の氏名

二　事業の区分

三　当該計量器の製造をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四　当該計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項について調査しなければならない。

（登録の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、第十三条の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第二十七条、第三十五条又は第五十一条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一

年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第十六条　通商産業大臣は、第十三条の登録の申請があつた場合において、その申請に係る第十四条第一項第四号に規定する設備が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

（登録簿）

第十七条　通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三　第二十七条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及び期間

（登録証の交付）

第十八条　通商産業大臣は、第十三条の登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

2　登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　氏名又は名称及び住所

三　事業の区分

（登録の有効期間）

第十九条　第十三条の登録の有効期間は、登録の日から起算して一〇年とする。ただし、再登録を妨げない。

（検査規程）

第二十条　第十三条の登録を受けた者（以下「製造事業者」という。）は、当該計量器の検査に関し、通商産業省令で定める事項を記載した検査規程を作成し、その事業を開始した後、遅滞なく、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、当該計量器について適正な品質を確保するため必要があると認めるときは、製造事業者に対し、前項の規定により届け出た検査規程を変更すべきことを命ずることができる。

（附帯事業）

第二十一条　製造事業者は、第十四条第一項第二号、わらず、当該計量器の修理（第十三条の通商産業令で定める範囲内の改造を含み、通商産業省令で定める軽微な修理を除く。第六十九条第二項を除き、以下同じ。）の事業を行ない、又は第四十七条第一項の規定にかかわらず、同項の政令で定める計量器であつてその者が製造若しくは修理をしたものの販売の事業を行なうことを妨げない。

（承継）

第二十二条　製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受け者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第十五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

（変更の届出等）

第二十三条　製造事業者は、第十四条第一項第二号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたとき

は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があつた製造事業者は、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2　前項の場合において、前条の規定により製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

（廃止の届出）

第二十四条　製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第二十五条　製造事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（登録の失効）

第二十六条　製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第二十七条　通商産業大臣は、製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二　第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三　不正な手段により第十三条の登録を受けたとき。

四　第十四条第一項第四号に規定する設備を欠くに至つたとき。

五　第二十条第一項の規定により届け出た検査規程を実施しないと認めるとき。

（登録の消除）

第二十八条　通商産業大臣は、製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第二十九条　製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

（省令への委任）

第三十条　この節に定めるもののほか、登録の手続、登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第二節　修理

（修理の事業の登録）

第三十一条　計量器の修理の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつてはその事業を行なおうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、自己が取引又は証明以外の用途にのみ供する計量器の修理の事業を行なおうとする場合は、この限りでない。

（登録の申請）

第三十二条　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつてはその修理の事業を行なおうとする場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業の区分

三　当該計量器の修理をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地その他その事業を行なおうとする場所

四　当該計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

（登録の基準）

第三十三条　通商産業大臣又は都道府県知事は、第三十一条の登録の申請があつた場合において、その申請に係る前条第四号に規定する設備が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

（附帯事業等）

第三十四条　第三十一条の登録を受けた者（以下「修理事業者」という。）は、第四十七条第一項の規定にかかわらず、同項の政令で定める計量器であつてその者が修理をしたものの販売の事業を行なうことを妨げない。

2　修理事業者（電気計器について第三十一条の登録を受けた者を除く。）であつて、当該登録に係る都道府県以外の都道府県の区域において工場又は事業場を設けないで当該計量器の修理の事業を行なおうとするものは、あらかじめ、通商産業省令で定める事項をその区域を管轄する都道府県知事に届け出たときは、同条の規定にかかわらず、その都道府県知事の管轄区域内において、その事業を行なうことを妨げない。

（登録の取消し等）

第三十五条　通商産業大臣又は都道府県知事は、修理事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二　次条において準用する第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三　不正な手段により第三十一条の登録を受けたとき。

四　第三十二条第四号に規定する設備を欠くに至つたとき。

五　次条において準用する第二十条第一項の規定により届け出た検査規程を実施しないと認めるとき。

（準用規定）

第三十六条　第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十条までの規定は、第三十一条の登録及び修理事業者に準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三十七条から第四十六条まで　削除

第四十七条第一項中「計量器の販売又は販売の仲立（以下「販売等」という。）を「政令で定める計量器の販売又は販売の仲立（輸出のための販売又は販売の仲立ちを除く。以下「販売等」という。）に、「行おう」を「行なおう」に、「区分」を「事業の区分」に、「店舗ごとに、その所在地を管轄する」を「事業を行なおうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその」に、「但し、計量器の製造若しくは修理の事業の許可」を「ただし、計量器の製造、修理」に、「許可又は登録」を「登録」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「販売等の事業を行おう」を「同項の政令で定める計量器の販売等の事業を行なおう」に、「販売等の方法及び期間を定めて、その店舗（店舗のない者にあつては、住所）の所在地」を「その旨をその事業を行なおうとする場所」に改め、後段を削る。

第四十八条及び第四十九条を削り、第五十条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「販売等の事業」を「前条第一項」に、「左の事項を記載した由請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その店舗の所在地」を「次の事項を記載した由請書をその事業を行なおうとする場所」に改め、同条第一号中「その代表者の氏名及び住所」を「その代表者の氏名」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改め、同条を第四十八条とする。

二　事業の区分

三　店舗の所在地その他その事業を行なおうとする場所

第五十一条第一項中「販売等の事業の登録の申請が左の」を「第四十七条第一項の登録の申請が次の」に改め、同項第二号中「販売等」を「当該計量器の販売等」に、「行うに」を「行なうのに」に改め、同項第二号中「通商産業省令で定める計量器の販売等の事業の登録の申請にあつては、」を削り、「検定証印」の下に「型式承認番号」を加え、同条第二項を削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条から第六十二条までを削り、第五十九条の見出しを「（登録の取消し等）」に改め、同条中「左の」を「次の」に、「定めて、その店舗（店舗のない者にあつては、住所）の所在地」を「その旨をその事業を行なおうとする場所」に改め、後段を削る。

第六十三条の前の見出しを「（譲渡等の制限）」に改め、同条中「計量器の」を「体温計その他の政令で定める計量器の」に、「第九十二条」を「第九十条」に改める。

第六十四条第一項中「左に」を「次に」に改め、第二十二条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十条までの規定は、第三十一条の登録及び修理事業者に準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三十七条から第四十六条まで　削除

第四十七条第一項中「計量器の販売又は販売の仲立（以下「販売等」という。）を「政令で定める計量器の販売又は販売の仲立ち（輸出のための販売又は販売の仲立ちを除く。以下「販売等」という。）に、「行おう」を「行なおう」に、「区分」を「事業の区分」に、「店舗ごとに、その所在地を管轄する」を「事業を行なおうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその」に、「但し、計量器の製造若しくは修理の事業の許可」を「ただし、計量器の製造、修理」に、「許可又は登録」を「登録」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「販売等の事業を行おう」を「同項の政令で定める計量器の販売等の事業を行なおう」に、「販売等の方法及び期間を定めて、その店舗（店舗のない者にあつては、住所）の所在地」を「その旨をその事業を行なおうとする場所」に改め、後段を削る。

第四十八条及び第四十九条を削り、第五十条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「販売等の事業」を「前条第一項」に、「左の事項を記載した由請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その店舗の所在地」を「次の事項を記載した由請書をその事業を行なおうとする場所」に改め、同条第一号中「その代表者の氏名及び住所」を「その代表者の氏名」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改め、同条を第四十八条とする。

二　事業の区分

三　店舗の所在地その他その事業を行なおうとする場所

第五十一条第一項中「販売等の事業の登録の申請が左の」を「第四十七条第一項の登録の申請が次の」に改め、同項第二号中「販売等」を「当該計量器の販売等」に、「行うに」を「行なうのに」に改め、同項第二号中「通商産業省令で定める計量器の販売等の事業の登録の申請にあつては、」を削り、「検定証印」の下に「型式承認番号」を加え、同条第二項を削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「又は販売事業者」を「及び前条の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう者」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「比較検査成績書とともに」を「削り、同号を同項第三号とし、同項第七号及び第八号並びに同条第二項から第六項までを削る。

第六十五条を削り、第六十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「販売事業者（第六十三条に規定する者を除く。）は、左の各号の一に該当する計量器」を「第六十三条の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう者（同条に規定する者を除く。）は、当該計量器であつて次の各号の一に該当するもの」に、「貸渡」を「貸渡し」に改め、同項第二号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十五条とする。

第六十七条中「左に掲げる」を「輸出する」に改め、各号を削り、同条を第六十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（使用の制限）

第六十七条　計量をするための器具、機械又は装置でないもの及び次の各号の一に該当する計量器は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量（濃度及び比重の計量単位及び補助計量単位であつて第九条の通商産業省令で定めるものによる計量を含む。第百三十九条第一項及び第百五十六条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一　検定証印又は比較検査証印が附されていない計量器

二　第九十条に規定する計量器で検定に合格したものであつて、検定の有効期間を経過したもの

三　比較検査に合格した計量器であつて、比較検査の有効期間を経過したもの

2　電気計器であつて変成器とともに使用されるもの（以下「変成器付電気計器」という。）は、第九十一条第四項の合番号が附されている変成器とともにするのでなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

第六十八条の前の見出しを削り、同条から第七十一条までを次のように改める。

第六十八条　次に掲げるものについては、前条の規定は、適用しない。

一　きつ水によりこれに積載した貨物の質量を計る場合におけるその船舶

二　政令で定める計量器

（検定証印等のまつ消）

第六十九条　検定証印又は比較検査証印が附されている計量器の改造（第十三条の通商産業省令で定める範囲内の改造を除く。）又は修理をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その検定証印若しくは比較検査証印又はその計量器に附されている第九十一条第四項の合番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならない。

2　第九十一条第四項の合番号が附されている変成器の改造又は修理（通商産業省令で定める軽微な修理を除く。）をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その合番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならない。

第七十条　次に掲げる場合は、前条第一項の規定は、適用しない。

一　製造事業者、修理事業者又は第五十条第一項に規定する販売事業者が当該計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理をした場合において、その修理をした計量器が第百四十五条第一項第二号及び第三号に適合するとき。

二　第百七十三条の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用する計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理をした場合において、その修理をした計量器が第百四十五条第一項第二号及び第三号に適合するとき。

2　前項第一号に規定する者は、同号に規定する修理をしたときは、通商産業省令で定める検査のための設備を用いて、その修理をした計量器が第百四十五条第一項第二号及び第三号に適合するかどうかを検査しなければならない。

3　第一項第二号に規定する者は、同号に規定する修理をしたときは、第百七十七条第一号に規定する量士に、同条第一号の通商産業省令で定める検査のための設備を用いて、その修理をした計量器が第百四十五条第一項第二号及び第三号に適合するかどうかを検査させなければならない。

（商品の長さ等の明示）

第七十一条　法定計量単位により商品の長さ、質量又は体積を計つて、当該法定計量単位によりその商品を販売する者は、その商品を購入する者に、当該法定計量単位によるその商品の長さ、質量又は体積を明示するよう努めなければならない。

第七十三条中「販売する者は、第六十八条の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない」を「販売する者については、第六十七条第一項の規定は、適用しない」に改める。

第七十五条の見出し中「正味量」を「正味量等」に改め、同条第一項中「包装に」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第四項中「第六十八条」を「第七十二条」に、「計量器を使用して計量する」を「その正味量を計る」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十五条の二　法定計量単位による質量又は体積により計量することが計量の適正な実施を確保するため特に必要であると認められる商品であつて政令で定めるものを容器に入れ、その容器とともに販売する者は、その容器に、政令で定めるところにより、法定計量単位によるその商品の質量又は体積を表記しなければならない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する者が同項の規定による表記をする場合に準用する。

3　前条第一項に規定する者が同項の規定による正味量の表記をする場合は、前二項の規定は、適用しない。

第七十六条第三項中「第六十八条」を「第七十二条」に、「計量器を使用して計量する」を「その品質を計る」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十七条第一項中「第七十五条第一項」の下に「第七十五条の二第一項」を、「正味量」の下に「商の質量若しくは体積」を、「名称」の下に「及びその表記をした場所」を加え、同条第二項中「正味量」の下に「商品の質量若しくは体積」を加える。

第八十三条及び第八十四条を削り、第八十五条を第八十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八十四条及び第八十五条　削除

「第四章　検定、比較検査及び基準器検査」を「第四章　検定、型式の承認、比較検査及び基準器検査」に改める。

第八十六条中「計量器の」を削り、「又は都道府県知事が行う」を「都道府県知事又は日本電気計器検定所が行なう」に改める。

第八十七条を削り、第八十八条中「又は都道府県」を、「都道府県又は日本電気計器検定所」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第一号中「災害」の下に「その他やむを得ない事由」を加え、同条第二

号中「前条第一項但書第一号の」を削り、同条第三号中「第八十六条」を「前条」に、「計量器の区分に従い」を「区分に従い当該計量器の検定を行なう」に、「又は都道府県知事の許可」を「都道府県知事又は日本電気計器検定所の承認」に改め、同条を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検定の合格条件等）

第八十八条　検定を行なった計量器が第一号から第三号まで（変成器付電気計器にあつては、次の各号）に適合するときは、合格とする。

一　政令で定める種類に属すること。

二　通商産業省令で定める構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）を有すること。

三　その器差が政令で定める検定公差をこえないこと。

四　電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が政令で定める検定公差をこえないこと。

2　政令で定める計量器であつて、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものは、その検定に際しては、前項第一号及び第二号の規定に適合するものとみなす。

3　第一項第一号に適合するかどうか（前項に規定するものの規定に適合するかどうかを含む。）の判定は、政令で定める計量器の型式の区分に従い、通商産業省令で定めるところにより、抽出検査その他通商産業省令で定める方法により行なう。

4　第一項第二号に適合するかどうかの判定は、通商産業省令で定める方法により、標準器検査に合格した標準器を用いて行なう。

5　第一項第四号に規定する誤差は、当該電気計器の器差及びこれとともに使用される変成器であつて第八項の検査に合格したものの誤差に基づき、通商産業省令で定める算出方法により定めるものとする。

6　第二項の政令で定める計量器について検定を受ける場合には、当該計量器に、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及びその構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、当該計量器が第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものであるときは、この限りでない。

7　変成器付電気計器について検定を受ける場合には、当該電気計器に、これとともに使用しようとする変成器を添えなければならない。ただし、当該変成器に附されている第九十一条第四項の合番号に表示された日から起算して通商産業省令で定める期間を経過する日までに、当該変成器付電気計器について検定を受ける場合は、この限りでない。

8　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前項の変成器について検査を行ない、その構造及び誤差が通商産業省令で定める基準に適合するときは、合格とする。

9　前項に定めるもののほか、同項の検査の実施の方法については、通商産業省令で定める。

第八十九条から第九十条までを削り、第九十一条第一項中「計量器の区分」を「区分」に、「行う」を「行なう」に、「第八十九条第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「原型が第八十九条第一項第三号の規定に適合する」を「原型の器差が政令で定める原型公差をこえない」に改め、同条を第八十九条とする。

第九十二条中「ガソリン量器」の下に「電気計器」を加え、「その他の」を「その他」に改め、同条を第九十条とする。

第九十三条第一項ただし書を削り、同条に次の一項を加え、同条を第九十一条とする。

4　変成器付電気計器が検定に合格したときは、当該電気計器及びこれとともに使用される変成器であつ

て第八十八条第七項の規定により当該電気計器に添えられたものには、合番号を附する。この場合において、当該変成器に附すべき合番号には、その検定を行なつた日を表示しなければならない。

第九十四条中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は日本電気計器検定所」に改め、同条を第九十一条とする。

第九十五条中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は日本電気計器検定所」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十六条第一項を次のように改め、同条を第九十四条とする。

検定に合格しなかつた計量器（変成器付電気計器が検定に合格しなかつた場合における第九十一条第四項に規定する変成器を含む。）に検定証印若しくは比較検査証印又は同項の合番号が附されているときは、その検定証印、比較検査証印又は合番号を除去し、又はこれに消印を附する。

第四章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　型式の承認

（製造事業者に係る計量器の型式の承認）

第九十五条　製造事業者は、当該登録に係る事業の区分に属する計量器が第八十八条第二項の政令で定めるものに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣の承認を受けることができる。

（承認の申請）

第九十六条　前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業の区分

三　当該計量器の製造をする工場又は事業場の名称及び所在地

四　登録の年月日及び登録番号

2　前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及びその構造図その他の書類を添えなければならない。

（承認の基準）

第九十六条の二　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計量器が第八十八条第二項第一号の政令で定める種類に属し、かつ、同項第二号の通商産業省令で定める構造を有すると認めるときは、承認をしなければならない。

（輸入事業者に係る計量器の型式の承認等）

第九十六条の三　計量器の輸入の事業を行なう者（以下「輸入事業者」という。）は、輸入する計量器が第八十八条第二項の政令で定めるものに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣の承認を受けることができる。

2　第九十六条（同条第一項第二号及び第四号を除く。）及び前条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第九十六条第一項第三号中「製造をする工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造をする者の氏名又は名称及び住所」と読み替えるものとする。

（承認又は不承認の処分をすべき期限）

第九十六条の四　通商産業大臣又は日本電気計器検定

所は、第九十五条又は前条第一項の承認の申請があつたときは、申請の受理の日から三月（政令で定める場合は、政令で定める期間）以内に、その申請に係る型式について、承認又は不承認の処分をしなければならない。

（不承認の理由の通知）

第九十六条の五　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る型式について不承認の処分をしたときは、その申請をした者に対し不承認の理由を通知しなければならない。

（型式承認番号の表示）

第九十六条の六　第九十五条の承認を受けた製造事業者又は第九十六条の三第一項の承認を受けた輸入事業者は、当該承認に係る型式に属する計量器に、通商産業省令で定める方式による型式承認番号を附することができる。

2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器に同項の型式承認番号又はこれとまぎらわしい表示を附してはならない。

（型式承認番号のまつ消）

第九十六条の七　型式承認番号が附されている計量器が、第九十五条又は前条第一項の承認の申請があつたときは、申請の受理の日から三月（政令で定める場合は、政令で定める期間）以内に、その申請に係る型式について、承認又は不承認の処分をしなければならない。

（不承認の理由の通知）

第九十六条の五　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る型式について不承認の処分をしたときは、その申請をした者に対し不承認の理由を通知しなければならない。

（型式承認番号の表示）

第九十六条の六　第九十五条の承認を受けた製造事業者又は第九十六条の三第一項の承認を受けた輸入事業者は、当該承認に係る型式に属する計量器に、通商産業省令で定める方式による型式承認番号を附することができる。

2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器に同項の型式承認番号又はこれとまぎらわしい表示を附してはならない。

（型式承認番号のまつ消）

第九十六条の七　型式承認番号が附されている計量器について、改造（第十三条の通商産業省令で定める範囲内の改造を除く。）若しくは修理をした製造事業者、修理をした修理事業者、第五十条第一項若しくは第七十条第一項第一号に規定する修理をした第五十条第一項に規定する販売事業者又は第七十条第一項第二号に規定する修理をした第百七十三条の指定を受けた者は、通商産業省令で定めるところにより、その型式承認番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならない。ただし、その修理をした計量器がその修理前に属していた型式と同一の型式に属するときは、この限りでない。

（変更の届出）

第九十六条の八　第九十五条の承認を受けた製造事業者又は第九十六条の三第一項の承認を受けた輸入事業者は、第九十六条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第九十六条の三第二項において準用する第九十六条第一項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。

（公示）

第九十六条の九　通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（準用規定）

第九十六条の十　第二十二条本文及び第二十三条第二項の規定は、第九十六条の三第一項の承認を受けた輸入事業者に準用する。

第九十八条を削り、第九十七条の二中「政令で定める計量器」を「電気計器以外の計量器であつて政令で定めるもの」に改め、同条を第九十八条とする。

第九十九条第一項第一号中「第八十九条第一項第一号」を「第八十九条第一項第一号又は第八十九条第二項第一号」に改める。

第百一条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2　比較検査証印には、前条の有効期間の満了の日を表示しなければならない。

第百二条第二項を削る。

第百三条中「第八十九条第一項各号」を「第八十八条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第百四条第一項中「但し」を「ただし」に、「第八十九条第一項各号」を「第八十八条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第百五条中「第九十四条及び第九十五条」を「第八十七条、第九十二条及び第九十三条」に改める。

第百六条を次のように改める。

（基準器検査の主体）

第百六条　基準器検定は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行なう。

第百六条の二を削る。

第百七条第三項中「行う」を「行なう」に改め、「都道府県知事」の下に「又は日本電気計器検定所」を加える。

第百九条ただし書を削る。

第百十四条中「第八十八条、第九十四条及び第九十五条」を「第八十七条、第九十二条及び第九十三条」に改める。

第百二十三条の見出し中「設備の」を削り、同条中「秘御」を「秘御し」に、「行う」を「行なう」に、「以下」を「船舶貨物の積込み又は陸揚げを行なうに際してする貨物の質量又は体積の証明を除く。以下」に、「行おう」を「行なおう」に、「計量証明に使用する計量器につき、その事業所の」を「通商産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その」に改める。

第百二十四条の見出しを「（登録の申請）」に改め、同条中「左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、」を「次の事項を記載した申請書を」に改め、同条第一号中「その代表者の氏名及び住所」を「その代表者の氏名」に改め、同条第三号中「種類」を「名称、性能」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　事業の区分

第百二十五条を次のように改める。

（登録の欠格条項）

第百二十五条　次の各号の一に該当する者は、第百二十三条の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第百二十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

第百二十六条を削り、第百二十七条第一項中「その」を削り、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同条を第百二十八条とする。

三　事業の区分

第百二十六条中「左の」を「次の」に改め、第四号を削り、第二号及び第三号を次のように改め、同条を第百二十七条とする。

二　第百二十四条第一号から第三号までに掲げる事項

三　第百三十条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及び期間

第百二十五条の次に次の一条を加える。

（登録の基準）

第百二十六条　都道府県知事は、第百二十三条の登録の申請が次の各号に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

一　計量証明に使用する計量器が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二　計量証明の事業を行なうのに必要な事業所を有すること。

三　計量士又は第一号の計量器の構造及び公差について使用上必要な知識を有する者が置かれていること。

第百二十九条中「受けた者」の下に「（以下「計量証明

合を除く。）」を削り、同項第四号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に適合するかどうかは、第百四十五条第一項第二号に規定する基準に適合するかどうかについて、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第百五十二条中「第九十五条」を「第九十三条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九十三条中「通商産業大臣」、「都道府県知事又は日本電気計器検定所」とあるのは、「都道府県知事又は特定市町村の長」と読み替えるものとする。

第百五十四条第一項中「製造若しくは修理」を「検査」に改める。

第百五十五条第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を「国又は都道府県若しくは」に改める。

第百五十六条第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「第七十条各号に掲げる」を「第六十八条第二号の政令で定める」に、「左の各号の一」を「第一号、第二号、第四号又は第五号（変成器付電気計器にあつては、第一号、第三号又は第四号）」に、「その計量器の」を「その計量器に附されている」に、「又は比較検査証印」を「若しくは比較検査証印又は第九十一条第四項の合番号」に改め、第四号を第五号とし、同項第三号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項但書第七号に規定する計量器」を「前項ただし書第五号に規定する計量器（第六十八条第二号の政令で定めるものを除く。）」に、「但し、第百三十二条第三項の規定による検査をした」を「ただし、第百三十二条第二項に規定する」に改める。

第百三十条を次のように改める。

（登録の取消し等）

第百三十条　都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二　第百二十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三　不正な手段により第百二十三条の登録を受けたとき。

四　第百二十六条第一号の計量器であつて同号の通商産業省令で定める基準に適合するもの又は同条第二号に規定する事業所を欠くに至つたとき。

第百三十一条を次のように改める。

（準用規定）

第百三十一条　第十九条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十八条から第三十条までの規定は、第百二十三条の登録及び計量証明事業者に準用する。

この場合において、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第百三十二条第一項中「計量証明の事業を行う者」を「計量証明事業者」に、「受けたときは、一箇月以内に、登録を受けた計量器」を「受けた日から一年ごとに、計量証明に使用する計量器（第六十八条第二号の政令で定めるものを除く。）」に改め、後段を削り、同条第二項中「第百二十三条の登録を受けた者」を「計量証明事業者」に、「受けた者が」を「受けたものが、」に、「使用する計量器については」を「計量証明に使用する計量器について、毎年一回、第百七十七条第一号に規定する計量士に、当該計量器が第百三十五条第一項各号に適合するかどうかを検査させた場合には」に改め、同条第三項を削る。

第百三十四条中「但し、計量証明の事業を行う者」を「ただし、計量証明事業者」に改める。

第百三十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「（その計量器が第九十三条第一項但書又は第百一条但書の通商産業省令で定めるものである場合を除く。）」を削り、同項第四号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第二号及び第三号」に、「第六十八条第二号」を「第六十八条第一項第八号」を「第六十八条第二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第九十二条」を「第九十条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第五号中「第百二十三条の登録を受けた」を「計量証明事業者が計量証明に使用する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項但書第七号に規定する計量器」を「前項ただし書第五号に規定する計量器（第六十八条第二号の政令で定めるものを除く。）」に、「但し、第百三十二条第三項の規定による検査をした」を「ただし、第百三十二条第二項に規定する」に改める。

第百四十二条中「都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所」を「計量器の所在の場所（都道府県知事又は特定市町村の長がその実施の場所を指定したときは、その指定した場所）」に、「但し、左の」を「ただし、都道府県知事又は特定市町村の長がその実施の場所を指定した場合において、次の」に改め、同条第一号中「第八十七条第一項但書第一号」を「第八十七条ただし書第二号」に改め、同条第二号中「許可」を「承認」に改める。

第百四十三条第二項を削る。

第百四十四条中「行う」を「行なう」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第百四十五条第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が政令で定める使用公差をこえること。

第百五十六条第三項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　第一項第三号に規定する誤差は、当該電気計器の器差及びこれとともに使用される変成器の誤差に基づき、第八十八条第五項の通商産業省令で定める算出方法により定めるものとする。

第百五十六条第二項中「前項第一号又は第二号」を「第一項第二号」に、「第百四十五条第二項」を「第百四十五条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に該当するかどうかは、第百四十五条第二項の通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第百五十六条の次に次の一条を加える。

第百五十六条の二　前条第一項に規定する場合のほか、通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用されるガスメーター、水道メーター又は電気計器が同項第一号、第二号、第四号又は第五号（変成器付電気計器にあつては、同項第一号、第三号又は第四号）に該当するときは、その計量器に附されている検定証印若しくは比較検査証印又は第九十一条第四項の合番号を除去し、又はこれに消印を附することができる。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

第百五十七条の見出し中「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第一項中「正味量表記商品」の下に「であつて第七十五条第二項の政令で定めるもの」を、「品質表記商品」の下に「であつて第七十六条第一項の政令で定めるもの」を加え、「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県知事又は特定市町村の長は、第百五十四条第一項の規定により、その職員に、通商産業省令で定める抽出の方法により、前項に規定する正味量表記商品であつて通商産業省令で定めるものを検査させた場合において、抽出した商品がその正味量について通商産業省令で定める基準に適合しないときは、抽出に係る商品の表記をまつ消することができる。

第百五十七条の次に次の一条を加える。

（勧告等）

第百五十七条の二　都道府県知事又は特定市町村の長は、物象の状態の量について法定計量単位により取引若しくは証明をする者が第七十一条、第七十二条第二項、第七十五条第一項若しくは第三項若しくは第七十六条第二項の規定を遵守せず、又は第七十五条の二第一項に規定する者が同項若しくは同条第二項において準用する第七十五条第三項の規定を遵守していないため、計量の適正な実施の確保に支障を生じていると認めるときは、これらの者に対し、計量の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第百五十八条中「第七十二条」を「第七十一条」に、「又は前条」を「、第百五十七条又は前条」に、「行わせる」を「行なわせる」に改める。

第百五十八条の二第一項中「第百五十七条」を「第百五十七条の二」に、「取締」を「取締り」に、「行う」を「行なう」に改める。

第百六十一条の見出しを「（登録の欠格条項）」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「この法律」を「第百六十六条」に、「取消」を「その取消し」に、「二年」を「一年」に改め、同号を同条第二号とする。

第百六十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二号中「終了し、且つ」を「修了し、かつ」に、「七年」を「五年」に改める。

第百六十三条中「通商産業省に」を「通商産業大臣は、」に、「左の」を「次の」に改める。

第百六十五条を次のように改める。

（変更の届出等）

第百六十五条　計量士は、前条第二項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、当該届出にその計量士登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

第百六十六条の見出しを「（登録の取消し等）」に改め、同条中「左の」を「次の」に、「二年」を「一年」に、「定めて」を「定めて、」に、「を停止する」を「の停止を命ずる」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号中「第百六十一条各号の一」を「第百六十一条第一号」に改め、同条第三号中「手段により」の下に「計量士の」を加える。

第百六十七条の見出し中「まつ消」を「消除」に改め、同条中「第百六十三条の規定による登録をまつ消」を「その登録を消除」に改める。

第百七十四条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第三号中「種類」を「名称、性能」に改め、同条第四号中「基準器の種類」を「計量器の検査のための設備の名称、性能」に改める。

第百七十六条の見出し中「欠格事由」を「欠格条項」に改め、同条中「第百八十一条」を「第百八十条」に、「取消」を「その取消し」に改める。

第百七十七条中「左の」を「次の」に改め、第二号を次のように改め、第三号を削る。

二　使用する計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものを備えること。

第百七十八条を削り、第百七十九条の見出しを「（計量管理規程等）」に改め、同条第一項中「作成し」の下に「、指定を受けた後、遅滞なく」を加え、同条を第百七十八条とする。

第百八十条を第百七十九条とし、第百八十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第百七十九条第一項」を「第百七十八条第一項」に、「第百七十九条第二項」を「同条第二項」に、「第百七十三条の」を「その」に改め、同条を第百八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十一条　削除

第百八十一条の三の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第三号中「製造」の下に「及び検査」を加え、「であつて、」を「であつて」に改め、「名称」の下に「、性能」を加える。

第百八十一条の四中「前条」を「第百八十一条の二」に、「左の」を「次の」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第三号中「であつて、」を「であつて」に改め、

議申立て又は」を加え、同条第二項中「いずれの」を「第百八十二条、第百八十三条又は」に、「議申立書」を「第百八十二条の九」に、「第三十条」を「第百八十条」に、「行つた」を「行なう」に改める。

第二百十九条中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に、「議申立書」を「審査請求書」に改める。

第二百二十条中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百二十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に、「議申立書」を「審査請求書」に改める。

第二百二十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百二十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百二十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百二十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百二十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百二十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百二十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百二十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百三十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百四十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百五十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百六十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百七十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百八十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第二百九十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百二十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百三十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百四十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百五十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百六十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百七十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百八十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第三百九十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百二十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百三十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百四十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百五十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百六十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百七十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百八十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第四百九十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百二十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百三十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百四十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百五十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百六十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百七十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百八十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第五百九十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百二十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百三十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百四十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百五十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十六条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十七条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十八条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百六十九条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百七十条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百七十一条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百七十二条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百七十三条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百七十四条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百七十五条第一項中「第百八十二条の九」を「第百八十二条」に改める。

第六百七十六条第一項中「第百八十二条の九」を「

「行う第百五十条第一項の検査又は第百五十一条の二第四項の登録」を「行なう第百五十一条の二第四項の登録、定期検査又は第百五十条第一項の検査」に改め、「当該特定市町村の」の下に「、日本電気計器検定所の行なう第九十五条若しくは第九十六条の三第一項の承認、検定、第八十八条第八項の検査又は基準器検査を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の」を加える。

第二百二十三条第二項中「異議の申立」を「不服申立て」に改める。

第二百二十五条中「及び第百五十四条第一項の職員」を削る。

第二百二十六条中「六箇月とする」を「通商産業省令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の通商産業省令で定める期間は、四月を下つてはならない。

第二百二十七条第二項中「五〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

第二百二十九条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二百二十九条の二　この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第二百三十一条中「第十三条第一項、第三十五条第一項、第六十三条、第六十六条第一項、第六十八条」を「第六十七条第一項若しくは第二項」に改める。

第二百三十三条から第二百三十五条までを次のように改める。

第二百三十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十三条、第三十一条、第四十七条第二項、第六十三条、第六十五条又は第百二十三条の規定に違反した者

二　第二十七条、第三十五条、第五十一条又は第百三十条の規定による命令に違反した者

第二百三十四条　第六十九条第一項若しくは第七十四条、第九十六条の六第二項又は第百三十二条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項、第五十条第二項、第七十条第二項若しくは第三項、第七十二条第一項、第七十五条第二項（第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十六条第一項、第七十八条から第八十二条まで、第百三十九条第一項若しくは第二項、第百五十条第一項、第百六十八条又は第百八十一条の六第二項の規定に違反した者

二　第百六十六条の規定による命令に違反した者

第二百三十六条中「左の」を「次の」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一　第二十条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）、第百七十八条第一項又は第百八十一条の五の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第八十三条又は第九十六条の七の規定に違反した者

第二百三十六条第三号中「規定に基く政令の規定に違反して」を「規定による」に改め、同条第四号中「又は」の下に「同項の規定による」を加え、同条第五号中、第百五十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第百五十五条第一項の規定による命令に違反した者

第二百三十七条及び第二百三十八条を削り、第二百三十九条を第二百三十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（過料）

第二百三十八条　第二十三条第一項（第三十六条、第五十二条又は第百三十一条において準用する場合を含む。）、第九十六条の八、第百六十五条又は第百七十九条（第百八十一条の十において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第二百三十九条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第二十四条（第三十六条、第五十二条又は第百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十九条（第三十六条、第五十二条又は第百三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

別表を次のように改める。

別表

	納付しなければならない者	金額
一	製造の事業の登録を受けようとする者	一〇、〇〇〇円
二	製造の事業の再登録を受けようとする者	五、〇〇〇
三	修理の事業の登録を受けようとする者	五、〇〇〇
四	修理の事業の再登録を受けようとする者	二、五〇〇
五	販売等の事業の登録を受けようとする者	二、〇〇〇
六	販売等の事業の再登録を受けようとする者	一、〇〇〇
七	計量証明の事業の登録を受けようとする者	五、〇〇〇
八	計量証明の事業の再登録を受けようとする者	二、五〇〇
九	第百五十一条の二第四項の登録を受けようとする者	五〇〇
十	計量士の登録を受けようとする者	二、〇〇〇
十一	製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証又は計量士登録証の訂正を受けようとする者	四〇〇
十二	製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者	四〇〇
十三	計量士国家試験を受けようとする者	二、〇〇〇
十四	計量器使用事業場の指定を受けようとする者	一、〇〇〇
十五	第百八十一条の二の指定を受けようとする者	四〇、〇〇〇
十六	第百八十一条の八ただし書の再指定を受けようとする者	二〇、〇〇〇
十七	第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けようとする者	
	(1) 直尺、巻尺、畳尺、はさみ尺又は回転尺	
	イ 金属性の直尺、巻尺、畳尺又ははさみ尺	一五、〇〇〇
	ロ その他の直尺、巻尺、畳尺又ははさみ尺	二五、〇〇〇
	ハ 回転尺	五〇、〇〇〇
	(2) 質量計	
	イ 手動はかり	八〇、〇〇〇
	ロ 指示はかり	八〇、〇〇〇
	ハ 自動はかり	一〇〇、〇〇〇
	ニ 分銅又はおもり	三〇、〇〇〇
	(3) 温度計	一五、〇〇〇
	(4) 皮革面積計	二〇、〇〇〇
	(5) ます、化学用体積計、積算体積計又は目盛付タンク	五〇、〇〇〇

イ　ます（ガソリン量器を除く。）又は化学用体積計	二五、〇〇〇
ロ　ます（ガソリン量器に限る。）、積算体積計又は目盛付タンク	一〇、〇〇〇
(6)　機械式回転型速さ計又は電気式回転型速さ計	一〇、〇〇〇
(7)　アネロイド型圧力計	五〇、〇〇〇
(8)　ボンベ型熱量計又は流水型熱量計	二〇、〇〇〇
(9)　浮ひょう型密度計	二〇、〇〇〇
(10)　浮ひょう型濃度計	二〇、〇〇〇
(11)　電力量計	
イ　変成器とともに使用される電力量計	二五〇、〇〇〇
ロ　その他の電力量計	二〇〇、〇〇〇
(12)　最大需要電力計	二五〇、〇〇〇
(13)　無効電力量計	二五〇、〇〇〇
(14)　照度計	二〇〇、〇〇〇
(15)　照射線量計	三〇〇、〇〇〇
(16)　騒音計	三〇〇、〇〇〇
(17)　繊度計	五〇、〇〇〇
(18)　浮ひょう型比重計	二〇、〇〇〇
十八　検定を受けようとする者（第八十八条第二項の政令で定める計量器にあつては、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものについて検定を受けようとする者に限る。）	
(1)　直尺、巻尺、畳尺、はさみ尺及び回転尺	一個につき
イ　直尺、巻尺、畳尺及びはさみ尺	一〇〇円
ロ　回転尺	五〇〇
(2)　質量計	
イ　手動はかり	
(イ)　天びん	一、〇〇〇
(ロ)　棒はかり	一〇〇

(ハ)　その他の手動はかり	
ひょう量が二トン未満のもの	五、〇〇〇
ひょう量が二トン以上一〇トン未満のもの	三〇、〇〇〇
ひゆう量が一〇トン以上のもの	二〇〇、〇〇〇
ロ　指示はかり	
ひょう量が二〇キログラム未満のもの	二、〇〇〇
ひょう量が二〇キログラム以上二トン未満のもの	五、〇〇〇
ひょう量が二トン以上一〇トン未満のもの	三〇、〇〇〇
ひょう量が一〇トン以上のもの	二〇〇、〇〇〇
ハ　自動はかり	五〇、〇〇〇
ニ　分銅及びおもり	二、〇〇〇
(3)　温度計	
イ　ガラス製温度計	三〇〇
ロ　その他の温度計	一、〇〇〇
(4)　皮革面積計	一、〇〇〇
(5)　ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク	
イ　ます（ガソリン量器を除く。）及び化学用体積計	三〇〇
ロ　ます（ガソリン量器に限る。）、積算体積計及び目盛付タンク	五〇、〇〇〇
(6)　機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計	五〇〇
(7)　アネロイド型圧力計	五〇〇
(8)　ボンベ型熱量計及び流水型熱量計	五、〇〇〇
(9)　浮ひょう型密度計	二五〇
(10)　浮ひょう型濃度計	二五〇
(11)　電力量計	
イ　変成器とともに使用される電力量計	四〇、〇〇〇

ロ　その他の電力量計	一、〇〇〇
(12)　最大需要電力計	一五、〇〇〇
(13)　無効電力量計	一〇、〇〇〇
(14)　照度計	一〇、〇〇〇
(15)　照射線量計	一〇〇、〇〇〇
(16)　騒音計	三〇、〇〇〇
(17)　繊度計	三〇〇
(18)　浮ひょう型比重計	二五〇
十九　第八十八条第二項の政令で定める計量器であつて、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属さないものについて検定を受けようとする者	同一の構造を有する計量器ごとに、第十七号の下欄に掲げる金額と、前号の下欄に掲げる金額に一回に検定を受ける計量器の数を乗じて得た金額との合算額
二十　第八十八条第八項の検査を受けようとする者	一個につき 一五〇、〇〇〇円
二十一　原型検査を受けようとする者	
(1)　直尺又は巻尺の原型	五、〇〇〇
(2)　ますの原型	五〇〇
(3)　その他の計量器の原型	一〇、〇〇〇
二十二　比較検査を受けようとする者	
(1)　直尺、巻尺、畳尺、はさみ尺及び回転尺	一五、〇〇〇
(2)　質量計	
イ　手動はかり	
(イ)　天びん	一、五〇〇
(ロ)　棒はかり	三〇〇
(ハ)　その他の手動はかり	
ひょう量が二トン未満のもの	七、五〇〇
ひょう量が二トン以上一〇トン未満のもの	四五、〇〇〇

ひょう量が一〇トン以上のもの	三〇〇、〇〇〇
ロ　指示はかり	
ひょう量が二〇キログラム未満のもの	三、〇〇〇
ひょう量が二〇キログラム以上二トン未満のもの	七、五〇〇
ひょう量が二トン以上一〇トン未満のもの	四五、〇〇〇
ひょう量が一〇トン以上のもの	二五〇、〇〇〇
ハ　自動はかり	七五、〇〇〇
ニ　分銅及びおもり	二、〇〇〇
(3)　温度計	
イ　ガラス製温度計	三、〇〇〇
ロ　その他の温度計	五、〇〇〇
(4)　皮革面積計	一、五〇〇
(5)　ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク	
イ　ます（ガソリン量器を除く。）及び化学用体積計	一、五〇〇
ロ　ます（ガソリン量器に限る。）積算体積計及び目盛付タンク	六〇、〇〇〇
(6)　機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計	六〇〇
(7)　アネロイド型圧力計	一、〇〇〇
(8)　ボンベ型熱量計及び流水型熱量計	一五、〇〇〇
(9)　浮ひょう型密度計	二、五〇〇
(10)　浮ひょう型濃度計	二、五〇〇
(11)　照度計	一五、〇〇〇
(12)　照射線量計	一五〇、〇〇〇
(13)　騒音計	四五、〇〇〇
(14)　繊度計	五〇〇
(15)　浮ひょう型比重計	二、五〇〇

二十三 基準器検査を受けようとする者	
(1) 長さ基準器	一五、〇〇〇
(2) 質量基準器	三〇、〇〇〇
(3) 温度基準器	六、〇〇〇
(4) 面積基準器	三、〇〇〇
(5) 体積基準器	六〇、〇〇〇
(6) 速さ基準器	三〇、〇〇〇
(7) 圧力基準器	一〇、〇〇〇
(8) 熱量基準器	一五、〇〇〇
(9) 密度基準器	二、五〇〇
(10) 濃度基準器	二、五〇〇
(11) 電力量基準器	三五〇、〇〇〇
(12) 電力基準器	三五〇、〇〇〇
(13) 無効電力量基準器	三五〇、〇〇〇
(14) 照度基準器	一〇、〇〇〇
(15) 照射線量基準器	一五〇、〇〇〇
(16) 騒音基準器	五〇、〇〇〇
(17) 繊度基準器	一、〇〇〇
(18) 比重基準器	二、五〇〇
二十四 第百三十二条第一項の検査、定期検査又は第百五十条第一項の検査を受けようとする者	第十八号の上欄に掲げる計量器一個につき同号の下欄に掲げる金額の半額

附　則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（電気測定法の廃止）

第二条 電気測定法（明治四十三年法律第二十六号。以下「旧測定法」という。）は、廃止する。

（製造の事業）

第三条 この法律の施行の際現に改正前の第十三条第一項の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の同条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第十三条の登録の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日までとする。

3 第一項の規定により改正後の第十三条の登録を受けたものとみなされた者（以下「旧製造事業者」という。）は、この法律の施行の日から六月以内に、通商産業大臣に登録証の交付の申請をしなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の申請があつたときは、改正後の第十八条第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第十三条の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5 この法律の施行前に改正前の第二十七条の規定により改正前の第二十二条第一項に規定する製造事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第二十八条第一項の規定による許可証の訂正を受けなかつた旧製造事業者が第三項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に改正前の第十三条第二項の規定による届出をしている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の同条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の

処分のあるまでの間も、同様とする。

第五条 この法律の施行の際現に電気計器の製造の事業を行なつている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第十三条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

2 前項に規定する者は、同項の期間内に、改正後の第十三条の通商産業省令で定める事業の区分に従い、その現に製造の事業を行なつている電気計器の種類並びに改正後の第十四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を通商産業大臣に届け出たときは、この法律の施行の日に、その届け出た電気計器が属する改正後の第十三条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3 通商産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に改正後の第十八条第一項の登録証を交付する。

4 前項の規定による登録証の交付を受ける者は、四〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

第六条 附則第三条第一項又は前条第二項の規定により改正後の第十三条の登録を受けたものとみなされた者についての改正後の第二十条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始した後」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十二号）の施行後（同法附則第五条第一項に規定する者にあつては、同条第二項の規定による届出をした後）」とする。

（修理の事業）

第七条 この法律の施行の際現に改正前の第三十五条第一項の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分について、その許可に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事がする同条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第三十一条の登録の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日までとする。

3 第一項の規定により改正後の第三十一条の登録を受けたものとみなされた者（以下「旧修理事業者」という。）は、この法律の施行の日から六月以内に、同項の都道府県知事に登録証の交付の申請をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、改正後の第三十六条において準用する改正後の第十八条第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第三十一条の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5 この法律の施行前に改正前の第四十六条において準用する改正前の第二十七条の規定により改正前の第三十九条に規定する修理事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第四十六条において準用する改正前の第二十八条第一項の規定による許可証の訂正を受けなかつた旧修理事業者が第三項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

第八条 この法律の施行の際現に改正前の第三十五条第二項の規定による届出をしている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の同条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

第九条 この法律の施行の際現に電気計器の修理の事業を行なつている者は、この法律の施行の日から六

月間は、改正後の第三十一条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

2　前項に規定する者は、同項の期間内に、改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分に従い、その現に修理の事業を行なつている電気計器の種類並びに改正後の第三十二条第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を通商産業大臣に届け出たときは、この法律の施行の日に、その届け出た電気計器が属する改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3　通商産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に改正後の第三十六条において準用する改正後の第十八条第一項の登録証を交付する。

4　前項の規定による登録証の交付を受けた者は、四〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

第十条　附則第七条第一項又は前条第二項の規定により改正後の第三十一条の登録を受けたものとみなされた者についての改正後の第三十六条において準用する改正後の第二十条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始した後」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十二号）の施行後（同法附則第九条第一項に規定する者にあつては、同条第二項の規定による届出をした後）」とする。

（販売等の事業）

第十一条　この法律の施行の際現に改正前の第四十七条第一項の登録を受けている者（その登録に係る事業が輸出のための計量器の販売又は販売の仲立ちのみである者を除く。）は、その登録の区分に属する計量器が属する改正後の同項の通商産業省令で定める事業の区分について、その登録に係る店舗の所在地を管轄する都道府県知事がする同項の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第四十七条第一項の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日までとする。

3　第一項の規定により改正後の第四十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者（以下「旧販売事業者」という。）は、この法律の施行の日から六月以内に、第一項の都道府県知事に登録証の交付の申請をしなければならない。

4　都道府県知事は、前項の申請があつたときは、改正後の第五十二条において準用する改正後の第十八条第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第四十七条第一項の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5　この法律の施行前に改正前の第六十二条において準用する改正前の第二十七条の規定により改正前の第五十五条第一項に規定する販売事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第五十七条第一項の規定による登録証の訂正を受けなかつた旧販売事業者が第三項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

（水道メーター等の修理）

第十二条　この法律の施行の際現に改正前の第六十四条第一項第五号の許可を受けている水道事業者又はガス事業者であつて、改正前の第三十五条第二項の規定による届出をしているものが、附則第八条の規定によりその事業を継続することができる期間内に、水道メーター又はガスメーターについて、同号の通商産業省令で定める範囲内の修理をし、改正前

の第六十四条第四項の規定による検査をした場合には、改正後の第六十九条第一項の規定は、適用しない。

（構造、型式等）

第十三条　この法律の施行前に改正前の第八十九条の二第一項の政令で定める計量器について同項の構造検査に合格した構造は、この法律の施行の日に、当該計量器について改正後の第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式となつたものとみなす。

第十四条　この法律の施行前に電気計器について旧電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件（明治四十四年勅令第二百九十六号）第二条第一項第二号の規定による承認を受けた型式は、この法律の施行の日に、当該電気計器について改正後の第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式となつたものとみなす。

第十五条　この法律の施行前に、改正前の第八十九条の三の規定により構造検査に合格した計量器に表記された同条の通商産業省令で定める記号及び構造検査番号又は旧電気計器検定規則（昭和十二年逓信省令第八十七号）第七条の規定により電気計器に表示された型式番号は、改正後の第九十六条の七の適用については、型式承認番号とみなす。

（現に使用している基準器）

第十六条　第百七条第一項第一号の政令で定める種類に属する基準器であつて、この法律の施行の際現に日本電気計器検定所が旧測定法第七条第一項の検定又は日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十三条第一項第二号の試験に使用しているものは、この法律の施行の日から六月間は、基準器検査に合格した基準器とみなす。

（計量証明の事業）

第十七条　この法律の施行の際現に改正前の第百二十三条の規定により計量証明に使用する計量器について同条の登録を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第百二十三条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

（処分等の効力）

第十八条　附則第三条、附則第七条、附則第十一条、附則第十三条及び附則第十五条に規定する場合のほか、旧測定法又は同法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

第十九条　附則第十四条及び附則第十五条に規定する場合のほか、旧測定法又は同法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

（使用の制限等）

第二十条　通商産業省令で定める用途に供される電力量計については、この法律の施行の日から二年間は、改正後の第六十七条第一項及び第百五十四条から第百五十六条の二までの規定は、適用しない。

（罰則の適用）

第二十一条　この法律の施行前にした行為及び附則第四条、附則第八条又は附則第十七条の規定により従前の例によることとされる事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（工業技術院設置法の一部改正）

第二十二条　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「カンデラの標準器、」の下に「オームの標準器、壊変毎秒の標準器、中性子毎秒の標準器、レントゲンの標準器及び」を加え、「照射線量の計量単位の標準器、粒子束の計量単位の標準器、放射性物質量の計量単位の標準器及び電気の標準器」を削り、「行う」を「行なう」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号中「電気測定法（明治四十三年法律第二十六号）第七条第一項に規定する検定」を「日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十三条第一項第一号に規定する検定等」に改める。

第三百四十八条第二項第二十三号中「電気測定法第七条第一項に規定する検定」を「日本電気計器検定所法第二十三条第一項第一号に規定する検定等」に改める。

（計量法施行法の一部改正）

第二十四条　計量法施行法（昭和二十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「〇・〇七〇三〇七重量キログラム毎平方センチメートル」を「七〇三・〇七重量キログラム毎平方メートル」に改め、同条第十号中「〇・一三八二五五重量キログラムメートル」を「〇・一三八二五五重量キログラムメートル」に改め、同条第十一号中「〇・二五二キロカロリー」を「二五二カロリー」に改める。

（気象業務法の一部改正）

第二十五条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第四章第二節」を「第四章第三節」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二十六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号中「製造の事業を許可」を「製造事業者等を登録」に改める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第二十七条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「粒子束密度の時間積分量」を「粒子フルエンス」に改める。

（日本電気計器検定所法の一部改正）

第二十八条　日本電気計器検定所法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号を次のように改める。

一　電気計器（これとともに使用される変成器を含む。）について、計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第八十六条の検定、同法第八十八条第八項の検査、同法第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認及び同法第百六条の基準器検査（以下「検定等」という。）を行なうこと。

第二十四条第三項中「検定」を「検定等」に改める。

第二十五条の見出し中「検定」を「検定等」に改め、同条第一項及び第二項中「検定」を「検定等」に改め、同条第三項中「検定」を「検定等」に、「電気測定法」を「計量法」に改める。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号（昭四一・七・二）

◎私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額の十二倍に相当する額（その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。以下この号及び次項第一号において「旧平均標準給与の年額」に、「旧平均標準給与の年額の」を「平均標準給与の年額の」に改め、附則第九項第一号中「旧平均標準給与の年額」を「平均標準給与の年額」に改め、附則第十二項第一号中「旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の日額（その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とする。）」を「平均標準給与の日額」に改める。

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正）

第三条　昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　前条に規定する年金については、昭和四十一年十月分以降、その年金額を六万円に改定する。

第三条中「第二条」の下に「及び第一条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

（施行日前に給付事由が生じた長期給付の取扱い）

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

（施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例）

3　昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（次項において「法律第百四十号」という。）附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者に係るものを除く。）で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その年金額を私立学校教職員共済組合法等の

一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十九号）による改正後の法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十九条第二項の規定の例により計算した額とする。ただし、その計算した額が従前の年金の額より少ないときは、従前の年金の額とする。

4　昭和三十七年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた法の規定による退職年金で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額をこの法律による改正後の法律第百四十号附則第八項及び第九項の規定により計算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5　施行日前に給付事由が生じた廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以降、その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

6　昭和四十年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以降、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

一　退職年金又は廃疾年金　六万円

二　遺族年金　三万円

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百十四号（昭四一・七・二一）

◎首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、首都圏の近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近畿圏の近郊整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画の実施の円滑化を図り、首都圏及び近畿圏の建設の促進に資するために必要な国の財政上の特別措置を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律で「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により指定された区域の整備に関する事項についての同法第二十一条第三項の整備計画をいう。

2　この法律で「近郊整備区域建設計画」又は「都市開発区域建設計画」とは、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した建設計画で、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第十一条第一項又は第十二条第一項の規定により指定された区域に係るものをいう。

（地方債の利子補給等）

第三条　国は、近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近郊整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画（以下「整備計画等」と総称する。）に基づいて関係都府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係都府県に負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係都府県に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特別整備事業」という。）について、政令で定めるところにより、当該事業の種類ごとに算定した当該都府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十一年度から昭和五十年度までの各年度において、当該都府県に地方債の発行を許可するものとする。

一　近郊整備地帯整備計画又は近郊整備区域建設計画（以下「近郊整備計画等」という。）に基づいて行なう事業に係る次に掲げる施設

イ　住宅

ロ　道路及び港湾

ハ　その他政令で定める主要な施設

二　都市開発区域整備計画又は都市開発区域建設計画（以下「都市開発整備計画等」という。）に基づいて行なう事業に係る次に掲げる施設

イ　住宅

ロ　道路、港湾等の輸送施設

ハ　その他政令で定める主要な施設

2　国は、前項の規定に基づき当該都府県が発行を許可された地方債で利率が年三分五厘をこえるものにつき、政令で定める基準により、年四分五厘の率を乗じて得た額を限度として、当該地方債の各年度分の利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を、当該地方債の発行を許可された年度以後七年度内の各年度（その年度が昭和五十五年度以後となるときは、同年度まで）に限り、当該都府県（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した当該年度の基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定した当該年度の基準財政需要額をこえる都府県を除く。）に補給するものとする。

（国の負担割合の特例）

第四条　整備計画等に基づいて昭和四十一年度から昭和五十年度までの各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係市町村に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るものを除く。）で政令で定めるもの（以下「国の負担割合」という。）は、次条に定めるところにより算定するものとする。

一　住宅

二　道路

三　下水道

四　教育施設及び厚生施設

五　その他近郊整備計画等又は都市開発整備計画等ごとに政令で定める主要な施設

第五条　特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対

する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。

$$1+0.25\times\left(\frac{\text{当該年度における}\ \text{すべての特定事業に係る当該市町村の負担額のうち、当該市町村の標準負担額をこえ、その2倍にいたるまでの額}}{\text{当該市町村の標準負担額}}\right)\times\left(0.7+0.3\times\frac{0.72-\text{当該市町村の財政力指数}}{0.72-\text{すべての関係市町村のうち財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数}}\right)$$

（このかつこ内の計算をして得た数を「調整率」という。）

2　前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一　当該市町村の標準負担額　当該市町村の当該年度の地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項の市にあつては、特別とん譲与税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税。以下この項において同じ。）の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び当該特別とん譲与税の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額（その区域の一部が整備計画等の対象となつている関係市町村にあつては、当該額を基礎として政令で定めるところにより算定した額）をいう。

二　財政力指数　地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

三　調整率　その数値が〇・三に満たないときは、〇・三とする。

3　第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

4　自治大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、首都圏整備委員会委員長及び近畿圏整備長官並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

（他の特別法との関係等）

第六条　特別整備事業又は特定事業で新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第二条又は第三条の規定の適用を受けるものについては、この法律の規定は、適用しない。

2　関係市町村であつて地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第三条第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合」という。）が当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「この法律による国の負担割合」という。）をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、同法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合がこの法律による国の負担割合をこえないものについては、同法第十七条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

3　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。

（政令への委任）

第七条　第三条第二項の規定による利子の補給及び第四条の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なう事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（適用）

2　第四条及び第五条の規定は、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（自治省設置法の一部改正）

3　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五　首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のため国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十六号を第十七条とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

（内閣総理・大蔵・自治大臣署名）

法律第百十五号（昭四一・七・四）

◎製菓衛生師法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、製菓衛生師の資格を定めることにより菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。）に従事する者をいう。

（免許）

第三条　製菓衛生師の免許（以下「免許」という。）は、製菓衛生師試験に合格した者に対して与える。

（製菓衛生師試験）

第四条　製菓衛生師試験は、厚生大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行なう。

（受験資格）

第五条　製菓衛生師試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

二　学校教育法第四十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したもの

（欠格事由）

第六条　次の各号の一に該当する者には、免許を与えない。

一　精神病者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者

二　第八条第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

（製菓衛生師名簿、登録及び免許証の交付）

第七条　都道府県に製菓衛生師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

2　免許は、製菓衛生師名簿に登録することによつて行なう。

3　都道府県知事は、免許を与えたときは、製菓衛生師免許証を交付する。

（免許の取消し）

第八条　都道府県知事は、製菓衛生師が第六条第一号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2　都道府県知事は、製菓衛生師がその責に帰すべき事由により菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、その免許を取り消すことができる。

3　都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（政令への委任）

第九条　この法律に定めるもののほか、免許、登録及び製菓衛生師養成施設に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称の使用制限）

第十条　製菓衛生師でなければ、製菓衛生師又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（罰則）

第十一条　前条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

2　この法律の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第四十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年をこえているもの又はこの法律の施行の日後三年をこえるに至つたものは、第五条の規定にかかわらず、製菓衛生師試験を受けることができる。

3　旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第五条又は前項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

（名称使用に関する経過措置）

4　この法律の施行の際現に製菓衛生師又はこれに類似する名称を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

（厚生省設置法の一部改正）

5　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　製菓衛生師養成施設を指定し、及び都道府県知事の行なう製菓衛生師試験の基準を定めること。

第九条の二第九号の次に次の一号を加える。

九の二　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）を施行すること。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百十六号（昭四一・七・四）

◎駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（衆法）

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の三条を加える。

（就職指導等）

第十条の二　公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて次の各号に該当すると公共職業安定所長が認定したものに対し、労働省令の定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

一　当該離職の日が昭和三十九年一月一日以後であること。

二　第二条第一号に掲げる者に該当する労務者として一年以上在職していたこと。

三　労働の意思及び能力を有すること。

四　当該離職の日以後において新たに安定した職業についたことのないこと。

五　前にこの項の規定による認定を受けたことのないこと。

2　公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて次の各号のいずれかに該当すると公共職業安定所長が認定したものに対しても、前項の就職指導を行なうことができる。

一　前項各号（第四号を除く。）に該当する者であつて当該離職の日以後新たに安定した職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに離職し、かつ、その離職が同項第一号の離職の日の翌日から起算して三年以内であるもの

二　前項の規定による認定を受けた後において新たに安定した職業についたことによりその認定が第五項の規定により取り消された者であつて当該職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに離職し、かつ、その離職が前項第一号の離職の日の翌日から起算して三年以内であるもの

3　公共職業安定所長は、前二項の規定による認定を

受けた者に対して、公共職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

4　第一項及び第二項の規定による認定は、当該認定を受けた者の第一項第一号の離職の日の翌日から起算して三年を経過したときは、その効力を失う。

5　公共職業安定所長は、第一項又は第二項の規定による認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

一　労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二　新たに安定した職業についたとき。

三　正当な理由がなく、第一項の就職指導を再度受けず、第三項の規定による指示に再度従わず、又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを再度拒んだとき。

四　偽りその他不正の行為により、就職促進手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（就職促進手当）

第十条の三　国は、前条第一項又は第二項の規定による認定を受けた者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令の定めるところにより、就職促進手当を支給することができる。

2　就職促進手当の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

3　租税その他の公課は、就職促進手当を標準として課することができない。

（就職促進指導官）

第十条の四　第十条の二第一項の就職指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

附則第三項に次のただし書を加える。

ただし、この法律の失効前に第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び就職促進手当に関しては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　駐留軍関係離職者であつて当該離職の日の翌日から第十八条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項第一号及び第二号の業務は次の各号に該当する駐留軍関係離職者について行なうものとする。

第十八条第二項第三号中「一部改正法律」を「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十八号）」に改める。

3　租税その他の公課は、就職促進手当を標準として課することができない。

（就職促進指導官）

第十条の四　第十条の二第一項の就職指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

第十八条の見出しを「（援護業務）」に改め、同条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　公共職業安定所の紹介により駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

第十八条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務は次の各号に該当する駐留軍関係離職者について行なうものとする。

第十八条第二項第三号中「一部改正法律」を「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十八号）」に改める。

附則第三項に次のただし書を加える。

ただし、この法律の失効前に第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び就職促進手当に関しては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　駐留軍関係離職者であつて当該離職の日の翌日から起算して三年」とあるのは、「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十六号）の施行の日から起算して一年」とする。

（労働省設置法の一部改正）

3　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定に基づいて行なう就職指導及び就職促進手当の支給に関すること。

第十八条第一項中「緊急失業対策法（これに基づく命令を含む。）」の下に「、駐留軍関係離職者等臨時措置法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

（法務・大蔵・労働・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十七号（昭四一・七・四）

◎所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「協定」という。）を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　ドイツの居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）で、ドイツ連邦共和国の協定第四条第一項に規定する居住者であるものをいう。以下同じ。）が支払を受ける協定第十条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある協定第五条に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。）に対する同法第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち協定第十条第三項(b)の規定に該当するものに対する同法第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

（利子又は使用料に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　ドイツの居住者が支払を受ける協定第十一条第一項に規定する利子又は協定第十二条第一項に規定する使用料で所得税法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第百七十条、第

百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、同項に規定する利子又は使用料に対し所得税を課さず、又は当該利子又は使用料に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子又は使用料に対する申告納税に係る所得税の軽減）

第四条　所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者に該当するドイツの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　第二条に規定する配当に係る所得　百分の十五

二　前条第一項に規定する利子又は使用料に係る所得　百分の十

2　前項に規定する所得税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（配当、利子又は使用料に対する法人税の軽減）

第五条　法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当するドイツの居住者である法人（同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　第二条に規定する配当（次号の配当に該当するものを除く。）に係る所得　百分の十三

二　第二条ただし書に規定する配当に係る所得　百分の八・七

三　第三条第一項に規定する利子又は使用料に係る所得　百分の八・七

2　前項に規定する法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（配当、利子又は使用料に係る地方税の課税の特例）

第六条　ドイツの居住者である法人に対して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第二項の規定により計算した金額から同条第一項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3　二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

4　都道府県は、ドイツの居住者の行なう事業に対して課する事業税については、その者が支払を受けるべき第二条に規定する配当並びに第三条第一項に規定する利子及び使用料をその課税標準に含めないものとする。

（双方居住者の取扱い）

第七条　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で協定第四条第二項の規定により協定の適用上ドイツ連邦共和国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法及びこの法律の規定を適用する。

（協定に基づく協議で地方税に係るものに関する手続）

第八条　大蔵大臣は、協定第四条第二項の協議をする場合又は地方公共団体が課する租税に関し協定第二十五条第二項の協議をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これらの規定の協議をするものとする。

2　自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

（実施規定）

第九条　第二条から前条までに定めるもののほか、協定の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附　則

1　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2　第二条及び第三条中所得税法第百七十条及び第百七十九条の規定に係る部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子若しくは使用料について、第二条及び第三条中所得税法第二百十三条第一項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当、利子又は使用料で施行日以後に支払われるものについて、それぞれ適用する。

3　第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

4　第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に終了する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

5　昭和四十一年一月一日前に開始した事業年度又は同日以後に開始し同年三月三十一日以前に終了した事業年度において支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得について同条の規定の適用がある場合には、同条第一項中「百分の十三」とあるのは、「百分の十三・一」とする。

6　第六条第一項から第三項までの規定は、施行日の属する年の一月一日以後に終了する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

7　次の表の中欄又は下欄に掲げる事業年度において支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、

市町村民税及び都民税について第六条第一項から第三項までの規定の適用がある場合には、同条第一項中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる字句とする。

昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度	百分の五・八	百分の五・六五
	百分の八・九	百分の八・六五
	百分の十四・七	百分の十四・三
昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度又は同年一月一日以後に開始し、同年三月三十一日以前に終了した事業年度	百分の五・五	百分の五・一
	百分の八・四	百分の八・〇
	三百分の十三・九	三百分の十三・二

8　第六条第四項の規定は、個人の行なう事業に対する事業税にあつては施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子若しくは使用料について、法人の行なう事業に対する事業税にあつては同日以後に終了する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき当該配当、利子又は使用料について、それぞれ適用する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭四一・七・四）

◎道路交通事業抵当法の一部を改正する法律

道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「道路運送事業」の下に「、自動車ターミナル事業」を加える。

第二条中「若しくは自動車道事業」の下に「、自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）による自動車ターミナル事業（一般自動車ターミナルを無償で供用するものを除く。）」を加える。

第五条中「自動車道事業」の下に「及び自動車ターミナル事業」を、「一般自動車道」の下に「又は一般自動車ターミナル」を加える。

第十二条第一号中「自動車道事業」の下に「、自動車ターミナル法第三条各号の事業」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　自動車ターミナル事業の事業単位にあつては、その一般自動車ターミナルの名称及び位置

第十四条第一項中「若しくは事業区域」を「、事業区域若しくは一般自動車ターミナル」に改める。

第十八条第一項ただし書中「道路運送法第六条第二項各号」を「道路運送第六条の二各号」に改め、「第四十九条第二項各号」の下に「、自動車ターミナル法第五条第二項各号」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（法務・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百十九号（昭四一・七・四）

◎小型船造船業法

（目的）

第一条　この法律は、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することにより、小型船造船業の健全な発達を図るとともに、小型船の船質の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「小型船造船業」とは、小型船の製造又は修繕（改造を含み、ドック又は引揚船台を使用してするものに限る。以下同じ。）を行なう事業をいう。

2　この法律において「小型船」とは、小型鋼船及び木船をいい、「小型鋼船」とは、総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の鋼製の船舶（総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上のものを除く。）をいい、「木船」とは、総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の木製の船舶をいう。

（種類）

第三条　小型船造船業の種類は、次に掲げるものとする。

一　小型鋼船造船業（小型鋼船の製造及び修繕を行なう事業）

二　小型鋼船製造業（小型鋼船の製造を行なう事業）

三　小型鋼船修繕業（小型鋼船の修繕を行なう事業）

四　木船造船業（木船の製造及び修繕を行なう事業）

五　木船製造業（木船の製造を行なう事業）

六　木船修繕業（木船の修繕を行なう事業）

（登録）

第四条　小型船造船業を営もうとする者は、小型船造船業の種類及び事業場ごとに、運輸大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第五条　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名

二　小型船造船業の種類

三　事業場の名称及び所在地

四　当該事業の用に供する特定設備（小型船の製造

又は修繕のための設備であつて、小型船造船業の種類ごとに運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類及び能力別の数

2　前項の申請書には、事業場の図面その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

（登録の実施）

第六条　運輸大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を小型船造船業者登録簿に登録しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第七条　運輸大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第五条第一項の規定による登録の申請に係る特定設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第十七条第一項の規定により小型船造船業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前二号の一に該当するもの

四　法人で、その役員のうちに前三号の一に該当する者があるもの

2　運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、遅滞なく、理由を附してその旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録申請手数料）

第八条　第五条第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、二千円をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、第十六条第三項後段に規定する期間内にされた登録の申請については、手数料を納めなくてもよい。

（事業開始の届出）

第九条　第四条の登録を受けた者（以下「小型船造船業者」という。）は、事業を開始したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（主任技術者）

第十条　小型船造船業者は、小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行なわせるため、事業場ごとに、専任の主任技術者を選任しなければならない。ただし、小型船造船業者が自ら主任技術者となる事業場（事業場が二以上あるときは、一の事業場に限る。）については、この限りでない。

2　小型船造船業者は、前項の規定により主任技術者を選任したとき、又は自ら主任技術者となつたときは、その日から十五日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

（主任技術者の資格）

第十一条　次の各号の一に該当する者でなければ、小型鋼船造船業、小型鋼船製造業又は小型鋼船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）

による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

二　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して七年（小型鋼船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、五年）以上の実務の経験を有する者

三　運輸大臣が前二号の一に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

2　次の各号の一に該当する者でなければ、木船造船業、木船製造業又は木船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一　学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、木船の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

二　学校教育法による高等学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、木船の製造又は修繕に関して七年（木船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、五年）以上の実務の経験を有する者

三　木船の製造又は修繕に関して十五年（木船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、十年）以上の実務の経験を有する者

四　運輸大臣が前三号の一に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

3　第十三条の規定による命令に基づき、主任技術者の職を解任され、又はその職をやめた者で、解任され、又はやめた日から一年を経過しないものは、主任技術者となることができない。

（主任技術者の義務）

第十二条　主任技術者は、小型船の製造又は修繕の事に関する技術上の管理を行なう場合においては、製造又は修繕に係る小型船が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令に定める小型船の構造及び設備に関する基準に適合するようにしなければならない。

2　運輸大臣は、当該事業の用に供する特定設備が第七条第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、小型船造船業者に対し、

第十三条　運輸大臣は、主任技術者が前条の規定に違反したときは、小型船造船業者に対し、主任技術者の変更を命ずることができる。

（変更登録等）

第十四条　小型船造船業者は、第五条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の変更登録を受けなければならない。

2　第六条から第八条までの規定は、前項の変更登録について準用する。

3　小型船造船業者は、第五条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつた場合（第一項の変更登録に係る場合を除く。）は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、運輸大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（特定設備の維持等）

第十五条　小型船造船業者は、当該事業の用に供する特定設備を第七条第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　運輸大臣は、当該事業の用に供する特定設備が第七条第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、小型船造船業者に対し、

（主任技術者の変更命令）

その是正のために必要な修理、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（事業の休止、廃止等）

第十六条　小型船造船業者は、事業を休止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2　小型船造船業者が次の各号の一に掲げる場合に当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一　小型船造船業者が死亡したときは、その相続人

二　小型船造船業者である法人が合併により解散したときは、その法人を代表する役員であつた者

三　小型船造船業者である法人が破産により解散したときは、その破産管財人

四　小型船造船業者である法人が合併又は破産以外の理由により解散したときは、その清算人

五　小型船造船業を廃止したときは、小型船造船業者であつた個人又は小型船造船業者であつた法人を代表する役員

3　小型船造船業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡の日から六十日以内は、被相続人の営んでいた小型船造船業を引き続き営むことができる。その期間内に第四条の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

（登録の取消し等）

第十七条　運輸大臣は、小型船造船業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は当該小型船造船業の登録を取り消すことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　第七条第一項第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

三　不正の手段により第四条の登録又は第十四条第一項の変更登録を受けたとき。

2　第七条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（登録の消除）

第十八条　運輸大臣は、次の各号の一に該当するときは、当該小型船造船業の登録を消除しなければならない。

一　第十六条第二項の規定による届出があつたとき。

二　前条第一項の規定により小型船造船業の登録を取り消したとき。

（報告及び検査）

第十九条　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、小型船造船業者に対してその事業に関し必要な報告をさせ、又はその職員に小型船造船業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、小型船の製造若しくは修繕のための設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（聴聞）

第二十条　運輸大臣は、第十三条又は第十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（適用除外）

第二十一条　この法律の規定は、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条第一項又は第三条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に係る造船台、ドック又は引揚船台を使用して小型船造船業を営む場合については、適用しない。

（造船法の適用除外）

第二十二条　小型船造船業を営む者は、当該小型船造船業について造船法第六条の規定による届出をしなくてもよい。

（職権の委任）

第二十三条　この法律の規定により運輸大臣の職権に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

（罰則）

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定に違反して小型船造船業を営んだ者

二　第十七条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第二十五条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつた者

二　第十三条又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者

三　第十四条第一項の規定に違反して第五条第一項第四号に掲げる事項を変更した者

四　第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第二十七条　第九条、第十条第二項、第十四条第三項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に、造船法第六条第一項の規定による届出をして同項第一号又は第二号に掲げる事業を営んでいる者であつて、第二条第一項に規定する小型船造船業に相当する事業を営んでいるものは、この法律の施行の日から二年間は、当該事業について第四条の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録をする旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

3　前項の規定の適用を受ける者については、同項の規定により第四条の登録を受けたものとみなされる間は、第十条第一項、第十四条第一項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項の規定を適用しない。

4　附則第二項の規定の適用を受ける者は、この法律の施行の日から六十日以内に、第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。

5　附則第二項の規定の適用を受ける者は、同項の規定により第四条の登録を受けたものとみなされる間において、第五条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

6　附則第二項の規定の適用を受ける者が同項の規定により第四条の登録を受けたものとみなされる間に死亡したときは、相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

7　附則第四項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

8　この法律の施行前にした造船法第六条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

9　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五　小型船造船業を登録すること。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭四一・七・五）

◎地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第四十条―第四十一条）」を「第六章　雑則（第四十条―第四十二条）　第七章　財政の再建（第四十三条―第五十一条）」に改める。

第一条中「根本基準並びに」を「根本基準、」に改め、「一部事務組合に関する特例」の下に「並びに企業の財政の再建に関する措置」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

一　水道事業（簡易水道事業を除く。）

二　工業用水道事業

三　軌道事業

四　自動車運送事業

五　地方鉄道事業

六　電気事業

七　ガス事業

第二条第二項中「前項の表の上欄に掲げる事業で、常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人以上同表の下欄に掲げる数未満のもの」を「病院事業」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「条例」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）にあつては、規約）」を加え、「当該地方公共団体の」を「その」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条を次のように改める。

（地方公営企業の設置）

第四条　地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（国の配慮）

第五条の二　国の行政機関の長は、地方公営企業の業務に関する処分その他の事務の執行にあたつては、すみやかに適切な措置を講ずる等地方公営企業の健全な運営が図られるように配慮するものとする。

第六条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第七条第一項中「当該地方公共団体の長の指揮監督の下に」を削り、「条例で定めるところにより、」の下に「政令で定める地方公営企業について」を、「水道事業」の下に「（簡易水道事業を除く。）」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（管理者の選任及び身分取扱い）

第七条の二　管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2　次の各号の一に該当する者は、管理者となることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3　管理者は、衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員と兼ねることができない。

4　管理者の任期は、四年とする。

5　管理者は、再任されることができる。

6　管理者は、常勤とする。

7　地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8　地方公共団体の長は、管理者に職務上の義務違反その他管理者たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

9　管理者は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10　管理者は、第二項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

11　地方自治法第百五十九条、第百六十五条第二項及び第百八十条の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十条から第三十七条まで及び第三十八条第一項の規定は、管理者について準用する。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二

ら地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2　地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受け入れた場合においては、利益の状況に応じ、納付金を納付しなければならない。

（企業債について）

第二十二条の二　地方公営企業の建設、改良、拡張又は災害復旧の事業に要する経費で当該事業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でないものについては、企業債を起こすことができる。

2　企業債は、当該地方公共団体の議会の議決を経た元金償還方法、利率及び償還期限に従つて償還しなければならない。

3　企業債は、前項の規定によるほか、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について政令で定める基準に従い、地方公営企業の経営者が発行することができる。

4　地方公営企業の経営者は、第一項の規定により企業債を起こそうとするときは、あらかじめ、その元金償還方法、利率及び償還期限について、地方公共団体の長の同意を得なければならない。

5　地方公営企業の経営者は、第一項の規定により企業債を起こしたときは、その元金償還方法、利率及び償還期限を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について、地方公共団体の長の同意を得なければならない。

6　地方公営企業の経営者は、第一項の規定により企業債を起こし、又は前項の規定により元金償還方法、利率若しくは償還期限を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。

7　総務大臣又は都道府県知事は、前項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

三　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

8　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意することができる。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

9　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

10　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

11　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

12　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

13　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

14　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

15　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

16　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

17　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

18　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

19　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

20　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

21　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

22　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

23　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

24　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

25　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

26　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

27　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

28　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

29　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

30　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

31　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

32　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

33　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

34　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

35　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

36　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

37　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

38　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

39　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

40　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

41　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

42　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

43　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

44　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

45　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

46　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

47　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

48　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

49　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

50　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

51　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

52　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

53　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

54　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

55　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

56　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

57　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

58　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

59　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

60　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

61　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

62　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

63　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

64　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

65　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

66　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

67　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

68　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

69　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

70　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

71　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

72　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

73　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

74　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

75　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

76　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

77　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

78　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

79　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

80　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

81　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

82　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

83　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

84　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

85　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

86　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

87　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

88　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

89　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

90　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

91　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

92　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

93　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

94　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

95　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

96　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

97　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

98　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

99　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

100　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

101　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

102　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

103　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

104　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

105　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

106　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

107　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

108　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

109　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

110　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

111　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

112　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全となるおそれがあると認められること。

113　総務大臣又は都道府県知事は、第六項の協議の申出があつた場合において、その申出に係る企業債の発行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申出に同意してはならない。

一　当該地方公営企業の事業の経営が著しく不健全であると認められること。

二　当該地方公

第三十三条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

3　地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第二百三十八条の四第三項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（公金の徴収又は収納の委託）

第三十三条の二　管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

第三十四条を次のように改める。

（職員の賠償責任）

第三十四条　地方自治法第二百四十三条の二の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第四項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第二百四十三条の二第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第四項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見をきき、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見をきき、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第六項中「処分に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した裁決」と、「審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることができる」とあるのは「再審査請求をすることができる」と、同条第七項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

第三十四条の二の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「又は財務規定等の一部」を削る。

第三十六条中「地方公営企業に従事する職員」を「企業職員」に改める。

第三十七条第一項中「第十五条の職員（政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。）」を「企業職員」に改める。

第三十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情」を「生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「と責任に応ずる」を「に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮される」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

企業職員の給与は、給料及び手当とする。

第三十九条第一項中「第三十六条の職員」を「企業職員」に、「第三十七条」を「第五条、第八条（第一項

第五号、第三項及び第四項を除く。）、第二十三条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条第三項、第四十条第二項、第四十五条第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「企業職員」の下に「政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）」を加え、「第五条、第八条（第一項第五号、第三項及び第四項を除く。）、第二十三条から第二十六条まで」、及び「第三十九条第三項、第四十条第二項及び第四十五条第二項から第四項まで」を削る。

第三十九条の二を次のように改める。

（組織に関する特例）

第三十九条の二　地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（これを企業団という。）の管理者の名称は、企業長とする。

2　企業団には、第七条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行なう。

3　企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとする。

4　第七条の二第二項及び第四項から第十項まで、地方自治法第百八十条の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十四条の規定は、企業長について準用する。この場合において、第七条の二第七項及び第八項中「地方公共団体の長は」とあるのは、前項に規定する方法により選任される企業長については「企業団を組織する地方公共団体の長は」と、前項の別段の定めにより選任される企業長について準用する場合にあつては「企業団の規約で定める者は、その規約で定めるところにより」と読み替えるものとする。

5　企業団の監査委員の定数は、企業団の規約で定めるところにより二人又は一人とする。

6　前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者のうちから選任する。

7　企業団の議会の議員の定数は、十五人をこえることができない。

8　企業団の設置があつた場合における企業長の選任の時期その他必要な事項は、政令で定める。

第三十九条の三第一項中「組合」を「企業団」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第十七条の二から第十八条の二までの規定は、企業団を組織する地方公共団体の当該企業団に対する経費の負担、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

第三十九条の三第三項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「又は財務規定等の一部」及び「地方自治法第二百八十四条第一項の規定による」を削る。

第四十条の二を第四十条の三とし、第四十条を第四十条の二とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

（地方自治法の適用除外）

第四十条　地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第七号まで及び第二百三十七条第二項の規定は、適用しない。

2　地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第

八号、第十一号及び第十二号の規定は、適用しない。

本則に次の一条及び一章を加える。

（地方公共企業体）

第四十二条　地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営企業を経営するための地方公共企業体を設けることができる。

第七章　財政の再建

（財政再建計画の策定等）

第四十三条　この法律を適用している水道事業、工業用水道事業（その布設に要する経費について国から補助金の交付を受けたものを除く。第四十九条において同じ。）、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和四十一年三月三十一日（同年四月一日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日）において不良債務（政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合において、そのこえる額をいう。以下同じ。）を有するもの（同年四月一日においてこの法律を適用していなかつた事業にあつては、昭和四十年度において実質赤字を有するもの。以下「昭和四十年度の赤字企業」と総称する。）について、この章の規定によつて財政の再建を行なおうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出て、自治大臣の指定する日（以下「指定日」という。）現在により、当該企業の財政の再建に関する計画（以下「財政再建計画」という。）を定めなければならない。

2　財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内に不良債務を解消し、財政の健全性を回復するように次の事項について定めるものとする。

一　財政の再建の基本方針

二　各年度において解消する不良債務

三　不良債務を解消し、財政の健全性を回復するための具体的措置

四　第四十五条の規定による企業債の各年度ごとの償還額

3　第一項に規定する実質赤字とは、次に掲げる金額をいう。

一　歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額

二　実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べた額又は当該年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち翌年度に繰り繰した額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した金額

（財政再建計画の承認）

第四十四条　財政再建計画は、昭和四十年度の赤字企業を経営する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。この場合において、自治大臣は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

2　前項の規定は、財政再建計画について承認を得た地方公共団体（以下「財政再建団体」という。）が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。

3　災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要が生じた場合において、あらかじめその変更について、自治大臣の承認を得るいとまがないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更につき前項において準用する第一項の自治大臣の承認を得なければならない。

4　財政再建団体の長は、財政再建計画に従つて予算を調製しなければならない。

5　再建企業（地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和四十年度の赤字企業をいう。以下同じ。）の管理者は、財政再建計画に従つて当該再建企業の業務を執行しなければならない。

（財政再建債）

第四十五条　財政再建団体は、昭和四十一年三月三十一日（同年四月一日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日）における不良債務又は昭和四十年度の実質赤字（第四十三条第三項に規定する実質赤字をいう。第四十九条において同じ。）の範囲内における一時借入金の償還及び未払金の支払に充てるため並びに前条第一項の規定による財政再建計画の承認のあつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に財政再建計画に基づく職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した管理者及び企業職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため、企業債を起こすことができる。

（財政再建債の償還）

第四十六条　前条の企業債（以下「財政再建債」という。）は、指定の属する年度の翌年度以降おおむね七年度以内（同条の退職手当の財源に充てるため起こした財政再建債にあつては、その起こした日の属する年度の翌年度以降三年度以内）に、財政再建計画に基づき償還しなければならない。

（財政再建債の利子補給）

第四十七条　国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年三分五厘をこえるものにつき、政令で定める基準により、年四分五厘の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給する。

（企業債の償還繰延べ等）

第四十八条　国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べその他再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

（赤字の企業の財政再建）

第四十九条　水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業で昭和四十一年度以降の年度において不良債務又は実質赤字を有するもの（再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。）のうちこの法律を適用しているものを経営する地方公共団体は、当分の間、第百四十三条第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができる。

2　第四十三条第二項及び第四十四条の規定は、前項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た地方公共団体の経営する赤字の企業に係る財政の再建について準用する。

（地方財政再建促進特別措置法の準用）

第五十条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第四条、第五条第二項、第六条、第七条、第十一条、第十四条、第十八条から第二十一条まで及び第二十四条第一項の規定は、再建企業又は赤字の企業の財政の再建について準用する。

（自治大臣の権限の委任）

第五十一条　自治大臣は、政令で定めるところにより、この章に定める自治大臣の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

（退職手当債を財政再建債とみなす措置）

5　財政再建団体（財政再建債を起こさない財政再建団体を除く。）が第五十条において準用する地方財政再建促進特別措置法第二十四条第一項の規定により起こしている企業債がある場合には、当該企業債は、当該財政再建団体の財政再建計画について第四十四条第一項の自治大臣の承認を受けた日（同日以後に起こされた企業債については、その起こされた日）以後は、財政再建債とみなす。この場合において、財政再建債とみなされる企業債に係る第四十七条の規定による利子補給は、これらの日以後の分について行なうものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一　地方公営企業法（以下この条において「法」という。）目次及び第一条の改正規定、法第五条の次に一条を加える改正規定、法第二十二条の次に一条を加える改正規定、法本則に一章を加える改正規定、法附則に係る改正規定並びに附則第二条、第十一条及び第十七条の規定　この法律の公布の日

二　法第二条第四項中に加える改正規定、法第四条及び第六条の改正規定、法第二章から第六章までに係る改正規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条から第十条まで、第十四条、第十五条及び第十六条の規定　昭和四十二年一月一日

三　法第二条の改正規定（第四項中に加える改正規定を除く。）、法第七条第一項第三文の改正規定、法第十七条の二から第十八条の二までに係る改正規定、法第三十条、第三十四条の二並びに第三十九条の三第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定　昭和四十二年四月一日

（適用区分等）

第二条　改正後の地方公営企業法（以下「新法」という。）第十七条の規定は、昭和四十二年度の予算及び

法算から適用し、前条第二号に掲げる規定の施行の際現に改正前の地方公営企業法（以下「旧法」という。）第十七条ただし書の規定により設けられている特別会計については、昭和四十一年度に限り、なお従前の例による。

2　新法の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和四十二年度の予算及び決算から適用し、昭和四十一年度分以前の予算及び決算については、なお従前の例による。

3　昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する新法第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「予算で定め」とあるのは、「議会の議決を経」とする。

4　昭和四十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における地方公営企業法第三十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「組合」とあるのは、「企業団」とする。

（新法の新規適用に関する特例等）

第三条　新法第二条第一項又は第二項の規定により新法の規定又は財務規定等の適用を受けることとなる水道事業（簡易水道事業を除く。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業若しくはガス事業（以下「水道事業等」という。）又は病院事業で常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人未満又は百人未満のものを経営する地方公共団体は、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）にあつては、規約。以下この条において同じ。）で定める場合には、新法第二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、昭和四十三年三月三十一日までの間は、当該事業に新法の規定又は財務規定等を適用しないことができる。

2　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧法第二条第三項の規定に基づき財務規定等の一部が適用されている事業（病院事業を除く。）については、引き続き新法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。ただし、条例で定めるところにより同項に規定する財務規定等を適用しないことができる。

3　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧法第二条第四項の規定に基づく地方公共団体の経営する事業に旧法の全部又は一部を適用する条例（旧法第十七条の二の規定を適用する条例を除く。）で現に効力を有するものは、政令で定めるところにより、新法第二条第三項の規定に基づく条例とみなす。

4　地方公共団体は、当分の間、新法第二条第一項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その経営する病院事業に同法第十七条の二及び第十七条の三の規定を適用しないことができる。

（出納を取り扱う金融機関に関する経過措置）

第四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二十七条第一項の規定に基づき地方公営企業の業務に係る現金の出納事務を取り扱っている金融機関は、新法第二十七条の規定により管理者が指定した金融機関とみなす。

（資産の取得及び処分に関する経過措置）

第五条　昭和四十二年四月一日前に地方自治法第九十六条第一項第六号若しくは第七号又は附則第二条第三項の規定により適用される新法第三十三条第二項の規定に基づきその取得又は処分について議会の議決を経ている資産で昭和四十二年三月三十一日までに取得又は処分が終わらなかつたものがあるときは、管理者は、昭和四十二年度に限り、同項の規定にかかわらず、当該議決に基づき、当該資産の取得又は処分をすることができる。

（契約に関する経過措置）

第六条　昭和四十二年一月一日前に行なわれた公告又は申込みに係る契約の手続については、なお従前の例による。

（職員の賠償責任に関する経過措置）

第七条　昭和四十二年一月一日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（給料に関する経過措置）

第八条　地方公共団体は、新法第三十八条の適用にあたつては、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に地方公営企業に従事する職員の受ける給料に著しい変動を生ずることがないように、適切な考慮を払わなければならない。

（地方公共団体の長の指定する職に関する経過措置）

第九条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に旧法第三十七条第一項の規定に基づき地方公共団体の長が定めている職は、新法第三十九条第二項の規定に基づき地方公共団体の長が定めた職とみなす。

（企業団に関する経過措置等）

第十条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に存在する水道事業等又は地方公営企業法の規定の全部を適用しているその他の事業の経営に関する事

務を共同処理する一部事務組合について新法第三十九条の二の規定が新たに適用される際現に在任する当該一部事務組合の管理者は、昭和四十四年十二月三十一日（当該管理者の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日）までの間、引き続き新法の規定による企業団の企業長として在任することができる。

2　前項の一部事務組合について新法第三十九条の二の規定が新たに適用される際現に在任する当該一部事務組合の監査委員は、昭和四十四年十二月三十一日（当該監査委員の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日）までの間、引き続き新法による監査委員として在任することができる。この場合において、監査委員として在任する者の数が同条第五項に規定する規約で定める定数をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該数をもつて当該企業団の監査委員の定数とし、これらの委員に欠員が生じたときは、これに応じて、その定数は、同項に規定する規約で定める定数に至るまで減少するものとする。

3　第一項の一部事務組合について新法第三十九条の二の規定が新たに適用される際現に当該一部事務組合の議会の議員の定数が十五人をこえているときは、同条第七項の規定にかかわらず、昭和四十五年十二月三十一日までの間、当該定数をもつて当該議会の議員の定数とすることができる。

（政令への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）

第十二条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「公営企業等」を「公営企業」に改め、同条第一項中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定に基づき政令で定める事業を除く。）」を削り、「その歳出は」を「その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き」に改め、同条第二項を削る。

第七条第三項中「前条第一項」を「前条」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十三条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「並びに同法同条第二項から第四項まで」を「及び同条第二項又は第三項」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第十四条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（地方公営企業労働関係法の一部改正）

第十五条　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第四項」を「第三項」に改め、「条例」の下に「又は規約」を加える。

第十七条の見出しを「（地方公営企業法の準用）」に改め、同条第一項中「地方公営企業法」の下に「第三十七条、第三十八条及び」を加え、同条第二項中「第三十七条、第三十八条及び」を削り、「第三十

七条第一項」を「第三十九条第二項」に改める。

第十六条　前条の規定による改正後の地方公営企業労働関係法第三条第一項第八号中「第三項」とあるのは、附則第一条第三号に掲げる日までは、「第四項」と読み替えるものとする。

（自治省設置法の一部改正）

第十七条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　地方公営企業法第七章の規定による地方公営企業の財政再建計画及びその変更の承認並びに地方公営企業の財政運営の改善のための措置等に関すること。

第二十三条の五を削る。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とする。

（労働・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十一号（昭四一・七・八）

◎恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノニ　年金タル恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトスル

第六十五条第三項中「及未成年ノ子及不具廃疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改め、同条第四項及び第五項中「未成年ノ子」の下に「又ハ不具廃疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」を加える。

第七十五条第三項を次のように改める。

前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル公務員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ不具廃疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条に次の一項を加える。

8　旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととされている加算年のうち第四項各号に掲げるもの及び前三項の規定により在職年に加えられることとされている年月数は、恩給の基礎在職年に算入するものとする。

附則第二十四条の五の見出し中「除算された加算年」を「加算年及び加算年月数とみなされる年月数」に改める。

附則第二十四条の六の前の見出しを削る。

附則第二十四条の七の次に次の一条を加える。

第二十四条の八　附則第二十四条の五第一項の規定は、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）で附則第二十四条第八項の規定の適用によりその在職

年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十二年一月一日」と読み替えるものとする。

2　附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに附則第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十二年一月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十二年一月から」と、「旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「及び第二十四条の七」を「から第二十四条の八まで」に改める。

附則第四十一条の次に次の一条を加える。

（日本赤十字社救護員期間のある者についての特例）

第四十一条の二　旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき事変地又は戦地において旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務（以下「戦地勤務」という。）に服した日本赤十字社の救護員（公務員に相当する救護員として政令で定めるものに限る。以下「救護員」という。）であつた者で公務員となつたものに係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、救護員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者の場合を除き、戦地勤務に服した月（公務員を退職した月に戦地勤務に服した場合においては、その翌月）から戦地勤務に服さなくなつた月（戦地勤務に服さなくなつた月に公務員となつた場合においては、その前月）までの年月数を加えたものによる。ただし、その年月数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給についての最短恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最短恩給年限をこえる年月数については、この限りでない。

2　前項の事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間は、政令で定める。

3　附則第二十四条の四第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十一年十月一日」と、前条第二項中「当該最短恩給年限に達することとなるもののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「当該最短恩給年限に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十一年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十一年十月」と読み替えるものとする。

4　附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（日本赤十字社の救護員となる前の公務員としての在職年を除く。）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前三項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第四十二条第四項及び第五項中「前条」を「附則第四十一条」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該旧軍人等で営内に居住すべき者」を「当該旧軍人等」に改め、同項ただし書を削る。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表中

昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	三十分の三十	三十分の十五	三十分の十五
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	三十分の三十	三十分の十	

を

昭和四十一年七月分から同年九月分まで	三十分の三十	三十分の十五	三十分の十五
昭和四十一年十月分から同年十二月分まで	三十分の三十	三十分の十五	

に改め、同条第二項の表中「昭和四十一年一月分から同年十二月分まで」を「昭和四十一年一月分から同年九月分まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第二条（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第四十一条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第四十二条の改正規定を除く。）の規定は、昭和四十二年一月一日から施行する。

（改正後の恩給法第六十五条の規定による加給）

第二条　昭和四十一年九月三十日において現に増加恩給を受ける者の改正後の恩給法第六十五条第三項から第五項まで（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する場合を含む。）の規定に該当する成年の子に係る加給は、同年十月分から行なう。

（改正後の恩給法第七十五条の規定による加給）

第三条　昭和四十一年九月三十日において現に恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料以外の扶助料を受ける者の改正後の同条第三項の規定に該当する成年の子に係る加給は、同年十月分から行なう。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第百七十七号」という。）に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和四十一年十月から始めるものとする。

2　恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七号第三条の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十一年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

第五条　前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける

者のうち、昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（遺族年金を受ける者については、婚姻の届出をしないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）であつたことによりその扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に係る戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

（妻又は子に給する扶助料の年額についての特例）

第六条　法律第百五十五号附則第十四条第三号（同法附則第十八条第二項、附則第二十三条第六項及び附則第三十一条において準用する場合を含む。）の規定によりその年額が計算された扶助料を受ける者が妻又は子であるものの昭和四十一年十月分以降の年額は、その年額に、その年額と実在職年の年数が普通恩給についての所要最短在職年数である場合の扶助料の年額との差額に相当する額を加えた額とする。

2　昭和四十一年九月三十日以前に給与事由の生じた扶助料の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。

（昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の特例）

第七条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。）附則第二条に規定する普通恩給又は扶助料（同条第二号及び第三号に規定する普通恩給及び扶助料を除く。）で昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した公務員に係るもののうち、その基礎在職年の年数が普通恩給について算入されている実在職年の年数を超えての最短恩給年限以上であるものについては、昭和四十一年十月分以降、その年額を、その年額計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額（恩給法第二十条及び恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十四条に規定する公務員又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、同表の仮定俸給年額をこえない範囲内において政令で定める額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、恩給法の規定により算出して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2　前項の規定は、恩給年額計算の基礎となつた俸給と都道府県（これに準ずるものを含む。）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者であつて、恩給年額計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

3　改正後の法律第八十二号附則第三条の規定は、第一項の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

（長期在職者の恩給年額についての特例）

第八条　普通恩給又は扶助料で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものの昭和四十一年十月分以降の年額については、普通恩給の年額が六万円未満であるときはこれを六万円とし、扶助料の年額が三万円未満であるときはこれを三万円とする。

2　前条第二項の規定は前項の規定により年額を改定される普通恩給又は扶助料を受ける者について、改正後の法律第八十二号附則第三条の規定は前項の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

3　昭和四十一年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。

（職権改定）

第九条　附則第六条第一項、附則第七条第一項又は前条第一項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

附則別表

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
一四七、七〇〇円	一七七、四〇〇円
一五三、七〇〇	一八二、五〇〇
一六一、四〇〇	一九四、八〇〇
一七二、一〇〇	二〇八、三〇〇
一八二、五〇〇	二一二、〇〇〇
二〇一、五〇〇	二二九、〇〇〇
二一六、八〇〇	二四九、二〇〇
二二九、〇〇〇	二六二、九〇〇
二四九、二〇〇	二九一、七〇〇
二六二、九〇〇	三〇六、七〇〇
二九一、七〇〇	三二三、四〇〇
三〇六、七〇〇	三五〇、三〇〇
三二三、四〇〇	三七七、五〇〇
三四一、四〇〇	三九五、六〇〇
三五〇、三〇〇	四〇〇、三〇〇
三五九、五〇〇	四一五、二〇〇
三七七、五〇〇	四三六、四〇〇
三九五、六〇〇	四五七、四〇〇
四〇〇、三〇〇	四七〇、四〇〇
四三六、四〇〇	四八三、一〇〇
四七〇、四〇〇	五三四、四〇〇
五〇八、七〇〇	五五九、九〇〇
五三四、四〇〇	五八五、六〇〇
五五九、五〇〇	六一一、三〇〇
五八五、九〇〇	六三六、八〇〇
六一一、三〇〇	六七〇、一〇〇
六七〇、一〇〇	七〇三、二〇〇
七六九、七〇〇	八〇二、八〇〇
八六九、二〇〇	九〇五、三〇〇
九四一、五〇〇	九六〇、〇〇〇
一、〇一三、九〇〇	一、〇五〇、〇〇〇

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百二十二号（昭四一・七・八）

◎昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条　昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第一号中「、昭和四十二年一月分から同年六月分までは三

（施行日後に恩給受給権を有すべきこととなる者の取扱い）

第五条の二　前条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、恩給に関する法令の改正により、更新組合員又はその遺族が新たに普通恩給又は扶助料（恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料をいう。）を受ける権利を有することとなる場合には、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について前条第二項本文の規定を適用する。

第七条第一項第一号ただし書中「年月数及び」を「年月数、」に改め、「年月数を含む。」の下に「及び同条第八項の規定により恩給の基礎在職年に算入することとされている加算年の年月数」を加え、同号ニ中「第四十一条第一項」の下に「第四十一条の二」を加える。

第九条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。第五十一条の二第四項において同じ。）に服した日本赤十字社の救護員としての期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

第十三条第一項中「当該合算額」の下に「（同項第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算した金額）」を加える。

第三十二条の二の見出し中「最低保障」を「最低保障等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、前二条又は前項の規定により算定した金額が、第五条第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第六条の規定の例により算定した金額より少ないときは、前二条及び前項の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

第五十一条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に同じ。）に服した日本赤十字社の救護員としての期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

第五十一条の二第五項各号列記以外の部分中「退職年金」の下に「減額退職年金」を加える。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第三条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（年金額の改定）

第一条の二　この法律による年金たる給付の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第七条第一項中「第一条若しくは第二条若しくは」を「第一条若しくは第二条」に、「第一条若しくは第二条の規定」を「第一条若しくは第二条若しくは昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金

の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十三号）附則第二条の規定」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第一号ただし書の改正規定及び附則第五条の規定は、昭和四十二年一月一日から施行する。

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた旧令による共済組合等の年金受給者の年金の額の特例等）

第二条　昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（以下「昭和四十年度改定法」という。）第一条第一項、第二条第一項又は第三条第一項に規定する年金で昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係るもののうち、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間（実在職した期間に限る。）がこれらの規定に規定する退職年金（これに相当する年金を含

む。）を受ける最短年金年限以上であるものについては、昭和四十一年十月分以後、その額を、その計算の基礎となつている俸給の額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第七条第一項の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十条に規定する公務員又はその遺族について定められた仮定俸給年額を基準として政令で定める額を退職又は死亡当時の俸給の額とみなし、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第一項第二号に規定する旧法の規定を適用して算定した額に改定する。ただし、改定年金額が従前の年金額に達しない者については、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

2　第一条の規定による改正後の昭和四十年度改定法第一条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3　第一項の規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。

（職権改定）

第三条　第一条の規定による改正後の昭和四十年度改定法第一条第二項（同法第三条第三項並びに第四条第二項及び第四項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）における年金の額の改定は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条に規定する組合又は同法第二十一条第一項に規定する連合会が、受給者の請求を待たずに行なう。

（日本赤十字社救護員期間のある者の経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第二条第一項第七号（同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。次条において同じ。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「改正後の法律第百五十五号」という。）及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、次条の規定の適用を受けることとなる場合を除き、同法及び第一条の規定による改正後の昭和四十年度改定法の規定により、昭和四十一年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定は、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　第一項の規定の適用を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、国家公務員共済組合法若しくは第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条

第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

（加算年の算入に伴う経過措置）

第五条　前条の規定は、更新組合員が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条第八項及び第二十四条の八並びに改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十二年一月分」と読み替えるものとする。

（特例による退職年金の額に関する経過措置）

第六条　改正後の施行法第十三条第一項の規定は、給付事由の生じた日（同項の規定の適用を受けるべき更新組合員に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員が退職し、又は死亡した日）が施行日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（年金額の改定）

第一条の二　この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の該事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第八条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（年金額の改定）

第一条の二　この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第九条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（年金額の改定）

第一条の二　この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

（大蔵・文部・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭四一・七・八）

◎地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第百九十八条―第二百二条）」を「（第百九十八条―第二百二条の三）」に改める。

第九条第四項を次のように改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

4　都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長（二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合にあつては、当該二以上の市の長が協議して定める市長）」と読み替えるものとする。

第十三条第六項第三号中「又は市長が選挙した組合会の議員」を削る。

第三十条第二項中「市長」を「都市職員共済組合にあつては、市長」に改め、「を含む」を削る。

第三十八条第一項中「第九条第九項から第十一項まで」を「第九条第八項から第十項まで」に、「第九条第十項」を「第九条第九項」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（年金額の決定）

第七十四条の二　この法律による年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第百十五条の見出し中「控除」を「控除等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を嘱託することができる。この場合においては、当該徴収を嘱託された金額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

第百四十条第一項中「以下「復帰したとき」」を「以下この条において「復帰したとき」に、「以下「転出」」を「以下この条において「転出」に、「以下「復帰希望職員」」を「以下この条において「復帰希望職員」」に改める。

第百四十一条第一項中「第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」を、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「並びに地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」と、同項第一号、第三号及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」に改め、同条に次の二項を加える。

4　地方職員共済組合及び警察共済組合にあつては、第一項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる第百十三条第二項第二号に掲げる費用のうち次条第一項に規定する国の職員に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、国の負担金をもつて充てる。この場合における第百十六条第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国」とする。

5　第一項、第二項及び前項の規定により国又は地方公共団体が負担すべきこととなる第百十三条第二項第二号に掲げる費用の負担について必要な事項は、政令で定める。

第百四十二条第一項中「（以下「国の職員」という。）」を「（第十二章を除き、以下「国の職員」という。）」に改める。

第百四十四条の次に次の一条を加える。

（団体職員となつた復帰希望職員についての特例）

第百四十四条の二　組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて団体職員（第百九十五条第一項に規定する団体職員をいう。以下この条において同じ。）となるために退職をした場合において、その者が、その団体職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く団体共済組合員期間（第百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条において同じ。）を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下この条において「復帰したとき」という。）の第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、その組合に申し出たときは、当該退職（以下この条において「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

2　復帰希望職員が引き続き団体職員として在職したとき（その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。）は、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、その復帰したときに引き続く団体共済組合員期間は、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、第百七十四条第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合は、第百九十二条の規定による積立金のうちその者の当該団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換しなければならない。

3　前項の規定の適用を受けた者の同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復帰したとき以後においては、第百七十九条第三項に規定する団体共済組合員でなかつたものとみなす。

4　前三項に定めるもののほか、復帰希望職員が引き続き復帰した場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

（年金額の改定）

第百五十八条の二　共済会の行なう年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

第百五十九条の二に次の一項を加える。

2　地方議会議員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十一条の規定によりその者に

目の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間はその初日の属する月の翌月から起算するものとする。

（政令への委任）

第二百三条の三　この節に規定するもののほか、前条の規定の適用を受ける者に対する給付に関して必要な事項は、政令で定める。

第二百三条第二項中「負担する」を「負担するほか、地方公共団体が負担する」に改め、同条第三項第一号中「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に、同項第二号中「前条」を「第二百二条」に改め、同項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4　第二項の規定により地方公共団体は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合により負担する。

一　給付に要する費用（前項第二号に掲げるものを除く。）　百分の十五

二　団体共済組合の事務に要する費用　百分の百

5　前項に定めるもののほか、第二項の規定による給付に関して必要な事項は、政令で定める。

第七条第一項第一号ニ中「又は第四十二条」を「第四十一条の二第一項若しくは第四十二条」に改め、「場合を含む。）の規定」の下に「又は政令で定める規定」を加え、同項第三号中「該当するもの」の下に「及び職員に準ずる者として政令で定める者」を加え、「及び国の長期組合員である職員であつた期間」を「国の長期組合員である職員であつた期間及び政令で定める期間」に改める。

四　前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

3　恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づく恩給組合条例の規定によりその適用を受けていた者に係る年金条例職員期間に通算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

2　前項に規定する給付のうち年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第三条の三第二項及び第三項を次のように改める。

2　恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち次に掲げる者として勤務したことがある者については、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えるものとする。ただし、更新組合員については、その者又はその遺族が恩給組合条例の規定による退隠料等を受ける権利を有する場合に限る。

一　法律第百五十五号附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員

二　法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員

三　法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する救護員

4　第一項の規定の適用を受ける者の退職年金については、前条において準用する第七十八条第二項中「給料年額の百分の四十に相当する金額」とあるのは「団体共済組合員期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき給料年額に百分の二をこえない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額」と読み替えるものとする。

5　第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間の計算は、その初

係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

第百七十条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の報告等）

第百七十条の二　地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

第十二章第三節中第二百二条の次に次の二条を加える。

（退職年金及び遺族年金の特例）

第二百二条の二　団体共済組合員期間が十年以上二十年未満である者が退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合（前条において準用する第七十四条に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合を除く。）において、その者の団体共済組合員期間にその退職前の職員（第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）であつた期間又は国の職員（国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）であつた期間を加えるとすればその期間が二十年以上となるときは、前条において準用する第七十八条第一項又は第九十三条第一項第二号の規定の適用については、その者は団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。

2　前条において準用する第八十一条から第八十三条までの規定は、前項の者には適用しないものとする。

3　第二項の規定は、退職した時において第七十四条に規定する退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は国家公務員共済組合法第七十二条第一項に規定する退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利を有する者には、適用しないものとする。

4　第一項の規定の適用を受ける者の退職年金については、前条において準用する第七十八条第二項中「給料年額の百分の四十に相当する金額」とあるのは「団体共済組合員期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき給料年額に百分の二をこえない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額」と読み替えるものとする。

5　第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間の計算は、その初

地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十三号を次のように改める。

五十三　国の職員　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。）第七条第一項第五号に規定する職員をいう。

第二条第一項第五十五号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。）」を「国の施行法」に改め、同条第四項に次の二号を加える。

六　法律第百五十五号附則第四十一条の二

七　前各号に掲げるもののほか、政令で定める規定

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十三号を次のように改める。

五十三　国の職員　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。）第七条第一項第五号に規定する職員をいう。

第二条第一項第五十五号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。）」を「国の施行法」に改め、同条第四項に次の二号を加える。

六　法律第百五十五号附則第四十一条の二

七　前各号に掲げるもののほか、政令で定める規定

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

第七条の二を次のように改める。

第七号の二　恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた更新組合員が次に掲げる者として勤務していたものであるときは、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。

一　法律第百五十五号附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員

二　法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員

三　法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する救護員

四　前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

2　恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法第二百五十二条の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づく恩給組合条例の規定によりその適用を受けていた更新組合員に係る年金条例職員期間に通算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。

3　前二項の規定は、第三条の三第二項又は第三項の規定により恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられ、又は通算された期間については、適用しない。

第十条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。第百三十一条第二項において同じ。）に服した日本赤十字社の救護員であった者でその後職員となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十三条第一項中「当該合算額」の下に「（同項第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算した額）」を加える。

第十五条中「退職年金を支給するとき」の下に「（当該退職年金を受ける権利を有する者に減額退職年金を支給するときを含む。次条において同じ。）」を加える。

第四十四条第二項中「退職年金」の下に「、減額退職年金」を加える。

第五十五条第一項中「第五条の二、第七条の二」を「第七条の二」に改める。

第五十七条第二項中「及び同条」を「、同条」に改め、「年月数を含む。）」の下に「及び同条第八条の規定により恩給の基礎在職年に算入することとされている加算年の年月数」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項に規定する更新組合員に係る遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、第三十九条、第四十条又は第四十二条の規定により算定した金額が、第五条第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第六条の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の例により算定した金額より

少ないときは、第三十九条、第四十条及び第四十二条の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（施行日以後に恩給の受給権を有することとなる者の取扱い）

第五十七条の二　恩給に関する法令の改正により、前条第一項に規定する更新組合員又はその遺族が新たに普通恩給又はこれに基づく扶助料を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について第五条第二項本文の規定を適用する。

第五十八条中「前条」を「前二条」に、「同条第一項」を「第五十七条第一項」に、「」と読み替える」を「」と、前条中「施行日」とあるのは「第五十八条に規定する組合員となつた日」と読み替える」に改める。

第六十三条第六項中「退職年金若しくは」の下に「減額退職年金若しくは」を加える。

第六十四条第一項中「第百三十条第二項及び」を削る。

第百二十八条第二項中「及び退隠料並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び」を「、退隠料、共済法の退職年金若しくは共済法の廃疾年金又は国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは」に、「国の施行法第六条第一項ただし書」を「退職年金条例の通算退職年金、共済法の通算退職年金、国の新法の規定による通算退職年金又は国の施行法第六条第一項ただし書」に改める。

第百三十一条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後国の職員等となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第百四十三条の二第一項各号列記以外の部分中「団体共済組合員期間をいう。」の下に「（以下次条において同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（退職年金の受給資格に関する特例）

第百四十三条の二の二　新法第二百二条の二第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間には、職員（第七条第一項第三号に規定する職員をいう。）であつた期間及び国の職員（国の施行法第七条第一項第五号に規定する職員をいう。）であつた期間（以下この条においてこれらの期間を「第七条期間」という。）を含むものとする。ただし、第七条期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五条第一項の規定により同法第十五条に規定する組合員期間に算入された期間については、この限りではない。

2　新法第二百二条の二第一項の規定は、退職の時において次に掲げる給付を受ける権利を有する者については、適用しないものとする。

一　第二条第一項第十二号に規定する退隠料

二　第二条第一項第十六号に規定する共済法の退職年金又は共済法の廃疾年金

三　第二条第一項第四十二号に規定する普通恩給

四　第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金

3　新法第二百二条の二第五項の規定は、第七条期

十一条第二項の改正規定

ハ　附則第五条から第七条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定

二　第一条中地方公務員等共済組合法第九条、第十三条第六項、第三十条第二項及び第三十八条第一項の改正規定　昭和四十一年十二月一日

三　第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十七条第二項の改正規定及びに附則第八条の規定　昭和四十二年一月一日

（負担金に関する経過措置等）

第二条　改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第百四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、昭和四十一年四月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

2　改正後の法第二百三条第二項から第四項までの規定は、昭和四十一年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3　改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二百三条第二項及び第三条の規定により昭和四十一年四月分以後この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月分までの掛金として施行日までに納付された金額のうち、改正後の法第二百三条第二項及び第三項の規定により納付すべき掛金の額をこえる金額については、施行日の属する月分以後の掛金として施行日以後これらの規定により納付すべき金額の一部として納付されたものとみなす。

（団体職員となつた復帰希望職員についての特例に関する経過措置等）

第三条　改正後の法第百四十四条の二の規定は、施行日以後に団体職員（同条第一項に規定する団体職員をいう。次条において同じ。）となるため退職した者について適用する。

2　改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第二条第一項第十号に規定する更新組合員（同法第五十五条第一項各号に掲げる者を含む。以下「更新組合員等」という。）で改正後の法第百四十四条の二第一項の申出をした者に対する同項の規定の適用については、同項中「長期給付（恩

給法（大正十二年法律第四十八号）、退職年金条例（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この項において「施行法」という。）第二条第一項第二号に規定する退職年金条例をいう。）、共済法（施行法第二条第一項第三号に規定する共済法をいう。）又は国の旧法等（施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。）の規定による年金である給付で当該転出の日の前日に施行法の規定によりその支給が停止されているものを含む。）」とする。

第四条　施行日前に恩給公務員である職員、年金条例職員、旧長期組合員若しくは国の長期組合員若しくは国の旧長期組合員である職員又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて団体職員となり、引き続き施行日に現に当該団体職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く団体共済組合員期間（改正後の法第百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条の条に及び附則第十条において同じ。）を、これに引き続き組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の改正後の法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、地方公務員共済組合に申し出たときは、その者に係る次に掲げる給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

一　普通恩給

二　退隠料及び退職年金条例の通算退職年金

三　共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金

四　国の旧法等（改正前の施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。以下この条において同じ。）の規定による退職年金及び廃疾年金

五　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

六　改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

2　復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き組合員の資格を取得したとき（その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。）は、改正後の法の長期給付に関する規定（同法第六章の規定を除く。）又は改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定の適用については、その者は、施行日以後の団体職員であつた期間、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、地方団体関係団体職員共済組合は、改正後の法第百九十二条の規定による積立金のうちその者の施行日以後の団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合に移換しなければならない。

3　前項の規定の適用を受けた者については、第一項各号に掲げる給付のうち普通恩給（増加恩給に併給される普通恩給を除く。）、退隠料（増加退隠料に併給される退隠料を除く。）、共済法の退職年金又は国の旧法等の規定による退職年金を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなし、その他の同項各号に掲げる給付（改正後の施行法第五十五条第一項において準用する同法第五十四条第一項の申出を

した場合における共済法の廃疾年金及び国の旧法等の規定による廃疾年金を除く。）を受ける権利は、施行日からその者が復帰したときまで停止したものとする。

4　第二項の規定の適用を受けた者は、改正後の法第十二章の規定の適用については、施行日の前日に退職したものとみなし、同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復帰したとき以後においては、団体共済組合員（同法第百七十九条第三項に規定する団体共済組合員をいう。附則第十条において同じ。）でなかつたものとみなす。

5　改正後の法第百四十四条の二第四項の規定は、復帰希望職員が引き続き復帰した場合について準用する。

（恩給組合条例の適用を受けた者の退隠料等に関する経過措置）

第五条　恩給組合条例がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項第三号の規定によりその者の日本赤十字社の救護員として勤務していた期間がその者の年金条例職員期間に加えられることにより退隠料又は退職年金条例の遺族年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第四十一条の二第三項において準用する同法附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条の二第四項において準用する同法附則第二十四条の四第三項の規定の例により、当該退隠料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金を支給する。

2　前項の規定により支給される退隠料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金は、改正後の法及び改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合条例の遺族年金を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要な経過措置については、政令で定める。

（日本赤十字社の救護員期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第七条　更新組合員等が昭和四十一年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第百五十五号附則第四十一条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、次条の規定の適用を受けることとなる場合を除き、改正後の施行法の規定により、昭和四十一年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族の改正前の法若しくは改正前の施行法の規定による年金の額を、これらの法律及び退職年金条例の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給与金（これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は改正前の施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは改正前の法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（改正前の法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの一時金の額（改正前の法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下「支給額等」という。）の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

（加算年の算入に伴う経過措置）

第八条　前条の規定は、更新組合員等が昭和四十二年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項及び第二十四条の八並びに改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十二年一月分」と読み替えるものとする。

（特例による退職年金の額に関する経過措置）

第九条　改正後の施行法第十三条第一項の規定は、給付事由の生じた日（同項の規定の適用を受けるべき更新組合員等に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員等が退職し、又は死亡した日）が昭和四十一年十月一日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が同日前である場合については、なお従前の例による。

（長期実在職者の退職年金等の額の特例）

第十条　昭和四十年九月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員又は団体共済組合員に係る次の各号に掲げる年金については、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一　退職年後又は廃疾年金　六万円

二　遺族年金　三万円

2　前項の規定による年金の額の改定は、地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合が、受給者の請求を待たずに行なう。

（施行日前にした退職についての特例）

第十一条　改正後の法第二百二条の二の規定は、施行

日前にした退職については、適用しない。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十二条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ニ中「又は第四十二条」を「若しくは第四十二条に改め、「場合を含む。）の規定」の下に「又は政令で定める規定」を加える。

第五十一条の二第三項を次のように改める。

3　地方の施行法第七条第一項第三号に規定する職員（地方の職員等を除く。以下この項において同じ。）であつた長期組合員に対する第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、その者の地方の施行法第七条第一項第三号に規定する職員であつた期間（第七条第一項第五号の規定を適用する場合にあつては、政令で定める期間を除いた期間）は、地方の職員等であつた期間に該当するものとする。

（内閣総理・大蔵・文部・自治大臣署名）

法律第百二十四号（昭四一・七・八）

◎昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条　昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「昭和四十一年一月分から同年十二月分まで」を「昭和四十一年一月分から同年九月分まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、

「昭和四十一年七月分から同年九月分まで」	三十分の三十（旧法の規定による廃疾年金に相当する年金にあつては、三十分の十五）	三十分の十五
「昭和四十一年十月分から同年十二月分まで」	三十分の三十（旧法の規定による廃疾年金に相当する年金にあつては、三十分の十）	三十分の十五

を

「昭和四十一年七月分から同年十二月分まで」	三十分の三十（旧法の規定による廃疾年金に相当する年金にあつては、三十分の十五）	三十分の十五
「昭和四十二年一月分から同年六月分まで」	三十分の三十（旧法の規定による廃疾年金に相当する年金にあつては、三十分の十）	三十分の十五

に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一　旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金　六万円

二　旧法の規定による遺族年金に相当する年金　三万円

第二条第四項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

第三条第二項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第二条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（年金額の改定）

第一条の二　この法律による年金たる給付の額については、国民の生活水準、公共企業体の職員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

附則第五項第一号ただし書中「第四項まで」の下に「及び第八項」を加え、同号ヘ中「第四十一条第一項」の下に「、第四十一条の二第一項」を加える。

附則第六条に次の一項を加える。

6　更新組合員に係る遺族年金の支給を受ける者が妻、子又は孫である場合「妻又は子のうちに当該更新組合員に係る恩給法第七十五条第一項第一号の規定による扶助料を受ける権利を有する者がある場合を除く。）における当該遺族年金の年額については、第五十八条第二項第三号、前項又は附則第十四条第四項の規定により算定した金額が附則第四条第三項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第六条の規定の例により算定した金額より少ないときは、第五十八条第二項第三号、前項又は附則第十四条第四項の規定にかかわらず、その金額を遺族年金の年額とする。

附則第九条中（「法律第百五十五号附則第二十四条第四項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつている年月数（同条第七項の規定により同条第四項第一号又は第三号に規定する加算年の年月数とみなされる年月数を含む。）を除く。」）を削る。

附則第十一条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。）に服した日本赤十字社の救護員としての期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第二条中公共企業体職員等共済組合

法附則第五条第一項第一号ただし書及び第九条の改正規定並びに附則第五条の規定は、昭和四十二年一月一日から施行する。

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた旧法による年金の額の特例等）

第二条　第一条の規定による改正後の昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の昭和四十年度改定法」という。）第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金で昭和二十三年六月三十日以前における俸給を年金額の算定の基準としたもののうち、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間（実在職した期間に限る。）が同法第一条第一項に規定する旧法の規定による退職年金に相当する年金の支給を受ける最短年金年限以上であるものについては、昭和四十一年十月分以後、その額を、その計算の基礎となつている俸給の額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第七条第一項の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十条に規定する公務員又はその遺族について定められた仮定俸給年額を基準として政令で定める額を俸給の額とみなし、改正後の昭和四十年度改定法第一条第一項又は第二条第一項の規定の例により算定した額に改定する。ただし、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

2　改正後の昭和四十年度改定法第一条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

（職権改定）

第三条　改正後の昭和四十年度改定法第一条第二項又は前条第一項の規定による年金の額の改定は、公共企業体職員等共済組合法第三条第一項に規定する共済組合（以下「共済組合」という。）が、受給者の請求を待たずに行なう。

（日本赤十字社救護員期間の算入に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）附則第四条第二項に規定する更新組合員（同法附則第二十六条第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で再びもとの共済組合の組合員となつた者を含む。以下「更新組合員等」という。）であつた者（更新組合員等で死亡したものを含む。以下同じ。）又はその遺族について、当該更新組合員等であつた者の在職年又は組合員期間の計算につき次に掲げる規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の法及び改正後の昭和四十年度改定法の規定により、昭和四十一年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

一　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第四十一条の二及び改正後の法の規定

二　改正後の法附則第十一条第一項第六号の規定

2　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　改正後の法附則第十六条第三項の規定は、第一項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族」と、「又は減額退職年金」とあるのは「、減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

4　この法律の施行の日の前日において現に第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法の規定により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十一条の二及び改正後の法の規定を適用するとしたならば当該年金の年額が増加することとなるときは、改正後の法の規定により、昭和四十一年十月分から、当該年金の年額を改定する。

（加算年の算入に伴う経過措置）

第五条　前条第一項から第三項までの規定は、更新組合員等であつた者又はその遺族について、当該更新組合員等であつた者の在職年の計算につき法律第百五十五号附則第二十四条第八項及び第二十四条の八並びに改正後の法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合について準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十二年一月分」と読み替えるものとする。

（費用の負担）

第六条　附則第二条、第四条及び前条の規定により生ずる共済組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

（大蔵・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百二十五号（昭四一・七・九）

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「組合員等の支払うべき牛又は馬の死廃病傷共済に係る共済掛金」を「牛又は馬に係る第百十三条第一項の個別共済関係に関し組合員等の支払うべき共済掛金」に改め、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

国庫は、牛又は馬に係る第百十一条の五の包括共済関係に関し組合員等の支払うべき共済掛金（次項及び第三項に規定するものを除く。）のうち、その三分の一に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

国庫は、組合員等でその営む乳牛の雌及び第百十一条第一項の肉用牛ごとの養畜の業務の規模が政令で定める最高規模と最低規模の範囲内にあるものが当該乳牛の雌又は肉用牛に係る第百十一条の五の包括共済関係に関し支払うべき共済掛金（次項に規定

第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭たる牛、馬又は緬羊の脱退その他政令で定める事由により脱退するときは、その脱退の際現に第百十条第一項の規定により組合員たる資格を有しない者となるものとする。

共済事業を行なう市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の区域外に移転したことにより第四条第二項第二号の区域内に移転したため、同条第一項第一号の農作物共済又は同項第二号の蚕繭共済の共済関係が消滅すべき場合において、その者の業務よりする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭がその移転前に当該市町村の区域内において収穫されたものであるときは、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前の当該市町村の区域内における最後の収穫の際現に有する当該農作物又は蚕繭について、引き続き当該共済関係に係る農作物又は蚕繭とみなす。

共済事業を行なう市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の区域外に移転したことにより第四条第二項第二号の区域内に移転したため、同条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭についての共済関係が消滅すべき場合において、その者の業務よりする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭がその移転前に当該市町村の区域内において収穫されたものであるときは、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前の当該市町村の区域内における最後の収穫の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該共済関係に係る農作物又は蚕繭とみなす。

（以下「組合等」という。）の成立の際、その成立の時現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前の当該市町村の区域内における最後の収穫の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該共済関係に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五　第百十一条第一項の組合等（以下「組合等」という。）の成立の際、その成立の時現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の二十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の三十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の四十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の五十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の六十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の七十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の八十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の九十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十五　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十六　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十七　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十八　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百二十九　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百三十　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百三十一　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百三十二　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百三十三　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際現に有する当該農作物又は蚕繭について引き続き当該組合等に係る農作物又は蚕繭とみなす。

第百十一条の百三十四　組合等の成立の際現に当該共済関係に係る農作物又は蚕繭について収穫の時期を過ぎているものがあるときは、その者が当該組合等の成立の際

畜の業務を営む者でなくなつたときを除く。）は、その時に、当該家畜は、当該家畜共済に付した家畜でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものでなくなつたときも、また同様とする。

第百十一条の七　農業共済組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

共済事業を行なう市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第百十一条の三第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

前二項の承諾には、第九十三条第三項の規定を準用する。

第百十一条の八　組合等との間に包括共済関係の存する者は、その者が第十三条の二第三項第一号の者であるとき、又はその者に係る家畜の飼養頭数その他家畜の飼養に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、廃用の一部又は疾病若しくは傷害の全部若しくは一部を共済事故としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第三号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第百十一条の二を第百十一条の三とし、第百十一条第一項中「出生後第五月の月の末日を経過した牛（十二歳以下のものに限る。）又は明け二歳以上明け十六歳以下の馬を所有し、又は管理する」を「第八十四条第一項第三号に掲げる牛（十二歳をこえる種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養する」に、「死廃病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条を第百十一条の二とし、第三章第三節中同条の前に次の一条を加える。

第百十一条　乳牛の雌、肉用牛（乳牛の雌及び種雄牛以外の牛をいう。）、種雄馬以外の馬又は種豚（以下包括共済対象家畜と総称する。）に係る家畜共済の共済関係は、包括共済対象家畜の種類ごとに、農業共済組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼養する包括共済対象家畜で第八十四条第一項第三号に掲げる牛、馬又は種豚であるものを一体として組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、農業共済組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼養する種雄牛又は種雄馬で第八十四条第一項第三号に掲げる牛又は馬であるものを組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

包括共済対象家畜であつて、省令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を

成立させることができる。

第百十二条第一項中「共済掛金の支払」の下に「（第八十六条第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）」を加え、同項に次のただし書を加える。

但し、その日以後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

第百十二条第二項中「死廃病傷共済の」を「家畜共済に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第一項本文の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

第百十三条第一項中「死廃病傷共済」を「第百十一条第二項又は第三項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下個別共済関係という。）に係る家畜共済」に改め、同項第二号中「七歳を超える山羊及びめん羊並びに」を削り、同条第二項中「死廃病傷共済関係」を「個別共済関係」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十三条の二　組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に省令で定める異動（死亡及び廃用を除く。）を生じたときは、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第百十四条を次のように改める。

第百十四条　家畜共済の共済金額は、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間開始の時における共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十をこえない範囲内において、定款等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

前項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。

包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等は、共済掛金期間の中途においても、省令の定めるところにより、組合等に対しその増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該組合員等は、省令の定めるところにより、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合等が当該組合員等から当該共済掛金の支払（第八十六条第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

前項の規定及び第百二十条において準用する商法第六百三十七条の規定による場合のほか、組合員等は、新たな共済掛金期間開始の時において、組合等の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、第百十一条の四の規定を準用する。

前二項の規定又は第百二十条において準用する商法第六百三十七条の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第一項の規定にかかわらず、その変更の時における共済価額に同項の最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十をこえない範囲内において定めなければならな

い。

第百十四条の次に次の一条を加える。

第百十四条の二　家畜共済の共済価額は、左の金額とする。

一　包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額

二　個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る家畜の価額

前項の家畜の価額は、最初の共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時）における家畜の価額とする。但し、組合等と組合員等との協議により新たな共済掛金期間開始の時における家畜の価額に改訂すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。

第百十五条第一項中「死廃病傷共済」を「家畜共済」に改め、「共済目的の種類」の下に「（第八十四条第一項第三号に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して主務大臣が定める種類をいう。次項乃至第四項において同じ。）」を加え、同項第一号中「死亡及び廃用」の下に「（これらのうち第三号の異常事故に該当するものを除く。）」を、「疾病」の下に「（第三号の異常事故に該当するものを除く。次号において同じ。）」を、「共済掛金標準率甲」の下に「（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」を加え、同項第二号中「共済掛金標準率乙」の下に「（同項第二号中「共済掛金標準率乙」の下に「（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」を加え、同項第三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第八号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第九号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十一号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十二号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十六号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十七号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十八号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第十九号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十一号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十二号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十六号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十七号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十八号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第二十九号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十一号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十二号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十六号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十七号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十八号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第三十九号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十一号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十二号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十六号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十七号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十八号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第四十九号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十一号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十二号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十六号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十七号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十八号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第五十九号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十一号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十二号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十六号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十七号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十八号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第六十九号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十一号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十二号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十六号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十七号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十八号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第七十九号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第八十号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第八十一号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第八十二号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第八十三号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第八十四号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙」を「共済掛金標準率乙（同項第二号の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に改め、同項第八十五号中「共済掛金標準率甲」を「共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率）」に、「共済掛金標準率乙

第百十四条第五項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合において、その増額された日から二週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行なわれなかつたものとして算定する。

前二項の場合には、第一項但書の規定を準用する。

第百二十条中「第六百三十九条乃至第六百四十一条」を「第六百四十条、第六百四十一条」に、「及び第六百六十二条」を「、第六百六十二条及び第六百六十七条」に改める。

第百二十条の三中「第百十一条の三」を「第百十一条の四」に改める。

第百二十一条第一項中「第八十三条第一項第一号」を「第八十三条第一号」に改め、同条第二項中「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第四号」に改める。

第百二十四条第二項中「、家畜共済」及び「(次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払うものについては、第百十五条第一項第一号の率)」を削り、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、左の金額を合計したもの(第百十二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに主務大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一　保険金額に、次条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては共済掛金率から第百十五条第一項第三号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に対応するものとして算定される率。次号において同じ。)を差し引いて得た率、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二　共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

第百二十五条第一項第三号中「家畜共済のうち、死廃病傷共済に係るものにあつては」を「家畜共済に係るものにあつては、」に改め、「、生産共済に係るものにあつてはイの金額」を削り、同号ロ中「死亡又は廃用」を「死亡若しくは廃用(これらのうち異常事故に該当するものを除く。)又は異常事故」に改め、「疾病」の下に「(異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「死廃病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条第三項中「第一項第三号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率から第百十五条第一項第三号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に対応するものとして算定される率。次号において同じ。)を差し引いて得た率、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二　共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

第百二十五条第一項第三号中「家畜共済のうち、死廃病傷共済に係るものにあつては」を「家畜共済に係るものにあつては、」に改め、「、生産共済に係るものにあつてはイの金額」を削り、同号ロ中「死亡又は廃用」を「死亡若しくは廃用(これらのうち異常事故に該当するものを除く。)又は異常事故」に改め、「疾病」の下に「(異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「死廃病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条第三項中「第一項第三号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率から第百十五条第一項第三号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に対応するものとして算定される率。次号において同じ。)を差し引いて得た率、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二　共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

三　家畜共済に係るもののうち、異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては支払保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、異常事故により支払うものにあつては支払保険金に相当する金額

第百三十七条第三号を次のように改める。

三　家畜共済に係るもののうち、異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては支払保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、異常事故により支払うものにあつては支払保険金に相当する金額

第百三十七条の次に次の一条を加える。

第百三十七条の二　政府は、農業共済組合連合会が定款の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。

第百五十条の二を次のように改める。

第百五十条の二　国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険事業又は再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二　共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

三　家畜共済に係るもののうち、異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては支払保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、異常事故により支払うものにあつては支払保険金に相当する金額

第百三十七条の次に次の一条を加える。

第百三十七条の二　政府は、農業共済組合連合会が定款の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。

第百五十条の二を次のように改める。

第百五十条の二　国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険事業又は再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応する

乃至第百二条並びに第百十条の二」に改め、同条後段中「第九十八条の三」を「第百十条の二」に改める。

第百三十六条第三項を次のように改める。

政府の家畜共済に係る再保険料は、左の金額を合計したもの(第百十二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一　再保険金額に、第百二十五条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては共済掛金率から第百十五条第一項第三号の率(多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に対応するものとして算定される率。次号において同じ。)を差し引いて得た率、第百二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二　共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

三　家畜共済に係るもののうち、異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては支払保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、異常事故により支払うものにあつては支払保険金に相当する金額

第百三十七条の次に次の一条を加える。

第百三十七条の二　政府は、農業共済組合連合会が定款の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。

前項の交付金の交付を受けようとする農業共済組合連合会は、省令の定めるところにより、当該指示に係る処置の内容及び家畜の頭数に関する計画を定め、これにつき主務大臣の承認を得なければならない。

第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

附　則

1　この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、この法律の施行の日の属する共済掛金期間の満了の時(その時までに当該共済目的たる家畜が改正後の農業災害補償法(以下「新法」という。)第百十一条の五の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該共済目的たる家畜について

十二条において準用する第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会に対し、同条の規定により負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

共済責任の始まる時）までは、なお従前の例による。

3　前項の死廃病傷共済の共済関係が、当該共済目的たる家畜が同項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、払い戻さなければならない。

4　前項の場合には、農業共済組合連合会又は政府は、まだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該組合等（新法第十二条第二項の組合等をいう。）又は当該農業共済組合連合会に払い戻さなければならない。

5　前二項の規定により払い戻すべき共済掛金、保険料又は再保険料は、新法の規定により払い込むべき共済掛金、保険料又は再保険料とそれぞれ相殺することができる。

6　この法律の施行の際現に存する生産共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

7　この法律の施行の際現に死廃病傷共済に付されている牛又は馬についての当該死廃病傷共済に係る共済掛金に関する国庫の負担については、なお従前の例による。

8　改正前の農業災害補償法第百五十条の二第一項の規定による交付金で昭和四十一年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

9　新法第百十一条第一項の肉用牛に係る附則第二項の包括共済関係に関し組合員等（新法第十二条第一項の組合員等をいう。）の支払うべき共済掛金（新法第十三条の二第三項第二号に規定するものを除く。）については、国庫は、当分の間、新法第十三条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、その五分の二に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

10　新法第十二条第五項及び第十三条の規定は、前項の規定による負担金について準用する。この場合において、新法第十三条第一項中「政令の定めるところにより当該組合等に」とあるのは、「当該組合等に」と読み替えるものとする。

11　新法第百十五条第四項の標準率の昭和四十二年における設定後最初に行なう一般の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和四十四年において行なうものとする。

12　前項の改訂が行なわれるまでの間における新法第百十五条第三項の規定の適用については、同項中「第五項の規定による改訂」とあるのは、「農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十五号）附則第十一項の改訂」とする。

13　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十二条　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十五号）附則第十項ニ於テ準用スル農業災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル交付金ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間家畜勘定ノ歳出トス

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十六号（昭四一・七・九）

◎入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　入会林野整備（第三条―第十八条）
第三章　旧慣使用林野整備（第十九条―第二十四条）
第四章　雑則（第二十五条―第二十九条）
第五章　罰則（第三十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、入会林野又は旧慣使用林野である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る権利関係の近代化を助長するための措置を定め、もつて農林業経営の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「入会権」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十三条及び第二百九十四条に規定する入会権をいい、「入会林野」とは、入会権の目的となつている土地で主として木竹の生育に供され又は採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいい、「入会権者」とは、入会林野につき入会権に基づいて使用又は収益をする者をいう。

2　この法律において「入会林野整備」とは、入会林野である土地について、その農林業上の利用を増進するため、入会権を消滅させること及びこれに伴い入会権以外の権利を設定し、移転し、又は消滅させることをいう。

3　この法律において「旧慣使用権」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の六第一項に規定する権利をいい、「旧慣使用林野」とは、旧慣使用権の目的となつている土地で主として木竹の生育に供され又は採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいい、「旧慣使用権者」とは、旧慣使用林野につき旧慣使用権を有する者をいう。

4　この法律において「旧慣使用林野整備」とは、旧慣使用林野である土地について、その農林業上の利用を増進するため、旧慣使用権を消滅させること及びこれに伴い旧慣使用権以外の権利を設定し、又は移転することをいう。

第二章　入会林野整備

（入会林野整備の実施手続）

第三条　入会林野整備は、その対象とする入会林野に係るすべての入会権者が、その全員の合意によつて、入会林野整備に要する経費の分担の方法、代表者の選任の方法、代表権の範囲、事務所の所在地等農林省令で定める事項を内容とする規約及び入会林野整備に関する計画を定め、その代表者によつて、当該計画書を当該入会林野の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、その認可を受けて、行なうことができる。

（入会林野整備計画の内容）

第四条　前条の入会林野整備に関する計画（以下「入会林野整備計画」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　その対象とする入会林野たる土地の所在、地番、地目及び面積

二　前号の入会林野に係るすべての入会権の内容並びに当該入会林野に係るすべての入会権者の氏名及び住所

三　第一号の入会林野につき入会権を消滅させること

とに伴い所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得させるべき各入会権者の氏名及び住所、当該各入会権者に取得させるべき権利の種類、当該権利に係る土地の所在、地番、地目及び面積並びに当該権利が所有権以外の権利である場合には、その存続期間、対価その他の条件

四　第一号の入会林野につき入会権を消滅させることに伴い、前号の各入会権者に所有権が移転されるべき土地又は同号の権利が設定されるべき土地の所有者の氏名若しくは名称及び住所並びに消滅させるべき権利がある場合には、その種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名若しくは名称及び住所

五　第一号の入会林野について存する所有権及び入会権以外の権利で前号の消滅させるべき権利でないもの（第三者に対抗することができる権利及びこれに設定されている権利を除く。）の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名又は名称及び住所

六　第一号の入会林野につき入会権を消滅させた後における　当該土地の利用に関する計画

七　第一号の入会林野につき入会権を消滅させることに伴い所有権が移転され若しくは同号の権利が設定され又は入会権以外の権利が消滅することにより、金銭の支払又は徴収をする必要がある場合には、その相手方の氏名又は名称、金額及び支払又は徴収の時期、方法その他の条件

八　その他農林省令で定める事項

2　前項第五号に掲げる事項に関して前条の入会権者が過失がなくて知ることができないものについては、入会林野整備計画において定めることを要しない。

3　第一項第六号に掲げる土地の利用に関する計画においては、同条第三号の権利を取得させるべき入会権者の全部又は一部が当該権利を取得した後にその取得に係る権利の全部又は一部を生産森林組合（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合をいう。以下同じ。）又は農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）に出資する計画（以下「出資計画」という。）がある場合には、その出資計画を当該土地の利用に関する計画の一部として定めなければならない。

4　入会林野整備計画においては、第一項各号に掲げる事項以外の事項を定めてはならない。

5　処分の制限がある入会林野で農林省令で定めるもの並びに地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている入会林野で当該権利が差押、仮差押又は仮処分の目的となつているものについては、入会林野整備計画を定めることができない。

（関係権利者の同意及び認可の申請）

第五条　第三条の認可を申請しようとする入会権者は、その代表者によつて、農林省令で定めるところにより、当該認可の申請に係る入会林野整備計画において定められた事項のうち前条第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。

2　前項の入会権者の代表者は、同項に規定する者の同意を求める場合には、それらの者に規約及び代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。

3　第三条の認可の申請は、農林省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のほか次に掲げる書類を添附してしなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該入会林野の所在する市町村が農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村である場合には、添附することを要しない。

一　規約

二　入会権に係る慣行を記載した書面

三　第一項に規定する者の同意があつたことを証する書面

四　入会林野の所在地を管轄する市町村長の意見書

五　入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地（農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）である場合には、農業委員会の意見書

六　入会林野整備計画に係る土地の利用について法令の規定による制限がある場合には、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

七　その他農林省令で定める書類

4　前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、第一項の入会権者の代表者が意見を求めた日から四十日を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合には、その意見書を得ることができなかつた事情を明らかにした書面を添附しなければならない。

（審査及び公告等）

第六条　都道府県知事は、第三条の認可の申請があつたときは、当該申請に係る入会林野整備計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした入会権者の代表者（以下「申請人代表者」という。）に通知しなければならない。

2　都道府県知事は、第三条の認可の申請について、次の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。

一　申請の手続又は入会林野整備計画の決定の手続若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。

二　入会林野整備計画の内容が、当該入会林野整備計画に係る土地の農林業上の利用を増進することが確実であると認められるものでないとき。

三　入会林野整備計画の内容が、当該入会林野についての入会権に係る慣行その他当該入会林野につき存する権利関係からみて、一部の者に対し権利の集中その他の不当な利益をもたらすものであると認められるとき。

四　入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合には、当該入会林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第三条第二項各号の一に該当するものであるとき（同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び同法第五条第一項本文に規定する場合に該当するときを除く。）。

3　前条第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定により第三条の認可の申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、かつ、三十日以上の相当の期間を定めてその決定に係る入会林野整備計画書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

（異議の申出等）

第七条　当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土

地又は物件に関し権利を有する者は、前条第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間の満了する日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による異議の申出を受けた場合には、当該異議の申出が同項に規定する期日後にされたものであるとき、その他不適法であるとき、及び当該異議の申出が理由がないときを除き、当該申請人代表者に対し、相当の期間を定めてその期間内に当該異議の申出をした者（以下「異議申出人」という。）との協議をすべき旨を命じなければならない。

3　前項の規定により協議をすべき旨を命ぜられた場合には、当該申請人代表者は、次条第一項の規定による調停の申請をする場合を除き、前項の期間の満了する日の翌日から起算して十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、その協議の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4　行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立てに関する規定（同法第四十五条、同法第四十七条第三項並びに同法第四十八条において準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項、同法第三十七条並びに同法第四十条第六項を除く。）は、第一項の規定による異議の申出について準用する。

5　第二項の規定による処分又は前項において準用する行政不服審査法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による決定については、同法による不服申立てをすることができない。

（調停）

第八条　前条第二項の期間の満了する日までに同項の協議をすることができなかつたとき、又はその協議がととのわなかつたときは、当該申請人代表者は、その満了する日の翌日から起算して十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、必要な調停を行なうべき旨の申請をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、すみやかに調停を行なうものとする。

3　都道府県知事は、前項の調停を行なう場合には、当事者の意見をきいて調停案を作成しなければならない。

4　都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

（入会林野整備計画等の変更）

第九条　都道府県知事が第六条第一項の規定により第三条の認可の申請を適当とする旨の決定をした後において当該入会林野に係る入会権者についての変更（入会権者の死亡を除く。以下この項において「入会権者変更」という。）があつたとき、又は第七条第二項の協議がととのい若しくは前条第二項の調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を必要とするときは、当該入会林野整備計画につき第三条の認可を申請した入会権者（入会権者変更があつた場合には、その変更後のすべての入会権者。以下この条において同じ。）は、その申請人代表者によつて、都道府県知事に当該入会林野整備計画の変更の申請をしなければならない。

2　前項の場合を除くほか、第六条第一項の規定により適当とする旨の決定があつた第三条の認可の申請に係る入会林野整備計画の変更を必要とする場合には、当該入会林野整備計画につき同条の認可を申請した入会権者は、その申請人代表者によつて、都道府県知事に当該変更の申請をすることができる。

3　前二項の規定により変更の申請をしようとする場合において、当該変更に係る事項のうちに第四条第一項第四号又は第五号に掲げる者に係る部分があるときは、当該変更の申請をしようとする入会権者は、その申請人代表者によつて、農林省令で定めるところにより、当該部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。この場合には、第五条第二項の規定を準用する。

4　第五条第三項（同項第一号及び第二号を除く。）及び第四項並びに第六条第一項から第三項までの規定は、第一項又は第二項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、第五条第三項第三号中「第一項」とあるのは「第九条第三項」と、同条第四項中「第一項の入会権者の代表者」とあり、第六条第一項中「当該申請をした入会権者の代表者（以下「申請人代表者」という。）」とあるのは「当該申請人代表者」と読み替えるものとする。

5　都道府県知事が前項において準用する第六条第一項の規定により第一項又は第二項の規定による変更の申請を適当とする旨の決定をした場合には、当該変更に係る事項についてさらに第六条第四項及び第七条からこの条までに規定する手続を行なうべきものとする。

6　第三条の認可を申請した入会権者は、規約又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その代表者によつて、農林省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（申請の却下）

第十条　都道府県知事は、第七条第二項の規定により協議をすべき旨を命じた場合（前条第五項の規定による場合を含む。）において、第七条第三項に規定する期日までに同項の規定による報告がなかつたとき、同条第二項の協議をすることができなかつた旨若しくはその協議がととのわなかつた旨の同条第三項の規定による報告があつたとき、又は第八条第二項の調停が成立しなかつたときは、第六条第一項の規定により適当とする旨の決定をした第三条の認可の申請を却下しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定により認可をしようとする場合においては、当該認可をしようとする第三条の認可の申請に係る入会林野整備計画において入会権者が入会権者以外の者に対し当該認可につき次項の規定による公告のある日の翌日までに金銭を支払うべきこととされているときは、当該申請人代表者に、当該入会権者以外の者ごとにその支払うべき

第十一条　都道府県知事は、第七条第一項の規定による異議の申出（第九条第五項の規定によるものを含む。）がないとき、又は当該異議の申出があつた場合において、そのすべてについて、第七条第四項において準用する行政不服審査法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による決定をしたとき、若しくは第七条第二項の協議がととのつた旨の同条第三項の規定による報告があり若しくは第八条第二項の調停が成立したとき（当該協議がととのい又は当該調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を必要とするときを除く。）は、第三条の認可の申請に係る入会林野整備計画（第九条第一項又は第二項の規定による変更の申請があつた場合には、当該申請に係る変更後の入会林野整備計画。以下この条において同じ。）の認可をしなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定により認可をしようとする場合においては、当該認可をしようとする第三条の認可の申請に係る入会林野整備計画において入会権者が入会権者以外の者に対し当該認可につき次項の規定による公告のある日の翌日までに金銭を支払うべきこととされているときは、当該申請人代表者に、当該入会権者以外の者ごとにその支払うべき

こととされている金銭（当該入会林野整備計画において当該入会権者以外の者が入会権者に対し当該認可につき同項の規定による公告のある日の翌日までに支払うべきこととされている金銭がある場合には、その額を控除した額の金銭）の供託をさせなければならない。ただし、当該申請人代表者が当該入会権者以外の者から供託をしなくてもよい旨の申出があつたことを都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る入会林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

4　第一項の規定による認可については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5　第三条の認可の申請に係る入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該入会林野整備計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該入会林野整備計画において定められている当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転については、農地法第三条第一項又は第五条第一項の許可があつたものとみなす。

（入会林野整備の効果）

第十二条　前条第三項の規定による公告があつたときは、その公告があつた入会林野整備計画の定めるところにより、その公告があつた日限りすべての入会権及びその他の権利が消滅し、その公告があつた日の翌日において、所有権が移転し、又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定される。

（金銭の支払及び徴収等）

第十三条　第十一条第三項の規定による公告があつたときは、その公告があつた入会林野整備計画につき同条第一項の規定による認可を受けた者は、その代表者によつて、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、金銭（同条第二項の規定により申請人代表者によつて供託がされた金銭を除く。）を支払わなければならない。

2　前項の場合には、同項に規定する認可を受けた者は、その代表者によつて、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、金銭（第十一条第二項の規定により供託をするため申請人代表者によつて徴収された金銭を除く。）を徴収することができる。

3　第一項の場合には、第十一条第三項の規定による公告があつた日の翌日から起算して二十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、当該出資をした者の氏名及び住所、当該出資の目的たる権利の種類、当該権利に係る土地の所在、地番、地目及び面積並びに当該権利が所有権以外の権利である場合には、その存続期間、対価その他の条件を都道府県知事に届け出たときは、都道府県知事は、遅滞なく当該法人のために当該権利の取得に関し必要な登記を嘱託しなければならない。

4　第十一条第三項の規定による公告があつた後においては、その公告があつた入会林野整備計画に係る土地に関しては、前二項の規定による登記がされるまでは、他の登記をすることができない。ただし、登記の申請人が確定日付のある書類によりその公告前に登記原因が生じたことを証明した場合は、この限りでない。

（入会権者の地位の承継）

第十五条　第十一条第三項の規定による公告があつた場合において、その公告があつた日までに死亡した入会権者でその公告があつた入会林野整備計画において権利を取得し又は金銭の支払をし若しくはこれを受けるべきこととされていたものがあるときは、その者の地位は、その相続人が承継する。

（処分、手続等の効力）

第十六条　第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者、申請人代表者若しくは第十一条第一項の規定による認可を受けた者の代表者の変更があつた場合又は第三条の認可の申請があつた日以後において入会林野整備計画に関係のある土地若しくは物件に関し権利を有する者の変更があつた場合には、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により又はこの法律の規定に基づいてする行政庁の処分により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

（都道府県及び市町村の援助）

第十七条　都道府県及び市町村は、この章の規定による入会林野整備の円滑な実施を確保するため、当該入会権者に対して、入会林野整備を行なおうとする入会権者に対して、規約又は入会林野整備計画の作成又は変更に関し、助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

（処分、手続等の効力）

第十八条　入会林野整備の対象とする入会林野が二以上の都府県にわたる場合には、この章において都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

第三章　旧慣使用林野整備

（旧慣使用林野整備の実施手続）

第十九条　旧慣使用林野整備は、市町村長が、当該市町村又は当該市町村にある財産区の所有に属する旧慣使用林野につき、その農林業上の利用を増進するための他の事業で国若しくは都道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るものの効率的な実施を促進するため、あらかじめ旧慣使用林野整備を行なうことにつき当該市町村の議会（当該旧慣使用林野が、議会又は総会が設けられている財産区の所有に属する場合には、当該財産区の議会又は総会。以下同じ。）の議決を経て、旧慣使用林野整備に関する計画を定め、当該計画書を都道府県知事に提出し、その認可を受けて、行なうことができる。

（旧慣行使用林野整備計画の決定手続及び内容）

第二十条　市町村長は、前条の旧慣行使用林野整備に関する計画（以下「旧慣使用林野整備計画」という。）を定めるには、その対象とする旧慣使用林野に係るす

べての旧慣使用権者の意見をきくとともに、それらの者が当該旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認を得なければならない。

2　旧慣使用林野で所有権及び旧慣使用権以外の権利（電線路施設用地に係る権利その他の権利で農林省令で定めるものを除く。）の目的となつているもの並びに処分の制限がある旧慣使用林野で農林省令で定めるものについては、旧慣使用林野整備計画を定めることができない。

3　旧慣使用林野整備計画においては、前項の農林省令で定める権利の消滅又は当該権利の目的となつている土地についての権利の設定若しくは移転を内容とする事項を定めてはならない。

4　第四条第一項（同項第四号及び第五号を除く。）、第三項及び第四項の規定は、旧慣使用林野整備計画について準用する。この場合において、同条第一項第七号中「若しくは同号の権利が設定され又は入会権以外の権利が消滅する」とあるのは「又は同号の権利が設定される」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第二十条第四項において準用する第四条第一項各号（同項第四号及び第五号を除く。）」と読み替えるものとする。

（議会の議決等及び認可の申請）

第二十一条　市町村長は、第十九条の認可を申請しようとする場合には、当該認可の申請に係る旧慣使用林野整備計画につき当該市町村の議会の議決を経るとともに、当該旧慣使用林野整備計画において定められた事項のうち所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得させるべきものに係る部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。

2　第五条第三項（同項第一号を除く。）及び第四項の規定は、第十九条の認可の申請について準用する。この場合において、第五条第三項第二号中「入会権に係る慣行」とあるのは「旧慣」と、「書面」とあるのは「書面並びに旧慣使用林野の一部が第二十条第二項の農林省令で定める権利の目的となつている土地である場合には、当該権利の種類及び内容を記載した書面」と、同項第三号中「第一項に規定する者」とあるのは「第二十条第一項の意見の内容を記載した書面及び同項の確認を得たことを証する書面並びに第二十一条第一項の当該市町村の議会の議決があつたことを証する書面及び同項に規定する旧慣使用権者」と、同項第四号中「入会林野の所在地」とあるのは「旧慣使用林野の全部又は一部が当該市町村の区域外にある場合には、当該旧慣使用林野の全部又は一部の所在地」と、同条第四項中「第一項の入会権者の代表者」とあるのは「第十九条の認可を申請しようとする市町村長」と読み替えるものとする。

（認可及び金銭の供託等）

第二十二条　都道府県知事は、第十九条の認可の申請があつたときは、当該申請が次の各号の一に該当する場合を除き、当該申請に係る旧慣使用林野整備計画の認可をしなければならない。

一　申請の手続又は旧慣使用林野整備計画の決定の手続若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。

二　旧慣使用林野整備計画の内容が、当該旧慣使用林野整備計画に係る土地の農林業上の利用を増進するための他の事業で国若しくは都道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るものの効率的な実施を促進することが確実であると認められるものでないとき。

三　旧慣使用林野整備計画の内容が、当該旧慣使用林野についての旧慣からみて、一部の者に対し権利の集中その他の不当な利益をもたらすものであると認められるとき。

四　旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合には、当該旧慣使用林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第三条第二項各号の一に該当するものであるとき（同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び同法第五条第一項本文に規定する場合に該当するときを除く。）。

2　前条第二項において準用する第五条第四項の場合において、前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により認可をしようとする場合において、当該認可をしようとする旧慣使用林野整備計画において旧慣使用権者が市町村又は財産区に対し当該認可につき次項の規定による公告のある日の翌日までに金銭を支払うべきこととされているときは、当該旧慣使用林野整備計画につき第十九条の認可を申請した市町村長に当該認可をしようとする旨の通知をするものとし、当該市町村長は、当該通知を受けたときは、遅滞なく、当該旧慣使用権者にその支払うべきこととされている金銭の供託をさせ、又は当該金銭の支払を確実に行なわせるためのその他の措置を講じなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

5　旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該旧慣使用林野整備計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められている当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転については、農地法第三条第一項又は第五条第一項の許可があつたものとみなす。

（旧慣使用林野整備の効果等）

第二十三条　前条第四項の規定による公告があつたときは、その公告があつた旧慣使用林野整備計画の定めるところにより、その公告があつた日限りすべての旧慣使用権が消滅し、その公告があつた日の翌日において、所有権が移転し、又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定され又は移転すると認められるとき。

四　旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合には、当該旧慣使用林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第三条第二項各号の一に該当するものであるとき（同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び同法第五条第一項本文に規定する場合に該当するときを除く。）。

2　前条第二項において準用する第五条第四項の場合において、前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により認可をしようとする場合において、当該認可をしようとする旧慣使用林野整備計画において旧慣使用権者が市町村又は財産区に対し当該認可につき次項の規定による公告のある日の翌日までに金銭を支払うべきこととされているときは、当該旧慣使用林野整備計画につき第十九条の認可を申請した市町村長に当該認可をしようとする旨の通知をするものとし、当該市町村長は、当該通知を受けたときは、遅滞なく、当該旧慣使用権者にその支払うべきこととされている金銭の供託をさせ、又は当該金銭の支払を確実に行なわせるためのその他の措置を講じなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

5　旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該旧慣使用林野整備計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められている当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転については、農地法第三条第一項又は第五条第一項の許可があつたものとみなす。

（旧慣使用林野整備の効果等）

第二十三条　前条第四項の規定による公告があつたときは、その公告があつた旧慣使用林野整備計画の定めるところにより、その公告があつた日限りすべての旧慣使用権が消滅し、その公告があつた日の翌日において、所有権が移転し、又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定され又は移転すると認められるとき。

地方自治法第九十六条第一項第六号及び第七号に掲げる事項についての同項の規定による議決（同法第二百九十五条の規定による議決を含む。）をすることを要しない。

第四章　雑則

（測量、実地調査及び簿書の閲覧等）

第二十五条　都道府県又は市町村の職員は第二章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。

2　前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

3　市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4　都道府県若しくは市町村の職員又は第二項の許可を受けた入会権者は、第一項の行為をする場合には、あらかじめ、当該土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

5　前二項の規定による通知をすることができないか、又は困難である場合には、農林省令で定めるところにより、公告をもつて通知に代えることができる。

6　第一項の場合には、都道府県又は市町村の職員はその身分を示す証明書を、第二項の許可を受けた入会権者はその許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者又は立木竹の所有者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　第二項の場合には、同項の都道府県若しくは市町村又は入会権者は、同項の行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8　都道府県又は市町村の職員は第一項の入会林野整備又は旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者の代表者は当該入会林野整備に関し、当該入会林野整備又は旧慣使用林野整備に関係のある土地の所在地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付（以下「簿書の閲覧等」という。）を求めることができる。

9　第一項及び第四項から前項までの規定は、農林大臣が第十八条の規定による処理をする場合において国の職員が行なう土地若しくは土地に定着する物件の測量若しくは実施調査又は簿書の閲覧等の請求について準用する。この場合において、第七項中「同項の都道府県若しくは市町村又は入会権者」とあるのは、「国」と読み替えるものとする。

（権利取得者の義務）

第二十六条　第十二条又は第二十三条第一項の規定により所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者は、当該権利の目的たる土地の農林業上の利用を効率的に行なうように努めなければならない。

（登記の特例）

第二十七条　第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画及び第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に係る土地の登記については、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

（課税の特例）

第二十八条　第十二条又は第二十三条第一項の規定により所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者の当該権利の取得による経済的な利益については、租税を課さない。

（国の補助）

第二十九条　国は、政令で定めるところにより、この法律の規定により都道府県知事が行なうべき事務に要する経費の二分の一を補助する。

第五章　罰則

（罰則）

第三十条　第二十五条第一項の規定により都道府県の職員が行なう立入り又は立木竹の伐採（同条第九項において準用する同条第一項の規定により国の職員が行なうこれらの行為を含む。）を拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に係る土地に関して不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第三条第三号の規定により同法第二条の規定による廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定が適用される場合においては、第二十七条中「登記」とあるのは「登記及び登録」と、「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）」とあるのは「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）第二条の規定による廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第九号の次に次の一号を加える。

九ノ二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十四条第二項（同法第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に係る土地

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第九号の次に次の一号を加える。

九ノ二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第十四条第二項（同法第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に係る土地

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二を第七十八の三とし、第七十八条の次に次の一条を加える。

（入会林野整備等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

95　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十二条又は第二十三条第一項の規定により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に当該土地を取得した時における当該土地の通常の売買価額に対する当該土地の取得に係る支払額（同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画において当該土地を取得した者がその取得により支払うべきこととされている金銭の額のうち、当該土地の取得の対価に対応する額として政令で定める額に相当する額に限る。）の割合を乗じて得た額によるものとする。

5　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二を第七十八の三とし、第七十八条の次に次の一条を加える。

法律第百二十七号（昭四一・七・一五）

◎児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「精神性疾患による」及び「呼吸器の機能の障害にあつては、精神性疾患以外の疾患によるものを含む。次号において同じ。」を削り、同項第三号中「前二号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害し、体不自由、精神性疾患による」を削り、同条第二項第十四号中「（遺族給与金を含む。）」を削る。

第五条中「千二百円」を「千四百円」に、「千九百円」を「二千百円」に改める。

第九条中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「その母の」を「その母の配偶者の前年の所得又はその母の」に、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）」に改め、同条第一号及び第二号中「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同条第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八条第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「その養育者の」を「その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「前四条」を「前三条」に改め、同条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十一条各号」を「第十条各号」に、「扶養義務者」を「配偶者又は扶養義務者」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第十一条とする。

第十三条の二第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「第十条から第十二条まで」を「第十条又は第十一条」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条第二号中「当該児童又は当該児童の父」を「受給資格者」に改める。

（法務・大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は昭和四十一年十二月一日から、第五条の改正規定は昭和四十二年一月一日から施行する。

（児童扶養手当の額に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の第五条の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の児童扶養手当（以下「手当」という。）について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

（児童扶養手当の支給の制限等に関する経過措置）

第三条　第九条の規定による手当の支給の制限及びこの法律による改正後の第十二条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の第三条第二項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の手当について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の第九条、第十条（第十一条の規定を適用する場合及び第十二条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、昭和四十年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、この法律による改正後の第十条第三号ロ（第十一条の規定を適用する場合及び第十二条第二項において例による場合を含む。）中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五

（入会林野整備等に係る土地の現物出資による所有権等の取得登記の税率の軽減）

第七十八条の二　森林法第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合又は農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和四十一年七月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十二条又は第二十三条第一項の規定により土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権を取得した者からその取得に係る権利の全部又は一部の出資を受けた場合には、当該出資による所有権、地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記については、その登記が同法第十四条第三項（同法第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行なわれるときに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二条第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六に相当する金額とする。ただし、当該地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税については、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第十二条中「その養育者の」を「その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「前四条」を「前三条」に改め、同条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十一条各号」を「第十条各号」に、「扶養義務者」を「配偶者又は扶養義務者」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第十一条とする。

第十三条の二第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「第十条から第十二条まで」を「第十条又は第十一条」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条第二号中「当該児童又は当該児童の父」を「受給資格者」に改める。

第二十九条第二項中「別表」を「受給資格者に対して、別表に」、「又は児童の父に対して」を「若しくは児童の父につき」に、「受けるべきこと」を「受けさせるべきこと」に改める。

第三十一条中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

別表第三号から第五号までの規定中「両上肢」を「両上腕」に改め、同表第六号及び第七号中「両下し」を「両下腕」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（児童扶養手当の額に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の第五条の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の児童扶養手当（以下「手当」という。）について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

（児童扶養手当の支給の制限等に関する経過措置）

十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百二十八号（昭四一・七・一五）

◎重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律

重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別児童扶養手当法

目次中「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改める。

第一条中「重度精神薄弱児について重度精神薄弱児扶養手当」を「精神又は身体に重度の障害を有する児童について、特別児童扶養手当」に、「重度精神薄弱児の」を「これらの児童の」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に、「重度精神薄弱児」を「重度精神又は身体に重度の障害を有する児童」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

この法律において「児童」とは、二十歳未満であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　精神の発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者

二　別表に定める程度の廃疾の状態にある者

第三条第二項第十四号中「（遺族給与金を含む。）」を削り、同条第三項中「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改める。

「第二章　重度精神薄弱児扶養手当の支給」を「第二章　特別児童扶養手当の支給」に改める。

第四条第一項中「重度精神薄弱児」を「児童」に、「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に、「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改め、同条第二項中「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改め、同条第三項中「重度精神薄弱児」を「児童」に、「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改める。

第五条中「千二百円」を「千四百円」に、「同条第三項の規定に該当しない重度精神薄弱児」を「同条第三項各号に該当しない児童」に改める。

第七条中「二十二万円」を「二十四万円」に、「その者」を「第四条に定める支給要件に該当する者」に、「児童（以下「児童」という。）」を「者」に、「その児童」を「その者」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第九条中「父又は母の」を「父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の」に、「父又は母と」を「父若しくは母と」に、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）」に改め、同条第一号及び第二号中「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同条第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八条第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額」に改める。

第十条中「、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の」に改める。

第十一条第一項中「第七条から前条まで」を「第七条、第九条及び前条」に改め、同条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に、「児童の」を「児童扶養手当法第三条第一項に規定する者の」に、「その児童」を「その者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「扶養義務者」を「配偶者又は扶養義務者」に改め、同号を同項第二号とする。

第十二条第一項中「第七条から第十条まで」を「第七条、第九条、第十条」に改め、同条第二項中「第八条から第十条まで」を「第九条又は第十条」に改める。

第十三条第二号中「当該職員の判定」を「命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の判定若しくは診断」に改め、同条第三号中「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改める。

第十五条中「第四条第三項の規定に該当しない重度精神薄弱児」を「第四条第三項各号に該当しない児童」に改める。

第十六条後段を削る。

第二十二条中「重度精神薄弱児」を「児童」に改める。

第二十四条第二項中「当該職員をして、手当の支給が行なわれる重度精神薄弱児につき、その精神薄弱の状態の判定を」を「受給資格者に対して、手当の支給が行なわれる児童につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の精神若しくは廃疾の状態を判定若しくは診断」に改め、同条第三項中「判定」を「判定若しくは診断」に改める。

第二十五条中「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改める。

第二十七条中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「重度精神薄弱児扶養手当法第十一条第二項」を「特別児童扶養手当法第十一条第二項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

一　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

二　両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの

三　両上肢の機能に著しい障害を有するもの

四　両上肢のすべての指を欠くもの

五　両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

六　両下肢の機能に著しい障害を有するもの

七　両下肢を足関節以上で欠くもの

八　体幹の機能にすわつていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの

九　前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体の障害（内科的疾患に基づく身体の障害を除く。）であつて、日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの

（備考）　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律中第七条から第十二条までの改正規定及び附則第三条の規定は公布の日から、第五条中「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定以外のその他の規定は昭和四十一年八月一日から、第五条中「千二百円」を「千四百円」に改める改正規定は昭和四十二年一月一日から施行する。

（特別児童扶養手当の額に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の第五条の特別児童扶養手当の額に係る規定は、昭和四十二年一月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の特別児童扶養手当（昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当）については、なお従前の例による。

（重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置）

第三条　この法律による改正後の第七条、第九条（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第十一条第二項の規定は、昭和四十年以降の年の所得による支給の制限及び重度精神薄弱児扶養手当（昭和四十一年九月以降の月分にあつては、特別児童扶養手当）に相当する金額の返還について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による支給の制限及び重度精神薄弱児扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2　前項の場合において、この法律による改正後の第九条第三号ロ（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項において例による場合を含む。）中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（準用規定）

第四条　児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十七号）附則第三条第一項の規定は、特別児童扶養手当（昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当）の支給の制限及びその額に相当する金額の返還について準用する。この場合において、同項中「第九条」とあるのは「特別児童扶養手当法第七条」と、「この法律による改正後の第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当法第十一条第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特別児童扶養手当の支給に関する経過措置）

第五条　昭和四十一年七月三十一日において、現に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十三号）附則第十五条第一項の規定の適用を受ける者の昭和四十一年八月一日以降における特別児童扶養手当の支給については、同条中「重度精神薄弱児」とあるのは、「特別児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童」とする。

第六条　昭和四十一年七月三十一日において、現に労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）附則第三十九条の規定の適用を受ける者の昭和四十一年八月一日以降における特別児童扶養手当の支給については、同条中「当該重度精神薄弱児」とあるのは、「特別児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童」とする。

（地方財政法の一部改正）

第七条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第八条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の三中「重度精神薄弱児扶養手当法」を「特別児童扶養手当法」に改める。

（大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十九号（昭四一・七・一五）

◎工業標準化法の一部を改正する法律

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「その製造業者は、」の下に「工場又は事業場ごとに」を加え、「若しくは容器」を「、容器若しくは送り状」に改め、同条第三項中「品目及び」を「品目並びに」に改め、同条第五項中「若しくは容器」を「、容器若しくは送り状」に改め、同条に次の一項を加える。

6　主務大臣は、特に必要があると認めるときは、調査会の議決を経て、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十九条の次に次の三条を加える。

（承継）

第十九条の二　前条第一項の許可を受けた製造業者（以下「許可製造業者」という。）が当該許可に係る品目の鉱工業品の製造の事業の全部を譲渡し、又は許可製造業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可製造業者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可製造業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（届出）

第十九条の三　許可製造業者は、当該許可に係る品目の鉱工業品の製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（許可の失効）

第十九条の四　許可製造業者が当該許可に係る品目の鉱工業品の製造の事業を廃したときは、当該許可は、その効力を失う。

第二十条中「前条の規定による」を「第十九条第一項の」に改める。

第二十二条の前の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改め、同条第一項中「その職員に第十九条第

一項の許可を受けた製造業者」を「許可製造業者からその業務に関し報告を徴し、又はその職員に許可製造業者」に、「原材料又は」を「原材料若しくは」に改める。

第二十三条中「製造業者」を「許可製造業者」に改める。

本則中第二十七条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十条　第十九条の二第二項又は第十九条の三（これらの規定を第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第二十六条中「第二十二条第一項」の下に「（第二十五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）」の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十二条第一項」を加え、「又は忌避し」を「若しくは忌避し」に改め、同条を第二十八条とし、第二十五条第一号中「第十九条第五項」の下に「又は第二十五条第二項」を加え、同条第二号中「第二十三条」の下に「（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第二十七条とし、第二十四条中「製造業者」を「許可製造業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（加工技術）

第二十五条　主務大臣が特に必要があると認めて調査会の議決を経て鉱工業品の加工技術の種目を指定したときは、その種目の加工技術に係る加工業者は、工場又は事業場ごとに主務大臣の許可を受けてその者が当該加工技術による加工をした鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、その鉱工業品に係る当該加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することができる。

2　前項の規定により指定された種目の加工技術（以下「指定加工技術」という。）については、同項の許可を受けた加工業者でなければ、何人も、その取り扱う指定加工品（指定加工技術による加工がされた鉱工業品をいう。以下同じ。）又はその包装、容器若しくは送り状に、その指定加工品に係る当該指定加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

3　第十九条第二項から第四項まで及び第六項並びに第十九条の二から前条までの規定は、指定加工技術に準用する。

（日本工業規格の尊重）

第二十六条　国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買い入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たつて第二条各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本工業規格を尊重してこれをしなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（厚生・農林・通商産業・運輸・労働・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百三十号（昭四一・七・一八）

◎畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3　この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指定食肉」とは、豚肉その他政令で定める食肉（牛肉を除く。）であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

第二十六条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第二十八条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第二十八条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第三十八条第一項第六号中「技術の指導の事業」の下に、「肉用牛の生産の合理化のための事業」を加え、「第四十五条の二において」を削り、「当該事業」を「指定助成対象事業」に改める。

第四十条中「農林省令で定める規格に適合するもの」を「牛肉を除く」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十条の二　事業団は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、輸入に係る牛肉を買い入れることができる。

第四十一条中「前条」を「第四十条の二」に、「第四十四条まで」を「次条まで及び第四十四条において」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二　事業団は、政令で定めるところにより、その保管する輸入に係る牛肉を中央卸売市場において売り渡すものとする。ただし、この方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

2　前項の規定による売渡しは、牛肉（肉用牛を含む。）の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産及び牛肉の消費の安定を図ることを旨として農林大臣が指定する方針に従つて、しなければならない。

第四十三条各号列記以外の部分中「第四十一条」の下に「若しくは前条第一項」を加え、同条第三号及び第四号中「第四十一条」の下に「又は前条第一項」を加える。

第四十四条中「又は指定食肉」を「、指定食肉又は輸入に係る牛肉」に改める。

第四十五条の二中「業務に要する経費として」の下に「第五十四条の三第一項の交付金に係る資金から」を加え、「第五十四条の三第一項の資金」を「当該資金」に改める。

第四十八条第一項中「第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）及び」を「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理並びに」に改める。

第五十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八条第一

項の特別の勘定においては、その残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を、政令で定める額に達するまで、積立金として積み立てなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

3　事業団は、輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定において第一項本文に規定する残余を生じたときは、第四十八条第一項の規定にかかわらず、その残余の額から第一項ただし書の規定により積立金として積み立てた額を差し引いて得た額を、第三十八条第一項第六号の業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

第五十四条の二に次の一項を加える。

2　政府は、輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定において第五十三条第二項に規定する繰越欠損金がある場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で、事業団に対し、その補てんに充てるため交付金を交付することができる。

第五十四条の三第一項中「前条」を「前条第一項」に、「交付金を」を「交付金にあつては」に改め、「充てるための資金として」の下に「、第五十三条第三項の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれ」を加え、「当該資金」を「これらの資金」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に必要な経費に充てる場合」を「交付金にあつては第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費に、繰入金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費にそれぞれ充てる場合」に改める。

第五十七条中「この法律」の下に「及びこの法律に基づく政令」を加える。

第六十二条第一項中「額のうち」の下に「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」を加え、「相当する額まで」を「相当する額との合計額まで」に改める。

附則第十条中「並びに第四十一条」を「、第四十一条並びに第四十二条の二第一項」に改める。

附則第十一条中「第五十三条第一項」を「第五十三条第一項本文」に、「第三十八条第一項第五号及び第六号」を「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務、同項第五号の業務並びに同項第六号」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第三十九条から第四十四条まで」を「第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）及び」を「並びに」に改め、「第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る整理」を削り、「法第六十二条第一項中「相当する額」とあるを「法第六十二条第一項中「合計額」とある」に、「相当する額と暫定措置法第三条第一項第一号」を「合計額に暫定措置法第三条第一項第一号」に、「相当する額との合計額」を「相当する額を加えて得た額」に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百三十一号（昭四一・七・二〇）

◎こどもの国協会法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十六条）
第三章　業務（第十七条―第十九条）
第四章　財務及び会計（第二十条―第二十八条）
第五章　監督（第二十九条・第三十条）
第六章　雑則（第三十一条・第三十二条）
第七章　罰則（第三十三条・第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　こどもの国協会は、児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、もつて心身ともに健やかな児童の育成に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　こどもの国協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　協会は、事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第四条　協会の資本金は、五千万円と協会の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

3　評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（登記）

第五条　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条　理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、協会の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第九条　理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2　理事は、厚生大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第十条　理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第十二条　厚生大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前第の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　厚生大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

（代表権の制限）

第十四条　協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

（職員の任命）

第十五条　協会の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十六条　協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務）

第十七条　協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

二　前号の業務に附帯する業務

2　協会は、厚生大臣の認可を受けて、前項に規定する業務の一部を、協会以外の者に委託することができる。

3　協会は、第一項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する施設の全部又は一部を一般の利用に供することができる。

（こどもの国）

第十八条　協会が設置する前条第一項第一号の集団施設は、こどもの国と称する。

（業務方法書）

第十九条　協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十条　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十一条　協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十二条　協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十三条　協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十四条　協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第二十五条　協会は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第二十六条　協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第二十七条　協会は、厚生省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（厚生省令への委任）

第二十八条　この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第二十九条　協会は、厚生大臣が監督する。

2　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により、職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十一条　協会の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十二条　厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第十七条第二項、第十九条第一項、第二十一条、第二十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十三条の規定による承認をしようとするとき。

三　第十九条第二項、第二十七条又は第二十八条の規定により厚生省令を定めようとするとき。

四　第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章　罰則

（罰則）

第三十三条　第三十条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十七条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十九条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（協会の設立）

第二条　厚生大臣は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　厚生大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　協会の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七条　協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十一条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（資本金の増加）

第八条　政府は、昭和四十四年三月三十一日までの間に限り、政令で定める土地及びその定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的として、協会に追加して出資することができる。

2　協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3　第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により出資の目的とする土地等の価格について準用する。

（不動産取得税の非課税）

第九条　都道府県は、協会が、第四条第一項又は前条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（登録税法の一部改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中小企業指導センター」の下に、「こどもの国協会」を、「中小企業指導法」の下に、「こどもの国協会法」を加え、同条第十八号中「日本中小企業指導センター」の下に、「こどもの国協会」を加え、同条第二十七号ノ四の次に次の一号を加える。

二十七ノ五　こどもの国協会ガこどもの国協会法第十七条第一項第一号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように正する。

第五条第六号ノ二ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ六　こどもの国協会ノ発スル証書、帳簿

（厚生省設置法の一部改正）

第十二条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十六号の三の次に次の一号を加える。

五十六の四　こどもの国協会を監督すること。

第十三条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　こどもの国協会を監督すること。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本中央競馬会」を「こどもの国協会、日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　こどもの国協会が、こどもの国協会法（昭和四十一年法律第百三十一号）第十七条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三　こどもの国協会が、こどもの国協会法第十七条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十四条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「こどもの国協会」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十五条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中雇用促進事業団の項の前に次のように加える。

こどもの国協会	こどもの国協会法（昭和四十一年法律第百三十一号）

加える。

（法人税法の一部改正）

第十六条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の前に次のように加える。

こどもの国協会	こどもの国協会法（昭和四十一年法律第百三十一号）

別表

一　土地

神奈川県横浜市港北区鴨志田町字藥師堂千三百五十番の三　所在
雑種地　三千九百六十六平方メートル

神奈川県横浜市港北区鴨志田町字金久保千三百九十六番の二　所在
雑種地　九千九百六十三平方メートル

神奈川県横浜市港北区鴨志田町字町山千二百十二番の二　所在
雑種地　六千七百二十七平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字大幡二千六十五番の五　所在
雑種地　六千八百九十五平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番　所在
雑種地　千八百四十四平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸千九百六十七番の三　所在
雑種地　一万千二百十九平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸二千三十六番の三　所在
雑種地　四百五十六平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字北ノ谷八百八十二番の三　所在
雑種地　二千七百四十平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字北ノ谷八百八十九番の二　所在
雑種地　六千三百八十三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一　所在
雑種地　七万八千二百九十七平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十六番の三　所在
雑種地　六・六一平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番　所在
雑種地　十五万八千三十三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
雑種地　十五万八千三十三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百十二番　所在
雑種地　二十六万五千二百五十二平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一　所地
雑種地　四千五百八十八平方メートル

東京都町田市三輪町字十五号千二百四十六番の三　所在
雑種地　五千六百十六平方メートル

東京都町田市三輪町字十六号千二百四十九番　所在
雑種地　一万千九百三十七平方メートル

東京都町田市三輪町字二十九号二千四百三十七番の三　所在
雑種地　七千五百四十七平方メートル

東京都町田市三輪町字三十号二千四百九十番　所在
雑種地　十五万二千九百四十八平方メートル

東京都町田市三輪町字三十一号二千五百六十番　所在
雑種地　六万二千九十二平方メートル

東京都町田市三輪町字三十二号二千六百一番　所在
雑種地　七万四千三百三十平方メートル

二　建物

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一　所在
鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
床面積　一階　五十平方メートル
　　二階　二百平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一　所在
補強コンクリートブロック造陸屋根平家建床面積　五・三七平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一　所在
補強コンクリートブロック造陸屋根平家建床面積　十八・六平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一　所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　三・〇七平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番　所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　十二・九九平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番　所在
木造瓦葺平家建
床面積　二百五十四・五一平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番　所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　七・四三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番　所在
木造瓦葺平家建
床面積　八十一・五八平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　四十九・五八平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
補強コンクリートブロック造陸屋根平家建
床面積　十三・八平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　十・一七平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　六十・七六平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　九十九・一七平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
補強コンクリートブロック造陸屋根平家建
床面積　十三・八平方メートル

在
パイプ組立式平家建
床面積　一・六五平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
補強コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　三十八・三四平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　九十平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
床面積　一階　百六十二・六四平方メートル
　　二階　百五十七・五九平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　二十三・〇四平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
木造スレート葺平家建
床面積　百十九平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番　所在
木造スレート葺平家建
床面積　七十九・三三平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一　所在
木造スレート葺平家建
床面積　七十九・三三平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一　所在
木造スレート葺平家建
床面積　七十九・三三平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一　所在
木造スレート葺平家建
床面積　九十二・五六平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一　所在
木造スレート葺平家建
床面積　六十六・一一平方メートル
東京都町田市三輪町字三十号二千四百九十番　所在
コンクリートブロック造陸屋根平家建
床面積　十二・五六平方メートル
東京都町田市三輪町字三十二号二千六百一番　所在
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　十三・五四平方メートル
（法務・大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十二号（昭四一・七・二一）

◎雇用対策法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　雇用対策基本計画（第四条・第五条）
第三章　求職者及び求人者に対する指導等（第六条―第十条）
第四章　技能労働者の養成確保等（第十一条・第十二条）
第五章　職業転換給付金（第十三条―第十八条）
第六章　中高年齢者等の雇用の促進（第十九条・第二十条）
第七章　雑則（第二十一条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的とする。

2　この法律の運用にあたつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、技能を習得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。

（定義）

第二条　この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。

（国の施策）

第三条　国は、第一条第一項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一　各人がその有する能力を有効に発揮することをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。

二　各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。

三　労働者の雇用の促進とその職業の安定とを図るため、住居を移転して就職する労働者等のための住宅その他労働者の福祉の増進に必要な施設を充実すること。

四　就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。

五　不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

六　その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充

実すること。

2　国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まつて、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなつている雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。

第二章　雇用対策基本計画

（雇用対策基本計画の策定等）

第四条　国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画（以下「雇用対策基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　雇用対策基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　雇用の動向に関する事項

二　前条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策の基本となるべき事項

3　雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。

4　国は、必要がある場合には、雇用対策基本計画において、特定の職種、中小規模の事業等に関して特別の配慮を加え、その労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定めることができる。

5　労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

6　労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるとともに、その概要について雇用審議会の意見を聞かなければならない。

7　労働大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、雇用対策基本計画の概要を公表しなければならない。

8　前三項の規定は、雇用対策基本計画の変更について準用する。

（関係機関への要請）

第五条　労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、雇用対策基本計画に定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

第三章　求職者及び求人者に対する指導等

（雇用情報）

第六条　労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報（以下「雇用情報」という。）を収集し、及び整理しなければならない。

2　労働大臣は、雇用情報を、職業紹介機関が職業指導、職業紹介等を行なうに際して活用させるとともに、広く求職者、求人者その他の関係者及び職業訓練機関、教育機関その他の関係機関が利用することができるように配慮しなければならない。

3　労働大臣は、雇用情報の収集、整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行なわれるために必要な組織を維持し、及び整備しなければならない。

（職業に関する調査研究）

第七条　労働大臣は、職業の現況及び動向の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の増大並びに職務分析のための方法その他職業に関する基礎的事項について、調査研究をしなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果（以下「職業に関する調査研究の成果」という。）について準用する。

（求職者に対する指導）

第八条　職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき職種、就職地その他の求職の内容、必要な技能等について指導することにより、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、もつて職業選択の自由が積極的に生かされるように努めなければならない。

（求人者に対する指導）

第九条　職業紹介機関は、求人者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき求人の内容について指導することにより、求人者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れることを促進するように努めなければならない。

2　職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求人者に対して、雇用情報等を提供し、かつ、これに基づき求人の時期、人員又は地域その他の求人の方法について指導することができる。

（雇用に関する援助）

第十条　職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行なわなければならない。

第四章　技能労働者の養成確保等

（職業訓練の充実）

第十一条　国は、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。

2　国は、公共の職業訓練機関が行なう職業訓練と事業主又はその団体が行なう職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行なわれ、産業人として有為な技能労働者が養成され、及び確保されるように図らなければならない。

（技能検定制度の確立）

第十二条　国は、技術の進歩等の状況を考慮して技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する技能の程度を検定する制度を確立するとともに、関係者の協力を得てこれを拡充し、及び普及することにより、労働者の技能の向上と技能労働者の経済的社会的地位の向上とを図るように努めるものとする。

第五章　職業転換給付金

（職業転換給付金の支給）

第十三条　国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次の各号に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

一　求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金

二　求職者の知識及び技能の習得を容易にするため

の給付金

三　広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金

四　就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

五　求職者を作業環境に適応させる訓練を行なうことを促進するための給付金

六　前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

（支給基準等）

第十四条　職業転換給付金の支給に関し必要な基準は、労働省令で定める。

2　前項の基準の作成及びその運用にあたつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

（国の負担）

第十五条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

（譲渡等の禁止）

第十六条　職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第十七条　租税その他の公課は、職業転換給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として、課することができない。

（連絡及び協力）

第十八条　公共職業安定所、都道府県及び雇用促進事業団は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行なわれるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第六章　中高年齢者等の雇用の促進

（雇用率等）

第十九条　国は、別に法律で定めるところにより、事業主に雇用されている労働者のうちに中高年齢者又は身体に障害のある者が占める割合が一定率以上になるように必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、事業主その他の関係者に対して、中高年齢者又は身体に障害のある者の雇用を促進するため、資料の提供その他の援助を行なうようにしなければならない。

（適職の選定等）

第二十条　労働大臣は、中高年齢者又は身体に障害のある者の能力に適合すると認められる職種を選定して、これを公表するとともに、中高年齢者又は身体に障害のある者がこれらの職種の労働者として雇用されることを促進するように努めなければならない。

第七章　雑則

（大量の雇用変動の場合の届出等）

第二十一条　事業主は、生産設備の新設又は増設、事業規模の縮小その他の理由による雇用量の変動であつて、労働省令で定める場合に該当するものについては、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に届け出なければならない。

2　国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行なう者を含む。）は、前項に規定する雇用量の変動については、政令で定めるところにより、公共職業安定所長に通知するものとする。

3　第一項の届出又は前項の通知があつたときは、職業安定機関は、相互に連絡を緊密にし、広範囲にわたり、求人又は求職を開拓し、及び職業紹介を行なうこと等の措置により、一定の地域における労働力の需給に著しい不均衡が生じないように離職者の就職の促進又は当該事業における労働力の確保に努めるものとする。

（報告の請求）

第二十二条　都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

（船員に対する適用除外）

第二十三条　この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

（罰則）

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第二十一条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

二　第二十二条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（印紙税法の一部改正）

第二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ十一の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十二　雇用対策法第十三条第一号乃至第四号及第六号ニ掲グル給付金（事業主ニ対スル給付金ヲ除ク）ニ関スル証書、帳簿

（職業安定法の一部改正）

第三条　職業安定法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　雑則」を「第三章の二　中高年齢者の雇用　第四章　雑則」に改める。

第一条中「この法律は」の下に「、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まつて」を加える。

第四条第一号中「及び国民の労働力を最も有効に発揮させるために必要な計画を樹立すること」を削り、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十四条中「資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、労働力の需要供給の調整を図り、以て雇用量を増大すること」を「資料を集めるよう」に改める。

第十五条の見出しを「（標準職業名等）」に改め、同条第一項を削る。

第二章第一節中第十五条の次に次の一条を加える。

（職業紹介等の基準）

第十五条の二　労働大臣は、身体に障害のある者、あらたに職業につこうとする者、中高年齢の失業者その他職業につくことについて特別の配慮を必要とする者に対して行なわれる職業紹介及び職業指導の実施に関し必要な基準を定めることができる。

第十六条第二項を削る。

第十七条第二項を削る。

第二十二条の見出しを「（職業指導の実施）」に改める。

第二十五条の二中「労働力の需要供給の状況その他職業に関する情報」を「雇用情報、職業に関する調査研究の成果等」に改める。

第二十五条の三第二項第五号中「補導」を「指導」に改め、同条第五項中「職業に関する情報」を「雇用情報、職業に関する調査研究の成果等」に改め、同条第六項中「職業安定局長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基いて」を「労働大臣が文部大臣と協議して」に改める。

第二十九条中「図るため」の下に「、雇用対策法の規定に基づき」を加える。

第三十一条中「及び第二十九条の手当の支給の基準」を削る。

第三十三条の二第三項の次に次の一項を加える。

労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定めることができる。

第三十八条第一項中「公共職業安定所長は」を「労働大臣又は公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより」に、「必要」を「特に必要」に改め、「第三十五条」の下に「又は第三十六条ただし書」を加え、「募集地域又は募集時期」を「募集時期、募集人員、募集地域その他募集方法」に改め、「文書による」を削り、同条第二項中「募集地域、募集人員」を「募集時期、募集人員、募集地域」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　中高年齢者の雇用

（雇用率の設定等）

第四十七条の二　労働大臣は、政令で定めるところにより、雇用対策法第二十条の規定により中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者（労働省令で定める年齢以上の者をいう。次項及び次条において同じ。）の雇用率を設定することができる。

常時労働者を使用する事業所の雇用主は、前項の規定により雇用率が設定された職種の労働者の雇入れについては、常時使用する当該職種の中高年齢者である労働者の数が、常時使用する当該職種の中高年齢者の雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

（中高年齢者の雇入れの要請）

第四十七条の三　労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する前条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇用主に対して、当該職種の中高年齢者である労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な措置をとることを要請することができる。

第四十八条第二項中「又は第二十九条の手当の支給に関し必要な事項」を削る。

第四十八条の二を削る。

第五十五条の二を削る。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　地方公共団体が実施する職業安定法第二十六条第一項第三号に掲げる訓練に要する費用又は都道府県がこの法律による改正前の同法第二十九条の規定により支給する手当に要する費用で、この法律の施行の日の前日までに係るもの（この法律の施行の日以後に支出されるものを含む。）についての国庫

の負担については、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）

第五条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の八の次に次の一号を加える。

三十二の九　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）に基づいて、雇用対策基本計画の案を作成し、及び職業転換給付金の支給基準を定めること。

第四条第三十五号を次のように改める。

三十五　労働者の募集に関し、その時期、人員、地域等について制限すること。

第十条第一項第一号を次のように改める。

一　雇用対策基本計画の策定に関すること。

第十条第一項第八号中「前各号に掲げるもののほか」を「前各号に掲げるもののほか、雇用対策法（職業訓練、技能検定その他労働者の技能の向上に関する部分を除く。）に、「職業に関すること」を「雇用に関すること」に改める。

第十三条第一項の表中「」身体障害者雇用審議会」労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。」を「」身体障害者雇用審議会」労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。」に、「」駐留軍関係離職者雇用審議会」労働大臣の諮問に応じ、駐留軍関係離職者対策審議会」労働大臣の諮問に応じ、駐留軍関係離職者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

第十八条第一項中「権限は」の下に「（これに基づく命令を含む。）」を加える。

附則に次の一項を加える。

4　第十三条第一項の表に掲げる附属機関のうち、駐留軍関係離職者対策審議会は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）が効力を失う日まで置かれるものとする。

（土地収用法の一部改正）

第六条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「中央職業訓練所」を「職業訓練大学校」に改める。

（職業訓練法の一部改正）

第七条　職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

「中央職業訓練所」を「職業訓練大学校」に改める。

第一条中「この法律は」の下に「、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まつて」を加える。

第四条第二項中「計画を定めるにあたつては」の下に「、雇用対策法第四条第一項の雇用対策基本計画に対応し、かつ」を加える。

第十一条第二項中「求職者に対して」の下に「、雇用対策法の規定に基づき」を加える。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第八条　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六項中「同法第三十五条」を「雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十六条本文」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第九条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　公共職業安定所長は、第八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定に該当する者であつて、当該離職後炭鉱労働者以外の安定した職業につくことなく炭鉱労働者として雇用された後石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされたものに対しては、前二条の規定にかかわらず、その者の申請に基づき、手帳を発給することができ

る。

2　前条第一項の規定は、前項の規定に該当する者が炭鉱労働者以外の安定した職業についた場合に準用する。この場合において、同条第一項第一号中「前条第一項（第三号を除く。）」とあるのは「第九条の二第一項」と、「当該離職後同条第二項又は第三項」とあるのは「第九条の二第一項に規定する離職後同条第三項の規定により準用された第八条第二項又は第三項」と、同条同項第二号中「前条第一項の規定」とあるのは「第九条の二第一項の規定」と、「三年」とあるのは「三年（その者が第八条第一項第一号の離職の日の翌日以降において同項の規定により手帳の発給を受けることができることとなつた後炭鉱労働者として雇用された期間があるときは、その期間に相当する期間をこれに加えるものとする。）」と読み替えるものとする。

3　第八条第二項及び第三項の規定は、前二項の申請に準用する。

第十一条第一項中「三年」の下に「（その者が当該離職の日の翌日以降において同項の規定により手帳の発給を受けることができることとなつた後炭鉱労働者として雇用された期間があるときは、その期間に相当する期間をこれに加えるものとする。）」を加える。

第十七条第一項中「離職の日前の賃金日額」の下に「（第九条の二第一項の規定に該当する者であつて同項に規定する離職の日まで一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日前の賃金日額）」を加える。

第十七条の二第一項中「離職の日」の下に「（第九条の二第一項の規定に該当する者であつて同項に規定する離職の日まで一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日）」を加える。

附則第十六条中「又は第九条第一項」を「、第九条第一項又は第九条の二第一項若しくは第二項」に改める。

（身体障害者雇用促進法の一部改正）

第十条　身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「身体障害者に対して」の下に「、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき」を加える。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十九条第二項中「（同項第二号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　事業団は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、次の業務を行なう。

（雇用促進事業団法の一部改正）

第十一条　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提出することができる。

第十二条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第十九条第一項第一号中「中央職業訓練所」を「職業訓練大学校」に改める。

第十九条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第十九条第一項第六号を次のように改める。

六　削除

一　移転就職者を雇い入れる事業主その他の政令で定める事業主に対して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

二　建設業その他事業の実施が季節の制約を受ける業種であつて、政令で定めるものに属する事業を行なう事業主に対して、年間を通じて、事業を行ない、かつ、労働者を雇用するため必要な設備の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

（雇用促進事業団法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律による改正前の雇用促進事業団法第十九条第一項第二号の手当及び同項第六号の費用であつてその支給事由がこの法律の施行前に生じたものの支給に関する業務については、同項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際現にこの法律による改正前の雇用促進事業団法第十九条第一項第二号の手当を受けている者に対し、その者が当該公共職業訓練を受けている間、引き続きその手当を支給する場合においては、その支給のための業務についても、同様とする。

2　雇用促進事業団が行なうこの法律による改正前の雇用促進事業団法第十九条第一項第二号及び第六号に規定する業務に要する費用についての政府の交付金の交付については、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・労働・建設・自治大臣署名）

法律第百三十三号（昭四一・七・二五）

◎日本勤労者住宅協会法

（衆法）

目次

第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　役員、評議員会及び職員（第十二条―第二十二条）
第三章　業務（第二十三条―第二十七条）
第四章　財務及び会計（第二十八条―第三十三条）
第五章　監督（第三十四条・第三十五条）
第六章　雑則（第三十六条―第四十一条）
第七章　罰則（第四十二条―第四十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本勤労者住宅協会は、勤労者の蓄積した資金をその他の資金とあわせて活用して、勤労者に居住環境の良好な住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、もつて勤労者の住生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「勤労者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

（法人格）

第三条　日本勤労者住宅協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2　協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（出資者）

第五条　協会に出資することができる者は、次に掲げる者とする。

一　労働金庫及び労働金庫連合会

二　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

三　前二号に掲げる者のほか、勤労者のための福利共済活動その他勤労者の経済的地位の向上を目的とする団体

（持分の払いもどし等の禁止）

第六条　協会は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡し等）

第七条　出資者は、その持分を譲り渡すことができる。

2　第五条各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3　出資者の持分の移転は、取得者の名称及び住所を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に対抗することができない。

（定款）

第八条　協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　出資及び資産に関する事項

五　役員に関する事項

六　評議員会に関する事項

七　業務及びその執行に関する事項

八　財務及び会計に関する事項

九　公告に関する事項

十　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第九条　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十条　協会でない者は、日本勤労者住宅協会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

第二章　役員、評議員会及び職員

（役員）

第十二条　協会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事三人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十三条　理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、定款で定めるところにより、協会を代表し、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、協会の業務を監査する。

（役員の選任等）

第十四条　理事長及び監事は、評議員会において選任する。

2　副理事長及び理事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

3　役員の選任又は任命は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の任期）

第十五条　理事長、副理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十六条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3　理事長は、副理事長若しくは理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

4　第十四条第三項の規定は、前二項の規定による役員の解任について準用する。

（代表権の制限）

第十八条　協会と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長又は副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第十九条　理事長及び副理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

2　評議員会は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（評議員会）

第二十条　協会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、評議員四十人以内で組織する。

3　評議員は、出資者が推薦する者及び建設大臣が推薦する協会の業務に関し学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。ただし、出資者が推薦する者のうちから委嘱する評議員の数は、評議員の総数の三分の二以上を占めることとなつてはならない。

4　評議員の任期は、二年とする。

5　第十五条第二項ただし書及び第二項の規定は、評議員について準用する。

（評議員会の権限）

第二十一条　次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　業務方法書の作成及び変更

三　事業計画及び資金計画の作成及び変更

四　その他定款で定める事項

2　評議員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

（職員の任命）

第二十二条　協会の職員は、理事長が任命する。

第三章　業務

（業務）

第二十三条　協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　勤労者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

二　勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

三　勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

四　協会が賃貸し、又は譲渡する住宅及び協会が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

六　前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。

第二十四条　協会は、住宅の建設又は宅地の造成に関する業務を行なうには、勤労者が健康で文化的な生活を営むに足りる良好な環境の住宅又は宅地が確保されるように努め、住宅又は宅地の賃貸その他の管理及び譲渡に関する業務を行なうには、住宅を必要とする勤労者の適正な利用が確保され、かつ、賃貸料又は譲渡価格が適正なものとなるように努めなければならない。

（住宅の建設等の基準）

第二十五条　協会は、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに第二十三条第四号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうときは、他の法令により特に定められた基準がある場合においてその基準に従うほか、建設省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

（業務の委託）

第二十六条　協会は、政令で定めるところにより、その業務の一部を消費生活協同組合等の勤労者のための福利共済活動を行なうことを目的とする団体で政令で定めるものに委託することができる。

2　前項の政令で定める者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

（業務方法書）

第二十八条　協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十八条　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画及び資金計画）

第二十九条　協会は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表及び業務報告書）

第三十条　協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

2　協会は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添付し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十一条　協会は、毎事業年度、利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十二条　協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二　建設大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（建設省令への委任）

第三十三条　この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十四条　協会は、建設大臣が監督する。

2　建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十五条　建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第二十六条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会若しくは受託者の事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務

の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（出資者原簿）

第三十六条　協会は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資額

3　出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第三十七条　協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、協会の解散については、別に法律で定める。

（住宅金融公庫等の融資）

第三十八条　住宅金融公庫及び年金福祉事業団は、法令及びその事業計画の範囲内において、協会による住宅及び住宅の用に供する宅地の供給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。

（労働金庫等の業務の特例）

第三十九条　労働金庫及び労働金庫連合会は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条に規定する業務のほか、協会に対する資金の貸付けの業務を行なうことができる。この場合において、同法第百一条第一号中「この法律の規定」とあるのは、「この法律の規定及び日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第三十九条前段の規定」とする。

（宅地建物取引業法の適用の特例）

第四十条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条から第六条まで及び第十二条並びに第二十条中免許の取消しに係る部分の規定は、協会には、適用しない。

2　協会については、前項に掲げる規定を除き、宅地建物取引業法第三条第一項の建設大臣の免許を受けた同法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者とみなして同法の規定を適用する。

（協議）

第四十一条　建設大臣は、第二十九条の認可をしようとするときは、あらかじめ厚生大臣及び労働大臣に協議しなければならない。

第七章　罰則

（罰則）

第四十二条　第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により建設大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第九条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十三条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十条の規定に違反して、財務諸表又は業務報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五　第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六　第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

七　第三十六条第一項の規定に違反して出資者原簿を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者原簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに出資者原簿の閲覧を拒んだとき。

第四十四条　第十条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（協会の設立）

第二条　建設大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

第三条　設立委員は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名し、建設大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に選任されたものとみなす。

第四条　設立委員は、定款を作成して、建設大臣の認可を受けなければならない。

2　設立委員は、前項の認可を受けたときは、第五条各号に掲げる者に対し、協会に対する出資を募集しなければならない。

3　設立委員は、前項の募集が終わつたときは、建設大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（成立当初の出資の総額）

第七条　協会の成立当初における出資の総額は、五千万円を下るものであつてはならない。

（財団法人日本労働者住宅協会からの引継ぎ）

第八条　昭和三十三年六月九日に設立された財団法人日本労働者住宅協会（以下「団財法人日本労働者住宅協会」という。）は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、建設大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、財団法人日本労働者

住宅協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、財団法人日本労働者住宅協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

4　前項の規定により財団法人日本労働者住宅協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第九条　財団法人日本労働者住宅協会の一切の権利及び義務が前条第三項の規定により協会に承継された場合において、当該承継に伴い、協会が受ける権利の取得の登記又は登録及び協会が債務を承継したことによる担保権の変更の登記又は登録については、登録税を課さない。

第十条　都道府県は、協会が附則第八条第三項の規定により財団法人日本労働者住宅協会から不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第十一条　この法律の施行の際現に日本勤労者住宅協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第十条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十二条　附則第三条第二項の規定により理事長又は監事に選任されたものとみなされた理事長又は監事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、理事長にあつては一年六月とし、監事にあつては一年とする。

第十三条　協会の最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十四条　協会の最初の事業年度の事業計画及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方住宅供給公社」の下に「、日本勤労者住宅協会」を、「地方住宅供給公社法」の下に「、日本勤労者住宅協会法」を加え、同条第十一号ノ四中「地方公共団体」の下に「、日本勤労者住宅協会」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ八　日本勤労者住宅協会ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のように加える。

日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）

（法人税法の一部改正）

第十八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のように加える。

日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）

（地方税法の一部改正）

第十九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び農業機械化研究所」を「、農業機械化研究所及び日本勤労者住宅協会」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第二十条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の六の次に次の一号を加える。

二十三の七　日本勤労者住宅協会の業務の監督その他日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの」の下に「、同条第二十三号の七に規定する事務のうち日本勤労者住宅協会の業務で宅地の造成、管理及び処分に係るものに関するもの」を加える。

（法務・大蔵・厚生・労働・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十四号（昭四一・七・二六）

◎性病予防法の一部を改正する法律

性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及びその患者が病毒をうつす虞がある行為をした者」を削り、「二十四時間」を「一月」に改め、同条に次の一項を加える。

2　患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に対し、その旨を告げなければならない。

第七条を次のように改める。

第七条　医師は、性病にかかつていると診断した患者又はその診療している患者が、前条第一項の規定による指示に従わないとき、又は他の医師の治療を受けている旨の証明書を提出しないでその治療を受けないときは、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨並びに患者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、患者に病毒をうつしたと認められる者がさらに多数の者に病毒をうつすおそ

れのある者であるときは、その者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、文書をもつて、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第八条中「あらかじめ」の下に「すすんで梅毒血清反応についての医師の検査を受けるとともに」を加える。

第十条中「第六条」を「第七条」に、「基き」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十二条中「まん延」を「まん延」に改め、「厚生大臣の承認を受け」を削る。

第二十四条第一項中「第六条、第七条第一項、第十条」を「第六条第一項、第七条、第十条、第十一条」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「但し、第十一条又は」を「ただし、」に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合に限る。

一　前項の規定により読み替えられる第十五条第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合

二　前項の規定により読み替えられる第十五条第二項の規定により、市長が、病院又は診療所に入院し、若しくは入所し、又は入院させ、若しくは入所させることを命じた場合

第二十四条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合に限る。

一　第一項の規定により読み替えられる第十条の規定により、市長が、医師の健康診断を受くべきことを命じた場合

二　第一項の規定により読み替えられる第十一条の規定により、市長が、医師の健康診断を受くべきことを命じた場合

三　第二項の規定により読み替えられる第十五条第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合

四　第二項の規定により読み替えられる第十五条第二項の規定により、市長が、病院又は診療所に入院し、若しくは入所し、又は入院させ、若しくは入所させることを命じた場合

第二十五条第二項中「都道府県知事」の下に「又は前項の市の長」を加える。

第三十条中「第六条の規定による」を「第六条第一項の規定によるその患者に病毒をうつしたと認められる者についての」に、「六ケ月」を「六月」に改める。

第三十二条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第六条」を「第六条第一項」に、「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和四十一年十月一日から施行し、同日以後に行なわれる梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用について適用する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとする。

（厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十五号（昭四一・七・二六）

◎防衛施設周辺の整備等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　防衛施設周辺の整備（第三条―第八条）
第三章　損失の補償（第九条―第十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の運用により生ずる障害の防止等のため必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2　この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章　防衛施設周辺の整備

（障害防止工事の助成）

第三条　国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院

三　前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（民生安定施設の助成）

第四条　国は、防衛施設の周辺地域を管轄する市町村で当該防衛施設の運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が著しく阻害されていると認められるものが、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定飛行場周辺の移転の補償等）

第五条　防衛施設庁長官は、自衛隊等が使用する飛行場で政令で定めるものの周辺における住民のこうむる障害の軽減に資するため、当該飛行場の周辺の一定の区域を、政令で定めるところにより、指定することができる。

2　国は、政令で定めるところにより、前項の指定の際現にその指定に係る区域（以下この条において「指定区域」という。）に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下この項において「建物等」という。）の所有者が当該建物等を指定区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

3　国は、政令で定めるところにより、指定区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

（資金の融通等）

第六条　国は、第三条の工事を行なう者又は第四条の措置をとる市町村に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（国の普通財産の譲渡等）

第七条　国は、第三条の工事又は第四条の措置に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

（関係行政機関の協力）

第八条　関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たつては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備を図るように努めるものとする。

2　内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第三章　損失の補償

（損失の補償）

第九条　自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一　航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの

二　射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの

三　その他政令で定める行為

2　前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3　第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（損失補償の申請）

第十条　前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

（異議の申出）

第十一条　前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その由出のあつた日から三十日以内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

（補償金の交付）

第十二条　政府は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

（増額請求の訴え）

第十三条　第十一条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（争訟の方式）

第十四条　第十条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十一条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十五号）第三条から第五条までの規定及び同法第九条第一項の規定による損失の補償に関すること。

（内閣総理大臣・大蔵大臣署名）

法律第百三十六号（昭四一・七・二六）

◎農産物価格安定法の一部を改正する法律（衆法）

農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「正常な水準」を「適正な水準」に、「農業生産及び農家経済の安定」を「その農産物の生産の確保と農家所得の安定」に改める。

第二条第一項中「省令の定めるところにより、」を「必要な時期において、必要な数量の」に、「毎年農林大臣の定める数量の範囲内において」を「省令の定めるところにより」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　農林大臣は、前項の規定による農産物等の買入れをしようとするときは、生産者団体の意見を聞かなければならない。

第五条第一項第一号中「農業パリティ指数に基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参しやくして」を「農業パリティ指数に基づき算出した価格を基準とし、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨とし

て」に、「加工に要する費用等」を「原料運賃、加工に要する費用等」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（甘しょ又は馬鈴しょの価格に関する勧告）

第八条の二　農林大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、甘しょ生切干、甘しょでん粉又は馬鈴しょでん粉の生産者が原料基準価格に基づく額に達しない価格でその原料である甘しょ又は馬鈴しょを買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該生産者に対し、その価格を少なくとも当該額に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2　農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

第五十二回国会制定法

会　期 {昭和四十一年七月十一日から
昭和四十一年七月三十日まで}

参　議　院　法　制　局

凡　例

一、本書は、第五十二回国会（臨時会）（昭和四十一年七月十一日から昭和四十一年七月三十日まで）を通過成立した法律二件（閣法）―昭和四一年法律第一三七号、同第一三八号―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）のみを掲載し、件名索引（五十音順）及び部門別索引は、省略した。

目　次

法律第百三十七号　外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月二十九日公布）……一
法律第百三十八号　アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和四十一年八月二十四日公布）……一

法律第百三十七号（昭四一・七・二九）

◎外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第十二項以下を三項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の三項を加える。

12　政府は、アジア開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律（昭和四十一年法律第百三十八号）第二条の規定によりアジア開発銀行に対して行なう出資の財源に充てるため、昭和四十一年度から昭和四十五年度までの間において、総額百八十億円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができる。

13　政府は、昭和四十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度において、百六億九千二百万円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができる。

14　財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書第二条の規定に基づき、大韓民国から日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セントに係る各年の賦払金の全部又は一部について同条の要請があつた場合（同議定書第六条の規定によりその要請があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該賦払金の支払が行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、外国為替資金から減額して整理するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の附則第十四項の規定は、昭和四十年度の決算から適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百三十八号（昭四一・八・二四）

◎アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、アジア開発銀行（以下「銀行」という。）に加盟するために必要な措置を講じ、及びアジア開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）の円滑な履行を確保することを目的とする。

（出資）

第二条　政府は、銀行に対し、この法律の施行の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項（外国為替相場）の基準外国為替相場をいう。）で換算した本邦通貨の金額が七百二十億円に相当する協定第四条第一項に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

（国債による出資）

第三条　政府は、前条の規定により銀行に出資する本

邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2　前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第五条第三項から第五項まで（国債の発行条件）及び第六条から第十条まで（国債の償還、国債整理基金特別会計への繰入れ等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項中「基金又は銀行」とあるのは、「アジア開発銀行」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第四条　日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）の規定にかかわらず、協定第三十八条第二項の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

附　則

1　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及び国際開発協会」を「、国際開発協会及びアジア開発銀行」に改める。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

（大蔵省印刷局製造）